

令和4年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和4年12月5日（月）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和4年12月 5日
至 令和4年12月14日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 報告第 2号 村有地内の事故に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第44号 村道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第45号 村道路線の認定について
- 日程第 9 議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第47号 白馬村債権管理条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第16 議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例について

- 日程第21 議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第27 議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和4年12月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第2号 報告、質疑

6) 議案審議

議案第43号から議案第66号（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 村有地内の事故に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定について
3. 議案第44号 村道路線の廃止について
4. 議案第45号 村道路線の認定について
5. 議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更について
6. 議案第47号 白馬村債権管理条例の制定について
7. 議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例について
8. 議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例について
9. 議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について
10. 議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
12. 議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
18. 議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例について
19. 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
20. 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
21. 議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例について
22. 議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
23. 議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
24. 議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
25. 議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から令和4年10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和4年度定期監査結果報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和4年11月定例会が11月10日に行なわれました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表及び陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表及び陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番 丸山和之議員、第2番 増井春美議員、第3番 横川恒夫議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和4年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり本日から12月14日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 皆様、おはようございます。

令和4年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

日本における現在の社会情勢は、急激な円安や国際情勢の不安定な状況により物価やエネルギーの高騰が国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、景気回復の妨げになってきているところです。

長引くコロナ禍での物価高騰のあおりは、本村においても例外でなく、村としましては、これまで国の経済支援に基づきエネルギー価格高騰対策等の実施により、物価高騰支援をはじめとした経済対策や村民の皆様方の負担軽減となるよう各種の施策に取り組んできているところです。

国の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードでは、地域差や不確実性はあるものの、全国的に増加の継続が見込まれ、さらに今後、免疫の減衰や、より免疫逃避能のある株への置き換わりの状況、また、年末に向けて社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が地域の感染者数の推移に影響することが考えられるため、注視が必要としています。さらに、季節性インフルエンザについても増加傾向の継続が見込まれ、新型コロナウイルス感染症との同時流行を含む今後の推移に注意が必要としています。

新型コロナウイルス感染症発生以来、3度目の冬を迎えますが、社会活動や経済活動が回復しつつあり、そうした中で冬季観光シーズン中の住民生活における感染予防やガイドラインの徹底を図ることは当然であります。ウイズコロナ社会に即した対応や、対策にも努めていかなければならないと考えております。

11月29日には、村内の医療機関にもご出席いただき、新型コロナウイルス感染症対策事業者説明会を開催しました。今後、その内容を事業者及び観光客、そして住民の皆様にご周知してまいるところでございます。皆様のご協力を何とぞお願いいたします。

次に、9月定例会以降の観光客の入込み状況についてご報告させていただきます。

9月は前年比146%となる19万400人、10月は前年比114%となる13万3,400人と推計しています。主要な観光施設によりますと、両月ともに新型コロナウイルス感染症の影響といったコメントはなく、多くの人が動いた、にぎわいが見られた、コロナ前の水準に戻った、など明るいコメントが多くを占めておりました。また、10月11日からスタートした全国旅行支援の効果も各所から聞こえてきました。ただ、11月に入って感染者数は急激に増加しており、この冬のシーズンに向けてはさらなる感染拡大が見込まれますので、警戒を強めなければなりませんし、加えて物価の高騰は経営を大きく圧迫することになりますので、観光事業者にとって

は予断を許さない状況が続きそうです。

こうした状況に加えて、この冬は3年ぶりに外国人観光客を受け入れることとなります。以前に問題になっていたマナーに関することに加えて、この冬は感染不安が高まることが想定されるため、十分な感染症対策が求められます。このため、先ほどの感染症対策に関する事業者説明会を開催し、大町保健所からは感染状況や陽性確認時の対応、濃厚接触者や陽性確認者の療養などといった全般的事項について、長野県観光部からは外国人観光客の有症状の場合の対応についてそれぞれご説明いただき、これらを事業者、従業員、観光客にどのように伝え徹底をお願いするのかを協議したところです。

この冬は、外国人観光客の受入れ再開といった明るい話題がある一方で、先ほども申し上げたとおり感染症第8波や、物価高騰といった不安材料と対峙しなければなりません。村としては安全・安心をしっかりと確保しつつ、この冬をインバウンドを含めた観光産業の回復と再生の第一歩を踏み出す大事なタイミングと定め、全力で取り組んでまいりたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をいただきすようお願い申し上げます。

さて、事業執行状況について説明させていただきますが、総務課関係では、令和3年度の繰越事業であります防災マップ更新事業が完了し、村公式ホームページや防災アプリに更新して掲載いたしました。

災害情報、土砂災害、浸水想定、避難所情報等を1枚のマップに地区ごとにまとめています。浸水想定区域や土砂災害警戒区域の想定どおりの災害が起こるとは限りませんが、ぜひ一度ご確認いただき、避難行動計画等に活用していただくようお願いいたします。

人事院は、8月に国家公務員の給与に関する勧告と報告、いわゆる人事院勧告を行ない、若手である30歳代半ばまでの職員を対象とした給料表を改定し、平均で0.3%の引上げ、また、議員・特別職で期末手当の支給率を0.05月引き上げ、一般職職員で勤勉手当支給率を0.10月引き上げるといった勧告内容でした。村では、職員の給与等について地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、人事院勧告に準拠して改定をしてきており、本年度についても同様に対応をたく、本定例会で一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など、関連4条例を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

令和4年度ふるさと納税の寄附の動向ですが、10月末の対前年比で寄附額ベースでは108%、件数ベースでは104%となっています。また、さらなる取組として企業版ふるさと納税の獲得に向けて全国の企業へアプローチするプロモーション支援サービスの拡充を進めているところであり、今後、村からの積極的なプロジェクト事業の発信と、それを応援していただける企業とのマッチング成果に期待しているところです。

令和5年度当初予算編成としましては、まず全職員を対象に11月29日に予算編成会議を開催しました。

令和5年度予算編成方針も、白馬村第5次総合計画の基本理念の実現を目指す事業に取り組むことはもちろんですが、特に、令和5年度は私の公約を実現するために重点的かつ積極的に取り組む事業として3つの柱を掲げました。

まず1つ目が、ゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進。

2つ目が、デジタルトランスフォーメーションの推進。

3つ目が、子育て世代支援の推進です。

限られた財源を効率的かつ効果的に配分して、最大の効果を上げるようこれらの事業を全庁体制で進める考えです。現在、予算編成作業に取りかかっており、令和5年度当初予算案は、次会定例会である3月議会においてご審議をいただきますよう進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

令和4年度白馬村一般会計補正予算第6号につきまして若干説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に3億9,681万円を追加し、予算総額を68億8,105万6,000円とするものです。

補正の主な歳出としましては、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴うふるさと納税事業や、基金積立金の増額、凍結防止剤散布車の更新に係る除雪機械購入費の増額、大和出踏切拡幅事業の事業費精査に伴う減額などですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症関連事業であるプレミアム付商品券事業の進捗状況についてご報告させていただきます。本年7月から8月にかけて、1人につき1冊の商品券を配付したところ、準備した商品券にわずかではありますが残余が発生しました。

そこで、9月の補正予算において商品券の増刷に関する予算をお認めいただき、それを残余に加えた約3,000冊の追加販売を10月に実施しました。期間を定めて購入希望者を募ったところ、応募数が販売数を上回ったため、抽せんによる販売となり、用意した商品券のほぼ全ての販売が10月末には完了しました。

これにより、販売総冊数は1万2,446冊、額面は1億4,935万2,000円となり、このうち、11月25日時点になりますが、換金ベースでは約1億211万円相当、全体の3分の2程度が利用されたとの報告を受けています。

ウインターシーズンに向けての恒例の行事になりますが、先月23日にはスキー場合同安全祈願祭、そして、雪乞い祈願が行なわれ、多くの関係者の皆様とともに一日も早い降雪とスキー場をはじめとする村内各所のにぎわい、そして事故のない安全なシーズンになること、加えて新型コロナウイルス感染症の終息も祈念してまいりました。

健康福祉課関係では、新型コロナワクチン接種の進捗状況につきましては現在、オミクロン株対応2価ワクチンを使用した3回目、4回目、5回目の追加接種を国・県等の方針に従い、初回接種が終わっている12歳以上を対象に進めているところです。

先月、11月30日までの初回接種終了者6,841人に対する3回目の接種率は、6,149人の89.9%で、同じように3回目の接種者数に対し4回目の接種率は65.2%、5回目の接種率は33.2%となっています。

これまでオミクロン株対応のワクチン接種を終えた方は2,497人で、今後は残り約3,500人の方に対しオミクロン株対応ワクチンの接種を進めてまいります。

インフルエンザと新型コロナの同時流行も想定されていますので、医療機関の負荷軽減と重症化予防等のためにもお早目の新型コロナウイルスワクチンの接種をご検討くださいますようお願いいたします。

障がい者グループホームの関係では、議員の皆様在先週2日の金曜日にグループホームの勉強会、事業説明会を開催させていただいたところ、大変ご多忙の中、ご参加いただきありがとうございます。グループホーム整備には議会の皆様のご理解とご協力が必要不可欠なものと考えておりますので、どうか一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

農政課関係では、令和4年産米の作況指数は県全体で98、白馬村の10アール当たりの予想収容が547キログラムになりました。全国的にコロナ禍の影響で米の需要が落ち込んでおり、在庫量が増加傾向です。このため、令和5年度産米はさらに主食米からの転作が必要になると考えられます。

このような状況下ではありますが、人・農地プラン法制化を踏まえ、認定農業者や関係者による人・農地プラン懇談会を開催しました。会議では、高齢化や人口減少による農業者の減少が懸念されるため、プランの見直し、農業振興地域の見直し等、村の農業の在り方について意見交換がされました。

林務関係では、ナラ枯れ対策として林業、森林の専門家による対策会議を開催したところ対応や方向性が示されましたので、会議での意見に沿った対策を講じてまいります。また、クマの目撃件数は昨年より減少しておりますが、サルの出没が増加傾向であり、最近では追い払っても逃げない傾向のため対応に苦慮している状況です。

土地改良関係では、北城南部地区ほ場整備事業は県・村・地元実行委員会の連携により工事が進んでおり、日々細かな調整事項はありますが、ようやく全体が見える形となってまいりました。特に、ヤマト運輸白馬センター西側の農地は耕作放棄地が多い状況でしたが、本事業により優良農地として生まれ変わろうとしています。

建設課関係では、9月定例会において景観条例をお認めいただきましたことから、その後、景観計画のパブリックコメントなどを行ない、先ごろ開催しました景観審議会及び都市計画審議会において計画の最終決定をいただきました。今後は、1月からの条例施行に向けて準備を進めてまいりますので、計画の実効性が確保できるよう引き続き議会及び村民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

住民課関係では、マイナンバーカードの普及状況について11月20日時点の白馬村の交付枚数率は55.4%となっています。さらなる普及促進に努めなければなりません、郵便局でもマイナンバーカードの申請ができるよう、本定例会で必要経費について補正予算として計上しております。また、来年3月1日からマイナンバーカードを利用して住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得できるよう、現在、準備を進めているところです。サービス開始に当たり、関連する条例の一部改正も議案として提出しておりますので、それぞれご審議のほどよろしく願います。

本年度北アルプス広域連合において建設を予定しておりました白馬リサイクルプラザ建設工事につきましては、予定価格が市場価格に追いついていないなどの理由により、2度にわたり入札が不落となった旨、報告を受けております。このため、着実に来年度の建設工事を実施するため、社会情勢などの動向を注視しながら再度、間取りや仕様などの見直しを行なっていくと伺っております。村といたしましても、担当課を通じて一日でも早く建設ができるよう協力してまいりたいと考えております。

税務課関係ですが、本定例会において白馬村債権管理条例の制定について提出しております。ご承知のとおり、村には村税以外にも様々な金銭債権があり、債権管理の一元化がたびたび議論されようとしたましたが、具体的な検討には至っておりませんでした。本年、税務課が中心となり庁内ワーキンググループを立ち上げ、各課が所管する債権の分類や管理、保全の法的取扱いを確認し条例趣旨を研究してきたところです。

債権を適正に管理することは村民負担の公平性の確保と健全な財政運営につながるものであり、本村における全ての金銭債権の取扱いについて全庁統一的な処理基準を定め、当該事務の一層の適正化及び効率化を図る観点から、債権管理条例を制定するものであります。議案につきましては慎重審議のほどお願いします。

上下水道課関係では、水道ビジョンの改定とストックマネジメント全体計画の策定を進めています。水道ビジョンは平成27年に策定したものの改定で、水道を将来にわたり安全安心に維持していくため、実施すべき方策を改定するものとなります。ストックマネジメントは、浄化センターの施設の点検・調査を行ない長期的な視点で施設の老朽化を考慮し、修理・更新に優先順位をつけ、施設全体を最適化するための計画であります。

また、水道事業では一定の流動性を確保しつつ資金の安全で効率的な運用を行なうことを目的に債権の運用を予定しており、本定例会において補正予算の議案を提出しておりますのでよろしく願います。

教育委員会関係ですが、最初に、教育課関係です。

各学校の音楽会、総合発表会、修学旅行などは計画どおり無事終了しています。それぞれに感染対策を施しながら、工夫して行事を開催しております。

児童生徒の新型コロナウイルス感染症への罹患状況ですが、10月以降から陽性者の確認数が増加し、小学校で11月に集団感染が疑われた事例が生じたため4学級を学級閉鎖とし、感染拡大防止を図りました。現在、児童生徒は療養期間も終了し落ち着いた状況となっています。今後はインフルエンザの同時流行も懸念されておりますので、引き続き感染対策を行ないながら教育活動を継続してまいります。

子育て支援課関係では、来年度の保育園等の入園申込みにつきましては、0歳児8名、1歳児23名、2歳児31名、3歳児36名といった状況で3歳未満児の総数は62名であります。

来年度から白馬幼稚園で2歳児6名の受入れが始まることや、今年度募集しておりました小規模保育事業の保育事業者が決まり、来年12月に開園する予定で進めており、来年度はここ近年年度途中から発生していた待機児童が解消される見込みであります。

また、しろうま保育園は来年度から認定こども園に移行することにより、3歳児以上の児童について共働きでない家庭の児童も入園できるようになり、これにより3歳児では4名の申込みがありました。引き続き様々な保育ニーズに応えられるよう、保育の充実を図ってまいります。

今国会で審議されている国の補正予算の事業であります、出産子育て応援給付金であります、国等の動向を注視し、できる限り早い時期に給付できるよう準備を進めてまいります。

生涯学習スポーツ課関係では、11月4日から3日間にわたり開催した文化祭は、コロナウイルス感染対策を講じての開催となりましたが、3年ぶりにウイング21文化ホールに観客を入れての芸能プログラム発表を行ない、また、姉妹都市の河津町と太地町の協力による特産品販売や、村民による出店やバザーも行なわれ、本来の文化祭に近い形で開催することができました。村民の作品展示も多くの方々に出品いただき、3日間の参加者数は昨年を上回る2,000人の入場がありました。

スポーツ関係では、10月に全日本スキー選手権大会ジャンプ競技が開催され、小林陵侷選手、高梨沙羅選手をはじめとする日本のトップ選手が出場する中、地元、白馬高校出身の宮嶋林湖選手もラージヒルで5位入賞と活躍し、村内外の方々に観戦いただきました。

また、10月末にはスノーハーブの利用促進のための新たな試みとして、広い芝生の上で親子が様々なスポーツを体験できるイベント、ハロウィンスポーツフェスティバルを開催し、村内外から多くの参加をいただきました。

本定例会に提出しました案件は、報告1件、議案24件です。

議案等につきましては担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第2号 村有地内の事故に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第2号 村有地内の事故に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 報告第2号 村有地内の事故に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明いたします。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものを同条第2項の規定により議会に報告するものであります。2枚後をおめくりください。

事故の内容につきましては、令和4年9月6日午後2時頃白馬南小学校の駐車場を草刈り作業中に草刈り機が跳ばした石で、駐車中の損害賠償請求者所有の車に損害を与えたものであります。

村は、損害賠償請求者に施設管理者としての過失とした示談により40万6,054円を賠償したものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第2号は終了いたしました。

以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定について説明いたします。

白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋施設、白馬村野外緑地広場の4施設です。

指定管理者となる団体は、白馬村大字神城21474番地1に所在する一般財団法人白馬村振興公社です。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

指定管理者の候補者は、白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、当該候補者が施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できるものと判断し、公募によらない方法で選定しました。なお、選定に当たっては同条第2項の規定に基づき指定申請書の提出を求め、その内容を第4条に掲げる基準に照らして判断しました。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第44号 村道路線の廃止について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第44号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第44号 村道路線の廃止についてご説明いたします。

本議案は、道路法第10条第3項の規定により村道路線を廃止することについて議会の議決を求めるものです。

今回の廃止路線につきましては、飯田地区内の村道2037号線、延長は432.3メートルで、1枚おめくりをいただきました地図に記載のところでございます。

今回の路線廃止は、JR和方踏切が廃止されることに伴う措置でございますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第45号 村道路線の認定について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第45号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第45号 村道路線の認定についてご説明をいたします。

道路法第8条第2項の規定により、村道路線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

今回の認定路線は、村道2271号線、延長138メートルと、村道2272号線、延長272.5メートルの2本でございます。

先ほど、議案第45号でご説明をいたしました廃止路線につきまして和方踏切を除いた前後の箇所を新たに路線番号を付して路線認定をするものでございますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北アルプス広域連合規約の一部を変更するため、同条の11の規定により関係地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

規約を変更する理由につきましては、本年3月末で廃止した平日夜間急病医療センターの事務を削除するもの。

また、副広域連合長の選任方法について実態に即した方法に改めるもの、及び大町市一般廃棄物最終処分場、第3期埋立地の建設工事及び管理運営を広域連合が行うに当たり、3市村の負担割合を追加するものです。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第4条第8号と第5条第8号につきまして、それぞれ平日夜間急病医療センターを削除し、クからコまでをキからケへ繰り上げ、第12条第3項の副広域連合長の選任方法について、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てるに改め、第17条第2項に規定する市町村の負担割の別表中、（6）広域的なごみ処理の推進に関する事務に、最終処分場建設工事建設費、用地及び運転維持管理費を追加するというものです。

改め文にお戻りいただき、この規約の施行日は令和5年2月1日とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第47号 白馬村債権管理条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第47号 白馬村債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 議案第47号 白馬村債権管理条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本条例は、本村の金銭債権の管理に関する事務処理基準等を定め、債権管理の一層の適正化を図るために制定するものでございます。

それでは、議案の鏡をおめくりいただき、条例案を御覧ください。

まず題名を「白馬村債権管理条例」といたします。

第1条目的は、村が保有する債権の管理について統一的な基準、その他必要な事項を定めることにより、一層の適正化及び効率化を図り、公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とします。

第2条定義は、本条例において用いる用語の意義を定めております。なお、本条例では村が保有する全ての金銭債権を対象とするものであります。

続きまして、第3条では他の法令等との関係、1ページおめくりいただきまして2ページ、第4条では村長の責務、第5条では台帳の整備についてそれぞれ規定を設けております。

次に第6条督促は、村の債権について履行期限までに履行されないときは期限を指定して督促することを定めております。

第7条滞納処分等は、強制徴収債権について、法令や条例の規定に基づいて滞納処分を行わなければならないことを定め、第2項では、法令に定める事由に該当するときは徴収猶予などの徴収緩和措置を取ることができる旨を定めております。

第8条強制執行等は、非強制徴収債権について督促してもなお履行されない場合には強制執行等の措置を取ることが定めております。ただし、徴収停止の措置や履行期限を延長する場合などはこの限りではないとしています。

3ページ、第9条の履行期限の繰上げから、4ページ第13条の免除までの条項はいずれも地方自治法施行令第171条の3から第171条の7の規定を準用し、それぞれ規定を設けるものでございます。

5ページ、第14条の債権の放棄ですが、非強制徴収債権についてより効果的かつ適切に債権管理を行うために、徴収見込みのない債権について第1号から第8号までの要件を定めて債権を放棄できるようにいたします。

なお、各要件につきましては、国の債権管理事務取扱規則や、地方税法における滞納処分の停止の要件を準用しております。

1ページおめくりいただきまして、6ページ第2項では、放棄した非強制徴収債権については議会に報告しなければならないことを定めております。

第15条滞納者に関する情報の利用等は、債権管理を効果的、効率的に進めるため、関係課が相互に滞納者の情報を収集、利用できる範囲を定めております。

7ページ、第16条は規則委任条項でございます。

最後に附則でございます。施行期日であります、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

また、村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例を廃止するとともに白馬村水道事業及び下水道事業条例等を併せて整備することとしておりまして、その新旧対照表を議案末尾に添付いたしておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、本村が景観行政団体への移行に際し、現行の環境基本条例で規定している開発の基準等について、白馬村景観条例及び白馬村開発行為の調整等に関する条例といった関係条例に分離し、先の9月定例議会においてこれら条例が制定され、一方で否決された本条例を残すこととなると、同じ内容を持つこととなり、二重条例となることから廃止したいため、議会の議決を求めるものです。

附則として、この条例の施行日は関係条例との整合を図るため、令和4年12月31日とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 質疑します。

先ほど説明があったように、9月定例会でこれが否決されました。今回、廃止ということで議案が提出されています。その経緯については、今回の9月の経緯については、1か月ほど前に発行された「議会だより」142号に掲載して、住民の皆様にもお知らせしました。また、本議案は、地

元紙、大糸タイムスですけれども、11月30日に環境基本条例廃止へというタイトルで報道され、住民の知ることになりました。私自身も、その前日に、29日夕方に、本定例議会の議案として上程されることを初めて知りました。

廃止の理由としては、先ほど述べられたように、重複するということなのですが、生活環境、生物多様性や自然環境の確保、水質、循環型社会、地球温暖化対策等に対する村の条例がない状態になります。現時点では、私自身としても、廃止による大きな問題は起こらないように思います。しかし、これから後日行なわれる総務社会委員会へ私も所属していますが、そこでしっかり審議していきたいと思いますが、そこで問題の有無などを精査し、総合的に判断していきたいと考えております。

しかし、情報が少ない住民は、不安を感じる方もいると思います。ここで、住民目線の素朴な質問を2ついたします。

1つ目、廃止によって想定される問題はありますか。

2つ目です。廃止後、温暖化等の地球環境問題や地域の環境保全に対してどのように対応されますか。

お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 尾川議員に申し上げます。ここは質疑の場でありますので、自己の意見が混在しておりますので、今後ご注意いただくようお願いいたします。

答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの2件の質疑に対してお答えをさせていただきます。

1点目の条例の廃止に伴う問題点があるのかというところですが、残る各種の保全等につきましては、現在、例規で定めている条例等による読み替え、さらに、新規に制定した要綱や県条例の規定を活用することで、一定の対応が可能と判断しております。

この点は、先ほど尾川議員がおっしゃいました、関係条例の制定に向けた議員勉強会の資料を御覧いただければ、この考え方を表示をさせていただいているところです。

あえて課題と申し上げるのであれば、環境に関する上位法は複数あるものの、白馬村が環境の保全に対して取り組む地域における事務と位置づける条例がないということかと考えます。

9月議会における議案の否決という決定には真摯に向き合うこととしておりますが、同時に提出をいたしました環境基本条例以外の条例が可決されるということから、議会のご判断はこれらが同様の扱いではなく、景観や開発が優先されるべき政策であると判断されたものと考えております。

2点目の地球環境問題や環境保全への取組につきましては、新年度の予算編成方針における重点事業の1つに、ゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進を掲げ、行政のみならず、白馬村に関係する一人ひとりがその意識を共有するため、カーボンニュートラルの実現に向け、庁内横断

的な取組を推進していくと定めておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 尾川議員、質問はありませんか。よろしいですか。他に質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、現行条例では被表彰者の選考は表彰審議委員会で行なうこととされております。

感謝状の授与に関しては、感謝状を授与すべき者について各課において決裁の手続を行なうこともあり、全てが統一されておられません。そこで、今回の一部改正により、表彰審議委員会の選考は必要とせず、適切な時期に、都度、授与できることとしたいものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表を御覧ください。

第5条、第6条ともに、対象とする選考から感謝状を削るものです。

附則として、この条例の施行日を公布の日として一部改正をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和5年3月1日から開始いたします、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付を可能とするための所要の改正でございます。

新旧対照表を御覧ください。

第7条では、印鑑登録証を規定しておりますが、第1号と第2号でうたわれている内容は、印鑑登録証明書の交付についてでありますので、削るものであります。また、1行目の「次に掲げる効力を有する」は具体的に指す項目がありませんので、削るものです。

印鑑登録証明書の交付につきましては、役場窓口での交付のみであったことから、白馬村印鑑条例もそのような組立てとなっておりますが、コンビニ交付サービス開始に当たり、第9条の2として、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を新たに加えるものです。

内容は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる、とするものです。

改め文に戻っていただき、附則としてこの条例は令和5年3月1日から施行するとするものです。説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、妊娠・出産・育児等と仕事を両立できる職場環境の整備が求められ、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、この法律の改正に伴い、職員の育児休業の取得要件の緩和等をするとともに必要な措置を講ずることから、白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の概要ですが、新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条、育児休業をすることができない職員を、第3号で非常勤職員についてはこれまで3要件を2要件とし、さらに継続雇用の日数を緩和し、取得可能な要件を緩和しております。

2ページを御覧ください。第2条の2では、児童福祉法に規定する養育里親を加えております。

第2条の3第2号では、3ページ、地方等育児休業を法定育児休業に用語を改め、同第3号では、

1歳から1歳6か月までの子を養育する非常勤職員の、1歳6か月年齢到達日までの育児休業に関する要件を、4ページ、アからエまで規定しております。

5ページ、第2条の4は、見出しを含めて改めるもので、この1歳到達日以降、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳における非常勤職員の育児休業に関して、配偶者との交代での取得を可能とし、第1号から第4号まで加えるものです。

6ページ、第3条は、再度の育児休業の取得について、第5号の育児休業等の申し出及び復帰後3か月以上の期間を削除し、第6号を第5号に繰り上げ、第7号までそれぞれ繰り上げ、取得回数制限の緩和及び計画期間を不要とするものです。

第3条の2は新たに加えるものです。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律で規定する条例で定める期間を本条例において規定をするものです。

7ページ、第10条第6号は、用語の改正。第24条を第26条とし、第23条の次に第24条として、妊娠または出産等について申出のあった場合における措置等により、育児休業の承認請求に対して面談その他の措置を講ずること。第25条として、勤務環境の整備に関する措置を加え、本制度が円滑に行なわれるよう規定するものです。

議案書4ページの改め文にお戻りください。附則として、第1項の条例の施行日については、公布の日から施行し、令和4年10月1日から遡及して適用することとしております。

第2項は、育児休業等計画書を提出した職員に対する育児休業休暇についての経過措置を規定しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第15 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の定年も段階的に65歳まで引上げとなることを踏まえ、これに係る条例の一部改正を行なうものです。

なお、条立ては関連条例ごとの見出しとなります。

新旧対照表でご説明させていただきますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

第1条、白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正及び第2条、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正は、法令の引用条文の改正です。

2ページ、第3条、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正は、法律の引用条文の改正に加え、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものです。

3ページ、第4条、白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、先ほどの議案第51号と同名の条例ですが、一部改正の施行日が異なることから、この条例の整備に関する条例で改正するものです。さらに、議案第53号で提出をしております白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例への規定が必要となることから、第2条第3号及び第9条第3号に加え、4ページ、第14条では育児短時間勤務の職員の適用について、表内の用語の改正を行なうものです。

飛びまして9ページ、第20条は、用語の改正と法律の引用条文の改正です。

11ページ、第5条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正は、議案第53号で提出をしております白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例への規定が必要となることから、第2条第5号及び第10条第5号をそれぞれ加えるものです。

12ページ、第6条、職員の分限に関する条例の一部改正は、第1条に公休を加えることに伴い、附則として第3項及び第4項に公休に関する経過措置を設けるものです。

13ページ、第7条、職員の懲戒に関する条例の一部改正は、第3条の減給の発令日を基準として、後段の追加はただし書を加えるものです。

第8条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、第2条から第30条まで、定年前再任用短時間勤務職員への用語の改正を含む文言の改正及び法律の引用条文の改正です。

18ページ、附則では、第17項で60歳到達後の給料月額7割規定について、第18項では、60歳到達後の7割の例外規定、第19項から第22項までは、管理監督職勤務上限年齢調整額及びその読替規定とこれらの均等上調整が必要な場合を規定しております。

議案書の改め分、6ページを御覧ください。

附則として、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。なお、第2条は、用語の定義、第3条以降は、今回の整備に関するそれぞれの条例の経過措置を条立てとしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第16 議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の定年も段階的に65歳までの引上げになることに伴い、条例の一部改正を行なうものです。

新旧対照表でご説明させていただきますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

まず、今回の一部改正に伴い、条例を章立てとし、第1章から第5章までとします。

第1条は、法律の引用条文の改正、第3条は、職員の定年を65歳とし、第4条では、定年による退職の特例として勤務延長に関する規定で、2ページの第1項のただし書以降については、管理監督職の職員の勤務延長で勤務延長型特例任用と異動可能型特例任用について規定をしております。

3ページ、第3章では、新たに管理監督職勤務上限年齢制を加えております。管理監督職勤務上限年齢についての説明用語は、以降、役職定年という用語でご説明をさせていただきます。

第6条は、役職定年の対象となる管理監督職を定める規定、第7条は、管理監督職の上限年齢の規定、第8条は、役職定年実施に当たっての遵守すべき基準を第1号から第3号まで規定しております。

4ページ、第9条では、役職定年による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定するものです。第1項は、勤務延長型特例任用について、第2項は、一度延長した職員の異動期間の延長可能について、第3項は、異動特例型特例任用について、6ページ、第4項は、その異動期間の延長可能について規定しております。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員同意の規定、第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定です。

第4章も、新たに定年前再任用短時間勤務制を加えております。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定、第13条は、村と一部組合等の間における任用の規定、第14条は、第5章、雑則として規則への委任を規定しております。

附則第3項は、定年年齢の段階的な引上げの経過措置、8ページ、附則第4項は、現行の特例定年が定められている定年の段階的引上げの経過措置、附則第5項では、定年職員への情報提供及び勤務意思の確認に関する規定です。

議案書の改め文、5ページを御覧ください。

附則第1条で、この条例の施行日は令和5年4月1日とし、附則第11条の令和5年度60歳到達職員的意思確認等は、公布の日からするものです。

附則第2条以降は、経過措置に関する規定で、第2条は、勤務延長について、第3条は、暫定再任用について、第4条は、村と組合間の暫定再任用について、第5条及び第6条は、施行日前に定年退職した者の65歳到達前の現行の再任用制度可能について、附則第7条から第9条までは、令和3年改正法及び新法に規定する条例で定める職と年齢を規定しております。第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第17 議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、令和4年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。

改正の概要ですが、第4条は、期末手当の支給率をこれまで年間3.25月分であったものを0.05月分引き上げ、3.30月分とするもので、改め文の附則第1項で条例の施行日を公布の日とし、同第2項の規定により、令和4年12月1日から適用することとしております。

最終ページ、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。

同じく、第4条で令和5年度以降についての期末手当を、6月支給分と12月支給分の支給率を1.65月と同じくすることとし、改め文附則第1項で条例の施行日をただし書となる令和5年4月1日として一部改正をしたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第18 議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第54号と同様で令和4年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。

改正の概要ですが、第2条は、期末手当の支給率をこれまで年間3.25月分であったものを0.05月分引き上げ、3.30月分とするもので、改め文の附則第1項で条例の施行日を公布の日とし、同第2項の規定により、令和4年12月1日から適用することとしております。

最終ページ、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。

同じく、第2条で令和5年度以降についての期末手当を、6月支給分と12月支給分の支給率を同じくすることとし、改め文の附則第1項で条例の施行日をただし書となる令和5年4月1日として一部改正をしたいものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第19 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、令和4年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改正を行なうものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、7ページを御覧ください。第1条関係の新旧対照表です。

第7条、昇給及び第27条、期末手当の額、第30条、勤勉手当の額及び附則第16項においては、特定幹部職員を法律の用語と合わせることから、特定管理職員に改めるものです。なお、第30条第1項における一般職及び再任用職員ともに勤勉手当の額において、支給割合を0.10月分及び0.05月分引き上げることとしております。

9ページから15ページまでの別表第1第5条関係の給料表は、民間との格差を埋めるため、初任給及び若年層の月給を平均改定率0.3%引上げとしております。

6ページの改め文にお戻りいただき、条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものです。

最終ページを御覧ください。第2条関係の新旧対照表です。

同じく、第30条で先ほどの勤勉手当0.10月分等引き上げる分について、令和5年度以降についての期末手当を、6月支給分と12月支給分の支給率を同じくすることとし、改め文附則第1項後段のただし書で第2条の施行日を令和5年4月1日として一部改正したいものです。

附則第2項では、別表第1の給料表は、令和4年4月1日に0.10月分等引上げの勤勉手当の額に関する規定は、令和4年12月1日に遡及適用するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第20 議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

5ページの新旧対照表を御覧ください。

別表第1の第5条関係では、本年の人事院勧告により、議案第56号と同様に本村の一般職の職員の給料表を改正することに伴い、同様に会計年度任用職員の給料表の改正を併せて行なうものです。

改め文にお戻りをいただき、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

別表の中に定められております非常勤特別職の報酬につきまして、令和5年1月1日から白馬村開発行為の調整等に関する条例が施行されますことから、従来の環境審議会委員から新たに設置されます開発審議会委員に置き換えるものでございます。なお、報酬額につきましては、日額、半日額ともに変更はございません。

1ページにお戻りいただきまして、改め文の附則を御覧ください。

この条例の施行日は、令和5年1月1日からとしておりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第22 議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この基金は、寄附金を元にしてつくられたもので、果実運用基金として基金から生じる運用益は、小中学校の図書を購入することとされています。しかし、条例制定当時と比較して金利は大幅に下がり、とても図書を購入できる運用益は期待できない状況となっており、改正をしたいものであり

ます。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条では、運用益で図書を購入すると限定していたものを、第1条に規定する費用、すなわち教育振興に充てると幅を持たせたいものであります。また、第7条を追加し、必要があれば一部または全部を処分できることとしたものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第23 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の理由ですが、平成30年度から都道府県が市町村とともに保険者となり、国保運営を担い、財政運営の責任主体となりました。

県と市町村が一体となって国保を運営するために、統一的な方針として令和3年3月に長野県国民健康保険運営方針が策定され、併せて保険水準等の統一に向けたロードマップが示されました。

この中で、令和9年度までに第2次医療圏内の各市町村が応益割額を標準保険料に近づけることが求められていることから、令和5年度から令和9年度にかけて段階的に税率を改正するものです。

新旧対照表、1ページを御覧ください。

第3条から第5条にかけては、基礎課税額になります。いわゆる国保運営の主たる医療分になります。

第3条、所得割額を100分の4.80に、第4条、均等割額を1万6,900円に、第5条、平等割額、2ページになります。第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万3,900円に、第2号、特定世帯は6,950円に、第3号、特定継続世帯は1万425円に改めるものです。

第6条から第7条の2にかけては、後期高齢者支援金等課税額になります。

第6条、所得割額を100分の3.50に、第7条、均等割額を1万2,300円に、また、漢字の「一人」を数字の「1人」に改め、第7条の2、平等割額、第1号を9,500円に、3ページになります。第2号を4,750円に、第3号を7,125円に改めるものです。

第8条から第9条の2までは、介護納付金課税になります。

第8条、所得割額を100分の2.30に、第9条、均等割額を1万700円に、第9条の2、平等割額を6,300円に改めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定しているものです。

第1項は、前年中の世帯の総所得額が一定基準以下の場合に、均等割額及び平等割額から一定の割合に相当する額を減額していますが、税率改正に伴い減額する額を改めるものであります。

第1号は、4ページになりますが、下から6行目の「あ」から5ページの「か」までにつきましては、7割軽減となる場合の軽減額を、第2号は、6ページになりますが、1行目の「ア」から7ページ1行目までの「カ」までにつきましては、5割軽減となる場合の軽減額を、7ページの第3号、「ア」から8ページの「カ」までにつきましては、2割軽減となる場合の軽減額をそれぞれ改めるものであります。

8ページの第5条第2項は、未就学児の均等割額の減額を規定しております。税率改正に伴い減額する額を改めるものであります。

第1号及び第2号とも、「ア」は7割軽減世帯、「イ」は5割軽減世帯、「ウ」は2割軽減世帯、「エ」は軽減とならない世帯をいいます。

第1号は、基礎課税額分の軽減額を、9ページの第2号は、後期高齢者支援金等課税額分の軽減額をそれぞれ改めるものであります。

改め文、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第24 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和5年3月1日から住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始に当たり、コンビニエンスストア等での交付手数料を設定するものです。新旧対照表を御覧ください。

別表の住民票に関する手数料につきましては、1通300円としておりますが、コンビニ等に設置されております多機能端末機による交付に当たっては250円とするものです。

同じく、印鑑登録証明書の交付につきましても、多機能端末機による交付にあつては250円とするものです。

改め文に戻っていただき、附則として、この条例は令和5年3月1日から施行するとするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第25 議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第2条の中で、改正前の第3号、事業主、第4号の開発及び第8号の開発事業者の定義について、さらに分かりやすくするために内容、文言の修正をするほか、これに合わせて号番号の繰上げ等を行なうものでございます。

新旧対照表の2ページ、第8条第3項の住民説明会の開催、その下、第9条の協定の締結、3ページに入りまして、第26条の公表につきまして、改正前の条文にあります事業主を改正後の条文で開発事業者に置き換えることとしておりますが、これは事業主を含めた開発事業者全体として取り組むべき責務をより明確化することを狙いとして改正させていただくものであります。

改め文を御覧いただきまして、附則により、この条例の施行日を令和5年1月1日としております。

なお、今回の上程案は9月定例会において可決をいただきました本条例を、施行日前に改正するものでございます。これは、9月定例会での委員会審議の際、ご意見としていただいたものを精査をした上で、今回、施行日前に改正させていただくものでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 第9番松本喜美人です。

この条例は、9月に招集された令和4年第3回定例会において、議案第30号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の制定について、施行日は令和5年1月1日で上程され、賛成多数で可決決定した条例の一部改正です。

そこで、一部改正に至る経過等について伺います。

改正理由は行政判断か、または、上級官庁の指導あるいは関係法令等の運用通達か伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、松本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の改正理由につきまして、行政判断によるものなのか、または、上級官庁からの指導あるいは法令等の運用通達によるものなのかというご質問でありますけれども、これは、私ども、村の中の行政判断の中で改正することとしたものであります。

先ほど、提案説明の中でも若干触れましたが、9月議会における委員会審議の中でいただいたご意見を精査をし、必要箇所について、今回、施行日前ではございますけれども、改正案を上程させていただくものでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 本条例の施行日は令和5年1月1日であり、一般的には施行後何らかの不整合の箇所が生じ一部改正が行なわれるが、施行日前の改正は行政運営上問題はないのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 松本議員、2点目の施行日前の改正で行政運営上、支障はないのかどうかというご質問でありますけれども、確かに施行日前の改正自体がまれなケースではございますけれども、今回の場合は条例を施行してから後に改正するよりは、施行日前に改正すべきは改正して臨んだほうが、かえって今後スムーズに進められるのではないかという判断から、今回、改正案を上程させていただくものであります。1点、改正条例の公布から施行日までの、いわゆる周知期間が短くなってしまいうけでありますけれども、その点につきましては窓口対応の中で、事業者だけではなくて開発事業者も含めて責任を持ってしっかり対応してもらおうんだよということをしつかりと周知、指導してまいりたいと考えておりますので、その点も含めましてご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 最後の質問でありますけれども、過去数年間において、条例の一部改正が条例制定後、施行日前に改正した例が過去にあったのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。一応、私、法規審査委員長という立場あるので、お答えさせていただきます。

まず、私が委員長になった4年間の中で、施行前の一部改正というのは記憶にございません。条文の一部を直したけど、またさらに直すというのは、多分、地方税法とかの絡みであるかと思いますが、条例制定の公布前というのは恐らく今回が初めてかと、ここ数年では今回初めてかと存じません。

議長（太田伸子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（太田伸子君） 日程第26 議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,681万円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,105万6,000円とするものであります。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正として、まず、追加ですが、飯田区にあります大和出踏切拡幅事業に伴い、部材となる半導体が調達できないことから、令和4年度、5年度の2か年にわたる契約を行なうための新たな債務負担3,000万円の設定であります。

次に、廃止ですが、北アルプス広域連合が行なう白馬リサイクルプラザ建設工事などの負担金に係る令和4年度マテリアルリサイクル整備事業につきまして、入札不落に伴い令和5年度に再度入札を行ない債務負担も設定する関係上、令和4年度は全額廃止するものです。

第3条、地方債補正につきましても5ページになります。

第3表、地方債の変更になりますが、まず、道路新設改良事業は、先ほどの債務負担行為の補正で追加した大和出踏切拡幅事業の事業費の精査に伴う限度額の減額です。

除雪機械更新事業は、経年劣化が激しい凍結防止剤散布車を新たに購入するための限度額の増額であります。

8ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについて、ご説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税8,179万円の増額は、普通交付税の増額により一般財源の不用額を行なうためのものです。

12款1項3目農林業費負担金272万7,000円の増額は、来年度予定している飯田地区の金網柵設置と大出地区の電気柵設置の前倒しに伴い、有害鳥獣被害防止対策協議会負担金を増額するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金244万4,000円の増額は、利用者、利用日数の増加による障害者自立支援給付負担金206万円の増額によるものです。

9ページを御覧ください。

14款2項3目土木費国庫補助金2,927万7,000円の減額は、先ほどの地方債補正でも説明した大和出踏切拡幅事業の事業費の精査に伴う防災安全交付金2,777万5,000円の減額などによるものです。

15款1項1目民生費県負担金122万2,000円の増額は、国庫負担金でも説明いたしました障害者自立支援給付負担金103万円の増額などによるものです。

10ページを御覧ください。

2項7目土木費県補助金270万円の減額は、県単河畔林整備事業補助金不交付の決定に伴う減額です。

17款1項1目一般寄附金3億2,000万円の増額は、寄附者のニーズに合った返礼品を増やした効果などによる、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額によるものです。

18款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金218万3,000円の増額は、H a k u b a V a l l e y W i — F i の修繕費などに対して新たに基金を繰り入れるものであります。

11ページを御覧ください。

19款1項1目繰越金752万5,000円は、一般財源の不足額を補うためのものです。

21款1項村債につきましては、第3条、地方債の補正で説明させていただいたとおりであります。

12ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当は、令和4年人事院勧告に伴う人件費の増額によるものです。また、光熱水費は、主にロシア、ウクライナの国際情勢などにより高騰した電気料の増額によるものです。

人件費の組替えと光熱水費の増額につきましては、説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項6目ふるさと納税事業1億5,466万3,000円の増額は、歳入でも説明いたしましたふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴い、返礼業務委託料など所要経費を増額するもので

す。

14ページを御覧ください。

3款1項3目心身障害者福祉事業627万7,000円の増額は、歳入でも説明いたしました利用者、利用日数の増加による自立支援給付費412万円の増額などによるものです。

2項1目学生等応援給付金事業110万円の減額は、大学などに進学した子供たちに対する応援給付金ですが、現在の申請者数などから精査した減額になります。

3目しろうま保育園運営事業199万4,000円の増額は、県外の幼稚園に入園する園児に対する広域入所負担金60万4,000円などの増額によるものです。

17ページを御覧ください。

4款2項1目塵芥処理事業1,254万円の増額は、北アルプス広域連合のごみ処理広域化推進費と、廃棄物処理費の増額による11月補正予算に伴う北アルプス広域連合負担金の増額になります。

18ページ。

5款2項1目有害鳥獣被害防止対策事業272万7,000円の増額は、歳入でも説明をいたしました来年度予定をしております飯田地区、大出地区の金網柵、電気柵設置の前倒しに伴う有害鳥獣被害防止対策協議会負担金の増額です。

19ページ。

6款1項2目平地観光施設管理事業181万5,000円の増額は、Hakuba Valley Wi-Fiの経年劣化による故障に伴う観光施設修繕費の増額です。

2項1目新型コロナウイルス感染対策事業110万円の増額は、11月に入り新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、冬季シーズンに向けて、さらなる増加が見込まれること、加えて外国人観光客の受入れ再開に伴い、事業者、従業員、村民の感染不安が高まることから、村内観光事業所などにおける、感染拡大防止を目的とした備蓄用の抗原検査キット購入のための消耗品費の増額です。

20ページ。

7款2項2目除雪機械整備事業3,036万円の増額は、地方債補正でも説明いたしました平成13年式凍結防止剤散布車の経年劣化が著しく、部品の製造も終了している状態及び半導体不足などにより、納期が大幅に延びている社会状況を鑑みて、早期発注をしたいため、今回除雪機械購入費を増額するものです。

3目村道改良国庫補助事業5,180万円の減額は、歳入でもご説明いたしました大和出踏切拡幅事業の事業費の精査に伴う工事請負費5,042万8,000円の減額などによるものです。

21ページ。

3項1目河川総務事業300万円の減額は、歳入でも説明をいたしました県単河畔林整備事業補

助金の不交付決定による工事請負費288万2,000円の減額などによるものです。

8款1項2目常備消防事業52万2,000円の減額は、北アルプス広域連合の常備消防費の減額による11月補正予算に伴う北アルプス広域連合負担金の減額です。

22ページ。

9款1項2目学校環境整備事業91万6,000円の増額は、白馬中学校のICTセキュリティ対策を強化するための費用として、ICT業務等委託料の増額によるものです。

23ページ。

4項4目伝統的建造物群保存事業130万6,000円の増額は、伝建指定の青鬼神社が、今までの雪の重みなどにより傾いており、倒壊の危険性があることから、補強材設置による倒壊防止工事に対する伝建物修理補助金126万9,000円の増額などによるものです。

24ページ。

12款1項3目ふるさと納税基金事業2億2,400万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づきまして、積立金を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第27 議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億2,021万1,000円とするものです。

3ページの歳入明細をお開きください。

1款1項1目国民健康保険税76万9,000円の減額及び2つ下の5款1項1目一般会計繰入金76万9,000円の増額ですが、令和4年度から未就学児の均等割額保険料の減額制度がスタートしております。減額となる保険料分を一般会計から繰り入れ、同額の国保税分を減額するものであります。

中ほどの2款1項1目災害臨時特例補助金64万9,000円の増額は、傷病手当金に係る補助

金です。

4ページ。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金9,000円の減額は、財源の組替えによるものです。

続いて、5ページの歳出明細を御覧ください。

2款8項1目傷病手当金64万円の増額は、新型コロナウイルスに感染し、労務に復することができず、給与等の支払いが受けられなかった方の傷病手当申請件数の増加が見込まれるため増額するものであります。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分及び6ページの3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源の組替えを行なうものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第28 議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条として、令和4年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の収益的収入1款水道事業収益を286万円追加し、3億1,266万1,000円とし、収益的支出1款水道事業費用を378万5,000円追加し、2億7,569万3,000円とするものです。

第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4億711万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額の資本的収入1款資本的収入に177万5,000円を追加し、5,062万8,000円とし、資本的支出1款資本的支出に3億5万8,000円を追加し、4億5,774万1,000円とするものです。

この補正は、消火栓に係る収益的収入と資本的収入の予算の組替え、県道白馬美麻線道路改良に伴う水道管の仮設工事の増額、投資有価証券の購入費用の計上、また人事院勧告による人件費の補正等であります。

また、第4条として、当初予算第8条に定める職員給与費を32万7,000円増加し、3,939万2,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第29 議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額の収益的収入1款下水道事業収益に180万円追加し、4億8,570万6,000円とし、収益的支出1款下水道事業費用131万9,000円を追加し、4億8,514万3,000円とします。

この補正については、道路改良に伴う物件補償費、マンホールの緊急修繕等の不足分の増額となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第66号までは、お手元に配付いたしました令和4年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第66号までは、常任委員会等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月6日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） ご異議なしと認めます。よって、明日12月6日午前10時から本会議を開くことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時05分

令和4年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和4年12月6日(火) 午前10時開議

(第2日目)

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和4年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和4年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は通告された方のうち、5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 改めまして、おはようございます。

9番議員の松本喜美人です。丸山村長への一般質問は初めてとなります。よろしく願いいたします。

村長は、令和4年8月7日に「持続可能な次の白馬へ！」をスローガンの下、政策の5本柱として、①コロナ禍からの早期回復を図り、持続可能な観光地へ。②農業を振興し、白馬らしい環境を創造する白馬へ。③福祉で支え、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる白馬へ。④白馬らしい教育を充実させ、次世代に誇れる場所へ。⑤住民目線で健全な財政運営をする村へ。を掲げ、具現化のため16項目を公約として1期目がスタートし、現在各課において、新年度の事業計画及び予算の積算作業が進行中であり、丸山村政の第一歩が事業計画と予算編成であります。

今回は通告書に基づき、

1、新年度の重点施策と予算編成基本方針について。

2、大系線存続問題について。

3、令和3年に改正された土地に関する、民法及び不動産登記法による行政運営の影響について、の3項目について村長の見解をお伺いいたします。

村長就任後約4か月が経過し、村民の大きな期待と注目が日々高まる中で、1項目について次の

7点について伺います。

1点目、新年度の事業計画に向けて、現時点における重要課題と重点施策は何か。

2、現在進行中の事業において中断、先送り、凍結を検討したい事業は。

3点目、任期中に新規に取り組みたい、あるいは再開したい事業は。

4点目、予算編成の基本方針は。

5点目、歳入では、地域再生法を根拠とする地方創生推進交付金の計画認定期間が5年間であり、令和4年度で終了するが新年度への影響と対応策は。

6点目、歳出では本年度実施した枠配分方式を継続か。経常経費の要求限度額は、令和3年度は対前年マイナス3%、4年度は3年度と同額。新年度は物価高騰を考慮すると対前年の上昇率は。

7点目、本年度目標に新規地方債の発行額は元金償還額範囲以内とする方針目標がありました。新年度も引き続き方針目標に定めますか。

以上7点伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

新年度の重点施策と予算編成方針について、松本議員より7項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の、新年度の重要課題と重点施策についてお答えします。

重要課題としては、新型コロナウイルス感染症とエネルギー等の高騰や資材不足、人手不足などがあると考えています。

コロナに関しては、3年がたちいまだに2類のままであることから、現段階ではそれを念頭にワクチン接種や感染症対策の施策の継続。

観光施策についても、入込みに関して楽観視し過ぎない必要があることから、国内外への観光プロモーションや魅力向上の取組の一方で、事業者への支援施策の継続も検討すべき重点施策になるうと思います。

エネルギー等の高騰や資材不足は、様々な施策に影響を及ぼしており、既に取り組んでいる施策についてもコストの増大や工期の遅延が発生しており見直しが必要なものも出てくるのが想定されます。

住民生活においても、ほぼ全ての物価が高騰してきているため、それらに対応するための支援やエネルギー自給率、食料自給率を上げコストを抑えるための再生可能エネルギーの創出や、リサイクル、断熱、エコ製品等が普及するための施策が重要であると考えています。

人手不足は全ての分野で言えることですが、行政としてできる施策としては、デジタル化や機械化の促進や、次世代育成、少子化対策を講じることが重要と考えています。

具体的には、観光業においてはフロントの予約関連の作業等をシステム化するため、観光局で行

なっている予約サイトのさらなる促進。農業では、機械が入りやすくするためのほ場整備の推進。次世代育成としては、地域教育の充実。少子化対策としては、子育て世帯への手厚い支援の施策などを考えています。

また、新年度に限ったことではありませんが、様々な施策のための財源確保は常に課題ですので、企業版ふるさと納税など新たな財源確保にも力を入れてまいります。

2点目の現在進行中の事業において、中断、先送り、凍結事業についてお答えします。

現段階で特に中断、先送り、凍結を検討したいものはありませんが、実現までに年月を要するものがあるため、4年間の任期中にどこまでできるかが現段階で定かでない事業が幾つかあります。

1つ目は、図書館複合施設についてです。場所についてはこれまでの議論でかなり定まってきたように思いますが、どういった施設と複合するのか、財源はどうするのか、観光客向けも考えるのかといった課題があり、特に子育て支援ルームを一緒にするのかどうかという点については、9月議会の委員会でもご意見が出たところですので、現在の施設の老朽化が進む中、早く結論を出さなくてはならないと考えておりますが、意見が分かれている点でもありますので慎重さも必要と考えています。

2つ目は、犬川の小水力発電所についてです。こちらも9月議会でお話ししたとおり、資材の高騰と不足により、見積りが大幅に上がってきていることや、完成の時期が遅れるとのことで、ゼロカーボンやエネルギー自給率向上のために進めていく方向で現在考えておりますが、当初より遅れる可能性が非常に高いです。

3つ目は、スクールバスについてです。現在試験的という位置づけと把握していますが、将来的にスクールバスだけでなく、コミュニティバスのような形で、この冬に観光客の夜の足として導入しますオンデマンドのAIシステム等を活用して最適なルートやスケジュールを全体で組めればとも考えており、その結果次第で形式や本格導入時期が変わってくるかと思えます。

免許返納者などの生活の足ともなるコミュニティバスの早期実現が求められていますが、一方で年代ごとの人口推移などにより、最適ルートやスケジュールが変わる中で、資金的にも資源としても無駄のないようにすることが持続可能な公共交通となり得ますので、実現を急ぐあまりかえって継続性のなくなるということがないようにしてまいりたいと考えております。

3点目の、新規に取り組みたい、再開したい事業についてお答えします。

観光財源については、この後もお答えいたします地方創生推進交付金が終了した後の施策のところでも触れますが、一定のめどを予定しているものもありますが、持続可能な観光地であるために安定的な観光財源は必要であるとの意見が、村民の多くが一致しておりますので、既に議論の場を再開する方向で指示を出しております。

以前は、宿泊税の反対の署名や使途を明確にするといった課題が出ておりましたので、その点をどうするか議論することが特に重要と考えます。

新道の駅は一度は候補地の適性調査を行ない、その場所では現実的でないという判断に至ったと聞いており、また、ランドステーションができたことにより、お客様の動線も変わったことから、一旦はストップしている案件になっているかと思えます。

しかし、今後通年型の観光地としてさらに魅力アップしていくためには、雪不足によるスノーシーズンの短期化への対応や、雨天対策などの観点からより魅力的な道の駅は必要になってこようかと思えます。

その場合の場所ですが、現在のものを改築するのか、将来の松本糸魚川連絡道路のルートなども見据えて、より収益性のある場所に移動するのか、民間にどの程度任せるのかといった問題もあり、任期中にできるかどうかはコロナ禍での白馬への客足の伸びがどこまでになるか、今後また客足が大幅に減るようなリスクはないか、といった点も考える必要があるため、現段階では何とも言えませんが、それらを前向きに検討できるぐらいお客様に来ていただけるよう、まずは観光プロモーション等の施策を積極的に継続しつつ、現在ある道の駅の魅力化を図っていきたくと考えております。

4点目の予算編成の基本方針についてですが、令和5年度予算編成の基本方針も白馬村第5次総合計画の基本理念の実現を目指し、村政運営の基本である後期計画に掲げる基本目標に合致した事業を推進していくことはもちろんですが、私の公約を実現するために重点的かつ積極的に取り組む事業として、次の3つの事業を掲げました。

令和5年度は次の3点を重点的かつ積極的に取り組むべき事業とし、全庁的に展開していくことといたします。

1つ目は、ゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進です。白馬村気候非常事態宣言、白馬村ゼロカーボンシティ宣言をはじめ、行政のみならず白馬村に関係する一人一人がその意識を共有するため、カーボンニュートラルの実現に向け、庁内横断的な取組を推進していくことです。

2つ目は、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進です。デジタル社会に対応した行政サービスを目指し、創意工夫して臨機応変に対応するため、デジタル技術の活用により業務効率化を図って行政サービスのさらなる向上につなげていくための事業を推進していくことです。

3つ目は、子育て支援、少子化対策の推進です。喫緊の課題である人口減少と少子化に対応するため、家庭・地域・学校と連携し、子育て世帯がより安心して未来を担う人を育てる環境の実現に向けた取組を推進していくことです。

限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、持続可能な財政運営を推進しながら予算編成につきましても全庁体制で取り組んでいく所存です。

5点目の、地方創生推進交付金事業の終了に伴う影響と対応策についてお答えします。

Hakuba Valley世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等によるアクティビティ強化・魅力増強事業は、地方創生推進交付金事業として平成30年度から令和4年度までの5年間実施してまいりました。

令和4年度の事業費については、予算額と前置きした上で5年間の事業費を合計しますと、総事業費は7億8,121万円余りとなります。

その内、北尾根グランピング施設とランドステーション白馬の整備費に対する補助金、いわゆるハード事業に関する費用は3億2,400万円で、プロモーションなどのソフト事業に関する費用は4億5,721万円余りとなります。

これら事業費のうち、2分の1に相当する額3億9,060万円余りが地方創生推進交付金事業として交付され、さらに補助残である2分の1の一般財源分に対しても特別交付税措置がありますので、財政的に有利な事業でありました。

この交付金事業は本年度で事業期間が終了となりますが、財政的に有利であったことのほか、コロナ禍であってもこの交付金事業があったからこそプロモーションを継続的に実施することができたことは極めて大きな成果をもたらしたと考えています。観光統計を見ても、グリーンシーズンについては2019年比で2020年が60%、2021年が65%、2022年が96%と着実に回復していることが分かり、これは長野県全体の宿泊統計や全国の宿泊統計と比較しても非常に堅調な回復であります。

令和5年度予算を考えますと、この交付金事業が終了となりますので、これまでの規模でプロモーションを実施することは財政的に困難であると言わざるを得ません。しかしながら、継続的なプロモーションは必要ですので、そのための財源の確保に努めてまいりたいと考えます。具体的には、国の地方創生推進交付金制度は継続されていますので、その活用を視野に入れていきます。

6点目の、枠配分方式及び物価高騰の上昇率についてお答えします。

令和5年度当初予算編成にあっても、経常的経費の一般財源につきましては、令和4年度当初予算の経常的経費に対し、松本議員がおっしゃるように現在高騰している電気料などの増額を考慮した上で増額とし、ゼロシーリングを要求限度額として設定しました。

具体的には、昨今の電気料高騰に係わる増額を本年度予算から簡易計算により見込み、会計年度任用職員の昇給に係る増額などを加味した結果を増額としたゼロシーリングですので、計算上では6.2%ほど増やした額を上限額として指示したところです。

最後に、新規地方債の発行額についてお答えします。

地方債現在高はここ数年、新規発行債を元金償還額以下に抑えるといった予算編成方針の効果が現れ始め、ようやく改善が見られたところです。これにより、将来負担比率は減少傾向にあるのですが、神城断層地震以降の大型事業による新規発行債の元金償還が始まったことにより、実質公債費比率は上昇傾向にあり、元金償還額は令和4年度よりは若干減少するものの、まだ7億円を超える見込みです。

これ以上の公債費の負担を抑制するため、また、歳入の確保という観点からも財源を安易に地方債に求めるべきではありませんが、地方債を財源とする場合は交付税措置のある有利な地方債を利

用し、持続可能な財政運営のため地方債現在高の抑制を念頭に、令和4年度に引き続き新規発行額は元金償還額以下に抑えることを予算編成方針として示しました。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁をいただきましたので、順次気になるところから再質問をさせていただきますと思います。

まず、現在進行中の事業においてのところで、村長のほうから――

議長（太田伸子君） 松本議員、マイクもう少し下に下げていただいてよろしいですか。

第9番（松本喜美人君） はい。現在進行中の事業の答弁の中に、スクールバスというようなところで答弁をいただいたわけありますけども、スクールバスのみをどうするかではなくて、同僚議員が後聞くわけでありますけど、小学校をどうするかというような部分と連動したスクールバスというふうに、試行的、試行的ということでこうずっとやっていくということではなくて、将来的な学校をどうするかというような、将来のビジョンに合った検討をぜひお願いしたいなというふうに考えております。

それから、任期中に新規に取り組みたいということで、答弁の中に観光財源に触れておりました。これは、現時的に言うとはやはり将来、未永い観光施策をということになりますと、当然必要だというふうに私も判断をしております。ただ、過去の宿泊税、それから資金使途、村長のほうから答弁にありました部分がやはり村民の理解、事業者の理解の得られるということが大変必要ではないかなというふうに考えております。そして、この辺につきましてはやはり同僚議員が今日午後質問で上げてございますので、その同僚議員にお任せをさせていただきたいなと思います。

それから、道の駅でございますけども、これにつきましては平成29年度に官民連携による新道の駅構想調査を国土交通省の補助金1,300万円を活用して事業費約1,590万で建設場所をゲイサービス岳の湯周辺として、白馬グリーンスポーツとの相乗効果を期待しての調査を実施をしました。ただ、その後、民間の支援企業の見通しが立たないことと、ランドステーション白馬、いわゆる案内とか農産物のマルシェというような関係で同じようなものであるので少し棚上げしたいというのが前下川村長の方向で来たわけであります。

これにつきましても、私としては今の岳の湯というのが一番現状においてはベターだと思いますけども、ここで村長にお伺いしたいと思います。こういう施設につきましては、道路によって大きく経営環境が変わるということがありますので、その道路というのは当面、松糸道路ではないかと思えます。松糸道路によっては今まで調査をした岳の湯のところを、白紙に戻すお考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 松本議員のおっしゃるとおり、松糸道路の今後の展開というのは非常に大き

なポイントになってこようかと思ひます。一方で、先ほども答弁の中で述べさせていただいたとおり、通年型のマウンテンリゾートを目指す上で、どのタイミングで現在のものから別の場所に新道の駅を移動することが最もよいのかというところは、現コロナ禍ではなかなか判断が難しいという一面があるかと思ひます。さらに、松糸道路については議論がされているところでもあるのですが、特に白馬に関しては、まだ、数年先のということになりそうですので、そのあたりの時間との兼ね合いというところも非常にポイントになってこようかと思ひます。

ご質問に対するお答えとしては、その進捗状況によっては岳の湯の場所以外のところも検討に入つてこようかと思ひます。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 先ほど5点目の質問の中で、地方創生推進交付金の今後の対応というようなことで答弁をいただいております。

そこで関連で、太田観光課長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

地方創生推進交付金は、事業費の2分の1国の補助金で、観光課では地域未来投資促進法を根拠法令としたグランピング事業。昨年度までに山小屋のトイレ改修、それからドローン事業等を実施し、観光局では過去にFWT・シャトル運行・各種プロモーション負担金、さらに入込客数・宿泊客数等のデータ収集にNTTのドコモモバイル空間統計調査を実施してきております。新年度の継続事業と財源措置の考えについて伺ひます。

それから、先ほど村長答弁の中にこのグランピングを含めて地方創生推進交付金、総額で約7億円ということで答弁をいただいております。実質、補助金2分の1、それから特財で80%といいますと、一般会計の部分で村の負担というのは実質10%でありますので、7,000万円であれだけの事業ができたというふうに認識しております。

ぜひ、観光課長の答弁の中にこういった地方創生推進交付金の第2弾というような申請というようなですね、考えていらっしゃるのかどうかも含めて答弁をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。まず、地方創生推進交付金事業、現計画が今年度で終わります。今後継続していく事業はというご質問にお答えします。

これから、予算調整会議で観光課として要望していきたい事業ということを前置きさせていただきます。幾つかあるんですけども、基本的にはプロモーションを継続的にやっていくことは非常に重要なことだなというふうに考えております。そのほか、現段階で動いていて、来年以降も動かせたい事業ということでお答えさせていただきますと、まず、八方池山荘の建て替えに関する動きであります。今年度、基本計画を策定いたします。その中で、来年度具体的にどういった手法で建

築していくのか財源の確保含めて、こういったことを検討する場を設けていきたいということが1点であります。

2つ目は、観光交通の充実であります。先ほどの村長の答弁にありましたが、この冬ナイトデマンドをやりまして、それをグリーンシーズンにも、さらには生活交通にも、その取組を進めていきたいということもあります。

それから3つ目になりますけれども、観光局で実施しているGREEN WORK HAKUBA、これをしっかりと支援していきたいという思いであります。あの事業自体は、環境面から白馬村の観光地という価値を高めてもらえる事業だというふうに考えておりますので、気候非常事態宣言とかゼロカーボンシティ宣言を発している村としては、ぜひ支援していきたいという考えであります。

項目とすればそのほかに宿泊産業の活性化、継続してやっていきたい。もう一つモバイル空間統計、これをコロナを経て来年度少しお客様の動きが変わってくるのかなという予想できますので、ここでお客様の動きを統計的に把握したいということを考えております。

いずれもこれから予算の編成で観光課が要求していくんですけども、ゼロシーリングという基本方針示されておりますので、いずれの事業も国の交付金などを充てて外部財源、しっかり確保していきたいというふうに考えております。

関連してもう一つ質問がありました。地方創生推進交付金事業、来年度以降はというようなことなんですけども、今、全国で「恋人の聖地」という、先頃村長が観光庁の長官受賞式に行っていました。そのつながりで、共同事業という話がありますので、そこに参画するように村では考えているところであります。5年間の地方創生交付金事業、これに手を挙げていきたいということになります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） それから次に、6点目の新年度の予算についてでありますけども、従来どおりの枠配分方式を継続をしつつ、エネルギー関係の経費のものについては一応別枠というような答弁をいただいてというふうに解釈しております。それから、人件費ということも別枠だと、それ以外は従来どおりゼロシーリングで臨むという答弁をいただいたかというふうに思います。非常に物価の高騰という中ではなかなかゼロシーリングで運営するということは大変きつい、全ての課にとってきついんじゃないかと思われましても、職員のいわゆる創意工夫というようなことで、できればこの目的というものを達成していただけると私もありがたいなというふうに考えております。

それから、7点目でありますけども、新規地方債の発行額は従来どおり償還金の範囲内にすることによって答弁をいただいております。それで、地方債の償還額でありますけども、本年度を含めて7年度までが元利合計で約7億円台ということになります。それから、6億円に落ちるのが令

和8年度に約6億5,900というような形でなかなか元利償還金額が減ってこないというような状況でありますけども、これらも、先ほど最初のところで丸山村長から重点施策といいますか事業という中で少し変わってきてるなあとこう感じたのが財源という部分もあろうかと思えますけど、ソフト面での充実を図りたいというような方針だというふうに私は受け取れました。確かに、ハードも大事でありますし、大型のハードも控えておるのも事実でありますけど、やはりソフトの充実ということは多くの村民に支持されている部分ではないかと思えますし、それから厳しいときはソフトで生活を豊かにするというのも行政の大きな視点だと思います。

それで、この7点目の地方債の発行額を償還金の範囲内にするというようなことでありますから、それと同時に新年度に向けてのやはり予算の裏づけというようなところが非常に大事になってこようかと思えます。

そこで、田中税務課長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思えます。令和3年度の決算による村税の内訳構成比では、固定資産税が57.9%、村民税が31.8%、たばこ税が5%で上位ベスト3です。ただし、昨年度は固定資産税が国のコロナ対応で事業用資産の減免措置が行なわれ、減収率約1億7,000万円が国から補てんされており、実質的には3年度の徴収額が約7億5,000万円、それから国の補てん金が約1億6,700万円、トータルでいたしますと固定資産税総額が9億1,514万円で、国の補てん分を合わせますと70%と、村税収入の中では大変大きな比率を占めております。そこで、新年度の固定資産税の予算増額見込額についてどのくらいというふうに数字をつかんでおるのかお尋ねします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） お答えします。固定資産税の新年度の予算額ということでございますが、令和5年度の予算につきましては現在鋭意策定中でございます。また今日現在、令和5年度の税制改正の内容がまだ国のほうから入ってきておりませんので、確定的な数字としてお答えすることはできませんが、現時点での見通しとしまして答弁をさせていただきます。

まず、固定資産税のうち土地に関してでございますけれども、令和3年度の評価替えにおきまして、和田野・みそら野・エコーランド地区等の評価額が上昇しましたことから、この地域ではその負担調整措置として5%分の税額が増額してまいります。また、今年度におきましては景気回復に万全を期すための特例としまして、商業地等の土地に限って課税標準額の上昇幅を通常5%から2.5%に抑制する措置があったわけですが、この措置がもし延長がなければ地価上昇した地域の商業地等につきましても5%分の税額が増加することになります。

次に、家屋でございますけれども、家屋につきましては今年中に滅失、あるいは新築された家屋が影響してくるわけでございますけれども、例年どおりこっちは約80棟前後の家屋が新築されておりまして、その分の税収が増加してまいります。それに加えて、令和元年中に新築された住宅につきましては税額の減額適用期間、2分の1の減額適用期間が終了しますことから、本来の税

額に戻りましてその分税収の増額につながってくるということでもあります。

償却資産につきましては、ほぼ例年並みと見込んでおります。

この3つを合計しますと、そういったまた滞納繰越分、これも考慮いたしまして令和5年度の固定資産税額につきましては、約9億1,500万円というふうに見込んでおります。先ほど松本議員さんおっしゃったとおり、令和3年度の決算数値、固定資産税の収入額、それに減収補てん交付金を加えた額、これとほぼ同額になってくるものと考えております。

なお今年度、令和4年度の当初予算額と比較しますと約2,100万円余りの増額になると今現在見込んでいる状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁も含め後23分です。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） それでは、吉田参事兼総務課長のほうに本年度と新年度の実質公債費比率と将来負担比率をどのような予想を立てていらっしゃるのかお尋ねをさせていただきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

その前提条件として、まだ令和4年度起債等の借入れの手続等を行なっておりませんので、令和4年度については見込み、令和5年度については推計ということで数値のほうを申し上げさせていただきます。

なお、起債の償還金であるとか、地方債現在高は過去のものに加えて令和4年度、令和5年度の見込みを含んで計算をさせていただきました。

それでは、令和4年度の実質公債費比率につきましては単年度ベースで17.6、3か年平均で申し上げますと14.7という見込みでおります。令和4年度将来負担比率につきましては、36.3。

次に令和5年度になりますが実質公債費比率単年で17.8、3か年平均で16.4と推計しております。将来負担比率につきましては34.9ということになります。

令和3年度に比べて実質公債費比率が上がっておりますが、これは給食センターや防災行政無線の施設更新が複数年度にわたりまして償還が始まるということから、一時的に金額が上がっているということで数値が上がったとご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 現在、将来的に大きな投資が必要な施策が各種進められておりますけれども、これはハード・ソフト、まあこのソフト、私はスクールバスを含めた地域公共交通をソフト

というふうに表現させていただいておりますけれども、これを全てということは到底不可能な財政状況でありますので、優先順位を定める取捨選択のときが来ているのではないかとということでもあります。これにつきましても、明日、同僚議員が具体的に事業名を挙げて一般質問を予定しておりますので、この項目についての質問は終了させていただきまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

本年は、JR白馬駅開業90周年、大糸線全線開通65周年と節目の中で、2月15日の新聞報道で、JR東日本・西日本が国土交通省に利用減の地方鉄道の支援要請をしたことを知り、大糸線の存続問題に発展し今日に至っているというふうに理解しております。村長公約に大糸線を存続させ、白馬駅から始まるにぎわいの創出を掲げており、次の3点について伺います。

1点目、広域での取組は信毎のローカル線分岐点で報道されているが、村として取組状況と今後の展開は。

2点目、今回JRが利用状況等を公表した県内の飯山線、小海線、飯田線の沿線市町村との情報交換はされているのか。

3点目、白馬観光の関西市場を考察すると、北陸新幹線の延伸が非常に重要となり、令和6年春に金沢・敦賀間の開業等がプラス要因として考えると、南小谷・糸魚川の存続は不可欠と考えますが、村長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 大糸線存続問題について、3項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の、村としての取組状況と今後の展開についてですが、大糸線の南小谷から糸魚川間の2021年の利用状況は、1992年のピークから92%の減少という大変厳しい状況にあります。また、信濃大町から南小谷間の収支状況が厳しい状況にあるということはJR東日本の発表のとおりです。

村としては、地域における大糸線の役割を再確認する必要があると考えており、沿線自治体と共にイベント等による利用促進に取り組んでいます。イベント等による利用者の増加は、短期的な利用促進に留まってしまうとも考えられますが、地域にとっての大糸線の価値や役割を再確認するといった大きな意味を持つと考えています。

具体的に申し上げますと、最近では8月に2日間にわたり開催されました、大糸線全線開通65周年イベントでのプレゼント土産品提供の協力や、先月の白馬駅開業90周年イベントの開催協力、糸魚川への日帰りツアーへの協力などによる利用促進の協力取組があります。

一方で、持続可能な路線を実現するための中長期的な取組が重要であると認識しており、村では、立地適正化計画に基づく駅を中心としたまちづくりに取り組んでいるほか、それを補うための二次交通の整備にも取り組んでいるところです。これらに加えて、白馬駅前では電線の地中化事業が進

んでおり、玄関口としての魅力が高まりつつありますので、白馬駅に人が集まりにぎわいが生まれるような仕掛けを地域の皆様と共に考えてまいります。

大糸線存続問題については南小谷から糸魚川間について話されることが多いですが、白馬より南の区間につきましては観光客の利用、特に冬季シーズンの外国人の東京間や名古屋方面間の利用はコロナ禍で大きく落ち込んでいますが、コロナ前までは高い需要がありましたので、この冬からの外国人旅行客の集客に力を入れることは大糸線利用者を増やすことに資すると思います。

今後はコロナの状況がさらに落ち着き、長期滞在者が増えれば近隣との連携、特に金沢などは訪日旅行客にも人気の有名観光地ですので、車の利用をあまりしない海外からの白馬への旅行客に向けてのプロモーションを増やすことは、南小谷以北の利用促進にも資すると考えています。

この場合には、広域での旅行商品の造成といった協力が必要になってこようかと思います。また、従来どおり国内旅行者の利用もリゾートの通年化を進めることにより、年間を通じて向上することが期待できるため引き続き力を入れていきたいと思っています。加えて、サイクルツーリズムの推進によるサイクルトレインの需要拡大の可能性や、通年でさらに観光客が増えれば観光列車などの可能性も考えられます。

いずれにいたしましても、住民の利用を大幅に拡大するというのは現段階では厳しい側面があると思いますので、まずはコロナ禍で減ってしまった観光客を増やすことを第一に、その後の増加状況に応じてさらに力の入れ具合を考えていくものと考えています。

2点目の、他路線の沿線市町村との情報交換についてです。JR東日本は11月24日、利用者の少ない地方路線の2021年度収支を公表しました。

県内では大糸線のほか、飯山線、小海線等の4路線8区間が対象となっていました。これら沿線市町村との情報交換についてですが、大糸線について議論する大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の振興部会には、長野県の交通政策部局が参加していますので、他路線の情報は交通政策部局から共有されるものと認識しており、今のところ市町村単位での情報交換は予定していません。

最後に北陸新幹線の敦賀延伸については、松本議員がおっしゃるように2023年度末に北陸新幹線の金沢から敦賀駅間が開業されると、関西方面からの時間短縮が見込まれますので、2023年度末は一つの節目であると見ています。

現段階での観光客のボリュームや交通手段の現状、鉄道としては金沢経由と名古屋経由の2ルートあることなどを考えてみますと、敦賀延伸が大糸線の利用に劇的な影響を与えるとは判断し難い部分もありますが、金沢・敦賀間の開業をプラス要因として捉えた場合には、北陸新幹線を利用して来村される方のために糸魚川からのアクセスを確保しておくことは当村として重要ですので、大量輸送と定時輸送といった特性を持つ鉄道の存在は不可欠であると考えております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は答弁も含め後13分です。質問

はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 答弁をいただきました。

私の今日の資料のところに、令和3年4月29日JR東日本が民営化後初赤字というようなことで5,779億円の赤字というようなことで、これは令和3年に信毎の記事であります。今日お手元に日経電子版の決算等々というようなことで添付をさせていただきました。もう時間の関係で詳細に説明する時間がないので、このJRの赤字という部分につきましては、この4月29日の中で、商業施設、それからホテルやモノレールに関する特別損失のものが有りますよということと、それから売上減少をコロナの影響というもので1兆1,710億円というようなものがコロナの影響だということでJRが公表している数字であります。ですから、今回のようにその責任を地方に持ってくるというのが私はちょっと違うのではないかと、ちょっとというよりも大幅に違うのではないかと。やはりコロナの回復後、それから地方どうするということが出てこないとおかしいと考えております。

前にも、ある会議のところでちょっとお話を村長にも申し上げておりますけども、やはりこれは1村で動いてもどうしようもないことでありますので、全国規模で全国町村会等々で、JR東・西それぞれのJR。それから、国土交通省に申し上げていくべきではないのかなというふうに、これは要望というようなことで恐縮でありますけどもお願いをして時間の関係で申し訳ありません、3点目に移らせていただきます。

3項目でありますけども、政府の骨太の方針2020で、所有者不明土地問題の解消に向けて令和3年4月に土地建物等の利用に関する民法を改正し、令和5年4月1日より施行され、共有制度の見直し等が図られます。また、令和5年4月27日からは相続土地国庫帰属制度がスタートします。さらに、登記法の改正により令和6年4月1日、2年後でありますけど、相続登記の申請を義務化し3年以内に名義変更しない場合は10万円以下の罰金が科せられると。法改正以前から相続登記をしていない不動産にも適用される。ですから、個人名義、それから共有地等々全てが今までに相続登記をしていないものにつきましては6年の4月1日から相続登記の義務づけ、2年以内にならない場合には罰金というようなことで法改正が行なわれます。

そこで質問させていただきたいと思います。こういった動きに伴ったりということで、今後予想されるのが相続放棄を含めた税務関係の影響。

それから2点目でありますけども、村内の行政区は法人格を有しない「権利能力なき社団」と、法人格を有する「認可地縁団体」とに区分されております。現在の地縁団体の数と地区。

それから3点目、現在認可地縁団体の移行を目指している行政区数と地区。

4点目、庁内における相談窓口と指導体制についてお尋ねいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。村長、あと8分です。

村長（丸山俊郎君） 令和3年度に改正されました土地に関する民法により、不動産登記法により

行政運営の影響について4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の、相続放棄を含め、税務関係の影響についてであります。固定資産税の納税義務者は台帳課税主義を取っていますことから、原則として登記簿上の所有者になりますが、当該所有者が死亡している場合には現に所有している者、通常は相続人になります。従来、納税義務者が死亡し相続登記がなされない場合は新たな納税義務者となる現に所有している者を村が自ら調査し特定する必要があり、この調査に多大な時間と労力を要し、迅速適正な課税に支障を来たしていました。

このような課題を背景に、令和2年度税制改正により所有者不明の土地や家屋の固定資産税については、①現に所有している者の申告の制度化。②使用者を所有者とみなす制度の拡大が創設されたところであります。これにより、課税への課題は一步前進し、残るは相続登記が義務化されていないことでありましたが、議員が述べられましたとおり、令和6年4月から相続登記が義務化されることになり、所有者不明土地、家屋の問題が解消に向けてさらに前進することが期待されています。

一方、相続放棄であります。県内の家庭裁判所が2021年、預貯金や借金、不動産などの遺産を一切受け継がない相続放棄を受理した件数ですが、3,750件に上り、過去20年で最多になったとの報道がこの9月にありました。相続人全員が相続放棄した土地や、家屋の所有は宙に浮いた状態になりますし、被相続人が未払いであった税金を納税する義務もありません。このような場合、税務課では滞納税額を整理するために家庭裁判所に対して相続財産管理人の選任を申し立て、不動産を売却するなどして債務の支払いを清算しています。しかしながら、相続財産管理人専任の申し立てには20万円から100万円ほどの費用がかかるため、相続財産の価格が申立費用及び弁済を受ける滞納税額に見合ったものでなければ相続財産管理人を選出しないケースも多くあります。

今後、少子高齢化が進む中で相続放棄が増えればこのような問題が一層深刻化するおそれがあることから、相続放棄物件の課税に対する仕組みや制度の整備が必要と考えているところです。

2点目の、現在の地縁団体数についてお答えします。

村内には30の行政区がありますが、そのうち既に法人格を有する認可地縁団体となっている地区は、塩島区、エコランド区、堀之内区、新田区の4地区となっており、いわゆる権利能力のない地縁による団体は26地区です。

3点目の、認可地縁団体への移行を目指している行政区数と地区についてですが、まず、認可地縁団体について関心を示し相談を受けた地区は、佐野区、三日市場区、飯森区、深空区、八方口区、大出区、森上区、沢渡区、内山区の9地区あり、そのうち役員への制度の説明会を開催した地区は佐野区、三日市場区、飯森区、深空区、森上区、沢渡区、内山区の7地区です。

さらに住民説明会を開催した地区は、佐野区、飯森区、森上区、内山区の4地区となっております。

飯森区、森上区、内山区の3地区については来年度にも認可申請を行なう予定と聞いております。

最後に、庁内における相談窓口と指導体制ですが、担当課は総務課ではありますが、認可地縁団体に関する相談窓口及び指導については集落支援員が対応しており、希望のある地区については説明会を実施している状況であります。

地区からの相談状況等については、土地や建物等の不動産等を所有している地区においてはその名義が当時の役員や住民の共有名義で登記をせざるを得なかったため、現在でも相続時に問題となっているケースもあると聞いております。

不動産登記法の改正により、相続登記が義務化され、罰則規定もあることから今後ますます相続に関する問題が生じてくる可能性が高くなってくると予想されますが、その問題を解決する唯一の方策でもありますので、引き続き関係区との連携を進めてまいります。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員の質問時間は後3分です。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 認可地縁団体への指導はぜひ強力的にお願いをしたいと思います。

最後3分ということでありまして、最後に横山副村長が今月末日をもって任期満了となります。そこで、村の行財政運営についてお考えがあればここで3分以内で大変恐縮でありますけれども、ご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 4年間の任期、16回の定例会、16回目ということでもどなたかからこんな質問出るんじゃないかなということは思っておりましたけれども、一言で言うと行財政運営、大変難しいです。年を経るごとに難しくなっています。

4年前、私になったときはまだ私の頭の中にSDGsという言葉もなかったのですが、それから半年後にはSDGsがやはり言葉になり、それを施策に生かさなければいけない、そのうちに今度はその中からゼロカーボンが非常にクローズアップされている。だけれど、地域の中に入った役員懇談会をすると、やっぱり道路を直してほしい、用水路を直してほしい、鳥獣被害対策何とかしてほしいと、やっぱり生活に密着したものが住民の方々から出ると。そのいわゆる世界的に取り組まなきゃいけないゼロカーボンだったりする課題と、住民の要望、そこら辺の何ていうか間に入って行政の人間は予算立てしたり常に懐具合を考えながらやっているというようなこの4年間、特にコロナでちょっと通常と変わった4年間だったなという感想を持っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 1期目大変お疲れさまでした。白馬の観光のトップシーズンが始まろうとしております。ゲレンデ上部の一日も早い順調な降雪とコロナに打ち勝つ白馬を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 第2番増井春美です。丸山――

議長（太田伸子君） 増井さん、マスク外してください。

第2番（増井春美君） 失礼しました。第2番増井春美です。丸山村長が就任されて、今回初めての一般質問ということになります。よろしくお願いします。

本村ならではの文化・芸術の取組について。

私は、村の文化・芸術の振興について、文化・芸術はこうあるべきだと大上段に構えて質問させていただくものではありません。ただ、村の芸術行政の在り方が今まできちんと論議されてこなかったのではないかと感じております。新村長を迎えて、今こそ真剣に、村のあるべき姿を追求する必要があるのではないかと考えているところです。それでは、通告に従い、始めさせていただきます。

第52回白馬村文化祭は、11月4日から3日間、公民館関係者をはじめ、同好会やサークル、グループ等の皆さんの協力により盛会でした。公民館活動は「であい・ふれあい・まなびあい」をテーマとしております。一人ひとりが自らの興味関心と必要に応じて自分に適した方法を選び、進んでいく学習活動であり生涯学習です。また、文化・芸術は人生を豊かにし、感動する心や、何か新しいものを生み出そうという力を与えてくれます。そういった心や力が、社会や経済を元気にしてくれます。本村ならではの文化・芸術の取組をどのように進めていくのか、村の公の施設であるウイング21ホール及び歴史民俗資料館について、お伺いいたします。

1点目、ウイング21ホール、村直営による管理について。

管理運営の現状をどのように認識され、課題をどのように捉えられていますか。収支状況、人的体制などについて伺います。

また、7月から9月は村外からの音楽合宿やセミナー、コンサート等で利用したいとの希望が多くありますが、利用しやすいような工夫はされていますか。会場費などについて、お伺いいたします。

2点目、村が進める村民への良質な文化・芸術の提供をどのようにお考えか伺います。

3点目、村の雄大な自然の中で良質な文化・芸術に触れる時間を持つことは、観光にとっても大きな財産です。その中で、情報の一元化として、観光局等による積極的な情報発信は重要です。観

光資源として、文化・芸術の取組、振興をさらに進めるお考えはありませんか。

4点目、長野オリンピックのレガシーであるウイング21ホールの将来像をどのように描いておられますか。

次に、歴史民俗資料館・復元古民家、指定管理者による管理について。

この質問は、私が3月議会で一般質問をし、前村長に答弁いただいたことについて、その後、行政の対応を問うものでございます。

1点目、歴史民俗資料館の村民意識を高め、入館者数を増やす努力はされましたか。

2点目、歴史民俗資料館内の所蔵スペースの確保等は検討されましたか。

3点目、文化財保護委員、資料館運営委員会で検討された所蔵品の管理等について、委員の指摘事項はどのようなことでしたか。

4点目、文化財保護委員、資料館運営委員会であらゆる角度で総合的に判断し、村民利用を高め、観光客利用につながる取組はされましたか。

最後です。5点目、来年度以降に歴史民俗資料館の利活用についての施策を展開するとのことでしたが、どのように進められますか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 本村ならではの文化・芸術の取組について、増井議員より、2施設で9項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、ウイング21ホールについてお答えします。

1点目のウイング21ホールの管理運営状況について。

コロナ禍の前後で比較しますと、利用者数は令和元年度の3万1,000人に対して、令和3年度は2万5,000人と減少していますが、利用料収入については、令和元年度の約100万円に対して令和3年度は約147万円と増加しています。村が主催・共催の公演については、令和3年度のほうが開催行事も来場者数も多いという状況になっています。感染症の状況も変化する中で、座席の制限や民間主催のイベントの開催状況にも変化がありますので、一概に比較するのは難しい部分ではありますが、コロナ禍において芸術・文化に触れる機会の大切さを改めて感じた面もありますので、今後も多くの方にご利用いただけるホールを目指したいと考えております。

ウイング21の管理体制につきましては、常勤職員が1名、登録している会計年度任用職員が6名で、このうち常に配置している職員が2名の3名体制となっております。

利用面では、音楽合宿につきましては、コロナの影響もありますが、年間一、二組の利用がある状況で、決して多いとは言えない状況ですが、近年では「NAGANO国際音楽祭 in 白馬」により、毎年多くの演奏家に白馬に訪れていただきました。今後は、白馬に芸術・文化やスポーツの合宿誘致も積極的に検討したいと考えております。約20年前に始まった白馬国際音楽祭の主催者か

ら、来年の夏にはウイング21を会場に、コンサートだけでなく、広く音楽を体験できるような開催形式も考えたいと相談を受けており、村として協力していきたいと考えております。

施設の使用料につきましては、一般使用、営業使用、興行使用の3区分のほか、練習用に作業灯のみの料金を設定したり、行事の共催、公演等の区分による減免措置を設けたりしていますが、他市町村の施設や利用者の要望も把握しながら、必要に応じて料金体系や施設使用のルールの見直しも検討していきたいと思っております。

2点目の村が進める村民への良質な文化・芸術の提供につきましては、年間を通じて様々な催しを開催しております。芸術・文化プログラム及び友の会主催のイベントをはじめ、各教室の発表会の開催もあり、一流演奏家によるものと村民による演奏会と様々な利用がございます。今年度は特に、親子の体験型音楽会を開催して多くの皆さんから良い評価を得ました。民謡・邦楽コンサートでは、12組の親子が民謡、三味線、太鼓などの邦楽体験をすることができるなど、今後も関係団体等と協力し、村民に良質な文化・芸術を提供していけるよう、官民一体となって多様な機会を創出したいと考えております。

3点目の観光資源としての文化・芸術の取り組みを進めることについてお答えします。

まず、観光のために文化・芸術の取り組み、振興を進めるというより、文化・芸術を観光面でも生かすという考え方が大事であると考えます。

代表的な例で言えば、登山やスキーは住民の生活の中で定着し、村の一つの文化として発展を遂げたことで、観光面で多くのお客様を引きつけることになりました。

増井議員のご質問の冒頭に、「文化・芸術は人生を豊かにし、感謝する心や何か新しいものを生み出そうという力を与えてくれる」とあります。これを私なりに言い換えますと、「文化や芸術を振興することで、教育、福祉、まちづくり、観光など、幅広い分野に力を波及させることができる」ということであると思っております。公演の内容によっては、地域外からの誘客につながるものもあり、滞在されている方に公演の情報をお知らせすることで、白馬の魅力をより感じていただけることにもつながると思っております。また、オールシーズンのリゾートを目指す白馬としても、アウトドア以外の魅力も増えることはプラスであると思っておりますので、今後も観光局のウェブサイト等に情報を掲載するとともに、SNS等での情報発信なども積極的に検討していきたいと考えております。

最後に、ウイング21文化ホールの将来像についてお答えします。

来年度には開館25周年を迎えますが、これまで音楽や芸能の公演や映画の上映会、中学校の総合発表会や講演会、シンポジウム、村の節目のイベントなど、数多くの行事を開催し、地域にとつてなくてはならない役割を果たしてきました。長野オリンピックのレガシーとして、人口1万人に満たない村ながら500席のホールを有する意味を改めて考え、今後においても、村民の文化活動の拠点として住民や白馬を愛する皆さんと協力して、多くの方に足を運んでいただけるホールとなるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、歴史民俗資料館・復元古民家についてお答えします。

1点目の村民意識を高め、入館者数を増やす努力につきましては、5月末には所蔵品の調査を終え、新たに写真を撮って所蔵品のデータをデジタルで保存しました。神城断層地震後にお預かりした農具や食器等、村民が大切にしてきたもののチェックを行いました。中には珍しい農具や馬具もあり、今後、機会を見て展示したいと考えております。また、今年度5月の広報はくばに歴史民俗資料館、復元古民家、石仏公苑を紹介する等、村民意識の高揚と入館者数の増加につながるよう取組を行っておりますが、入館者数の大きな増加には今のところつながっていない状況にあります。しかしながら、白馬村を訪れる際に歴史や民俗文化についての見学を希望する大学のゼミや、大阪にある一般社団法人旅鶴から「千国街道の歴史を学ぶよい機会になった」と後日、代表者からご意見をいただきました。今後は、社会遺産で文化の力を向上させ、郷土文化を地方創生につなげることが重要であると考えております。

2点目と3点目につきましては、まとめてお答えさせていただきますが、所蔵庫の所蔵スペースの確保について、資料館運営委員会から指摘をいただいております。管理しております振興公社と改善に向けて打合せを進めております。11月から4月までの冬季閉館時には、グリーンスポーツの遊具等が場所を取ってしまっているのが現状ですが、今後、振興公社と打合せを進め、遊具等を保管できる場所を検討することで改善につなげていければと思います。

4点目の村民利用を高め、観光客利用にもつながる取組につきましては、資料館の所蔵品を村民に見てもらう機会を増やすために、資料館の展示品の一部を今年の文化祭におきまして展示いたしました。今年のテーマは「千国街道を歩く」として、当時の背負子や杖などを展示しましたが、その影響もありまして、長野市にある八十二銀行本店のギャラリー8におきまして、「塩の道・千国街道」の企画展を令和5年2月6日から2月26日まで開催することになりました。大町市や小谷村と併せて大北エリアの歴史や文化など、様々な資料や展示物を紹介することになるので、村外の方にも千国街道の自然や歴史を発信する機会にしたいと思っております。

最後に、来年度以降の施策の展開につきましては、村民をはじめとするより多くの人から訪れていただける施設にするため、広報することはもとより、観光客が足を向けるように観光担当部署との連携も必要と感じております。

なお、八方文化会館内にある白馬山とスキーの総合資料館にも同様な展示があり、今年12月20日まで村民無料開放していますことを広報しています。来年度以降は、同館とも連携を図りながら、企画展示の方法について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありますか。増井議員。

第2番（増井春美君） 先ほど、村長の答弁をお聞きしまして、文化・芸術について非常に理解があるなというふうを感じいたしました。

それでは、これから具体的な質問に入らせていただきます。

まず、ウイング21ホールについて質問をいたします。

第5次総合計画後期計画、文化・芸術振興について、ホールが主催・共催するコンサート等の入場者数、ここに書かれておりますけれども、令和元年度年間延べ1,239名、7年度目標は延べ1,250名、入場者数はほとんど変わらないんですよ、同じ。これは入場者を増やすつもりがあるのか、ないのか、ちょっと私はこれを見まして、ここに関わっておりませんので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。

今、あまり利用者数が増えていない、増加していくつもりはあるのかというご質問でございますけれども、そういった文化系のイベントの利用につきましては、スポーツとかに比べてあまり多くないというのが現状でございますけれども、村内にもいろんなそういったイベントをやっている団体ございますけれども、そういった方たちとのいろいろな情報もある中で、連携を取る中で、今後、少しでも目標に向かって増やしていきたいということでございます。コロナ禍の影響で目に見えた大きな増加というのはありませんけれども、様々な情報をいただいております、今後少しでも明るい見通しが持てるというような手応えは掴んでいるというそのような状況でございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私、質問しましたのは、この5次総合計画、この時点で増やすつもりがあるのか、ないのか、その時点ですね、どういうことで同じような利用数になったのか、それをちょっとお伺いしているんです。お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ご質問にお答えいたしますけれども、その計画を策定したときの数字の設定ということでよろしいかと思うんでありますけれども、村におけます様々な文化のイベントのそういった数字を参考に、そのような目標を設定したということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、答弁いただきまして、大体そんなに深く考えなくてこういう人数を作られたのかなというふうに感想を持ちました。

次に、2番目のウイング21ホールについての質問をいたします。

ウイング21ホールの運営管理についてですけれども、ウイング21条例を見ますと指定管理者に行わせることが「できる」というふうに、そういうふうに書いてあります。現在、村直営で運営管理がされておりますが、村で直営でされるメリット・デメリットはどのようにお考えですか。お伺

いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 今、ウイングの管理については直営でやってございます。

指定管理、民間に委託するというのも、民間のノウハウを使ってより効率的な運営ということもメリットとしてございますけれども、民間への指定管理ということも検討する中で、やはり委託料というのが結構かかるということで、検討を始めておりますけれども、現在の時点では、直営で管理をしているという形で進めてきております。施設自体も20年以上たちまして老朽化が目立ち、そういった修繕が必要な部分も増えてきておりますので、ずっと直営ではなく、より指定管理、民間を入れることによる効率的な部分ということも研究をし、今後はそういったことも前向きに検討していきたいということで進めております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 分かりました。指定管理ということになりますと、公募したり、いろいろ費用もかかるし、その辺が、まあ委託料がかかるというふうにおっしゃいましたけれども、確かに、今現在とすれば、私は村直営でやるしかないのかなというふうを考えております。

次に、3つ目の質問です。これは通告ちょっとしておりませんが、ウイング21ホールの令和3年度の年間利用率、これはちょっと分かりにくいと思いますが、大体どのくらい利用率があるのか。それと自主事業数、決算については、村長が先ほど収入が147万円というふうに言われましたけれども、経費についてもどのくらいなのか、そういうところを少し具体的にご説明いただければと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） それではまず、利用率でございますけれども、率と言いますか、利用者数、それから金額的なもので、先ほど村長が述べましたように、利用者数につきましては2万5,000人ほど、あと金額につきましては、これ、利用者の利用料147万円というものでございます。コロナ前の令和元年と比べると非常に下がっているというものでございます。

あと決算についてということでございますけれども、ウイング21の令和3年度で申し上げますと、事業費、決算額というのは2,500万円ほどの事業費がウイングにはかかっているというものでございます。これ、もちろん人件費的なものを含め、光熱費、それから消耗品、修繕、委託料等もろもろの合計ということでございます。決算経費につきましては以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私、今質問したのは、どのくらい担当課のほうでこの事業について把握されているかということをお聞きしたかったと。年間利用率というのは、きちんと調べればどのくらいウイング21ホールで使われているかというのは分かりますし、自主事業数という

のは年間、ホームページ等で公開されておりますので、それに係る受注事業、村が企画されているのは170万円というふうに、これはふるさと納税基金のほうから出ているというのも資料頂いておりますので、私分かってはいるんですけども、その辺の数字をきちんとして説明いただけるかなというふうに考えました。

実際のところ、村長が先ほどホールの収入は147万円余りと、ホール全体の経費というのは、アリーナもありますので、その辺併せますと290万円余りがかかっております。あとは人件費、設備保守等で合計で2,560万円余りと。その差額はやはり一般財源のほうから2,200万、自主事業をちょっと差し引いたとしても2,200万円余りが一般財源から出ていると。こういう状況の中で、村では、村長も非常に文化・芸術について理解を示されました。振興するためにはやっぱり財源が必要になってくると思います。この辺の財源のことについて、これから検討されるということだと思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 財源についてのご質問です。一つひとつのイベントがあるわけですが、それについてできるだけ、補助金ですとか交付金といったようなものが国から出るものの中にはありますので、そういったものを積極的にまずは活用していきたいというふうに考えております。一般財源から出ている現状については、引き続き、しばらくはその状態が続こうと思いますが、先ほど課長からもお話があったとおり、今後、指定管理者というようなところも含めて考えていくのかということになりますけれども、冒頭の挨拶でもさせていただきましたが、やはり通年型のマウンテンリゾートというところ、滞在型というところが入ってきますので、そういった場合には、増井議員おっしゃるように観光資源、そして非常に有効に使える可能性があるものだと思いますので、そのあたりを加味しながら、どういった財源の配分にしていけばいいのかというところは今後検討してまいりたいと思いますが、いずれにしても、積極的に取り組んでいきたいという姿勢は持っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 次に、利用しやすい会場使用料について伺います。

まず、村外の文化ホールの同規模の会場使用料等の調査はされているのか。かつて、私も議会の会議録等を見ますと、この会場使用料については妥当であるというような答弁もされております。であるけれども、ほかの同規模の文化ホールを調べて、利用しやすいような料金を考えていくというような答弁がございましたので、その辺はどうなっているのかというのを聞きたいと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） ウイングの利用料につきましては、ここのところ変更する

ことなくずっと来ておりますけれども、大北地域、それから県内のそういった施設の料金というのを参考にし、従来ずっと同額で来ておりますけれども、今後検討をする、見直しをしていくということを始めさせていただきます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 現在、ほかのところは調べてないと。ぜひ調べていただいて、やっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

人的体制について、村長から先ほど答弁がございました。ホールの運営は、職員だけではコンサート等の開催はできないというのはお分かりだと思います。村民の自主的な活動によって実際は支えられていると。村の文化・芸術を振興する上で、行政支援とマンパワーの増員、例えば、前にも私、一般質問でしているんですけども、集落支援員とか、地域おこし協力隊とか、そういうことも活用するのも一つの方法じゃないかというようなことも言っております。他市町村でもいろんな発表会をやっていただいたり、進んでいるようなんですけども、その辺について、まあ、増員といえますか、お金がないことはよく分かっておりますので、そういうところを進めていただきたいと考えているんですけどもいかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えします。今、集落支援員等の活用についてお話がありました。それは不可能ではないと思っておりますが、それはウイング21の管理だけという業務ではいかなものかと。やはり、文化・芸術というような大枠の中で振興を図るような業務としては、検討の余地はあるのかなというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、検討の価値があるというふうに言っていただきました。ぜひ、期待しております。もちろん、ウイング21ホールだけではなくて、文化・芸術ということで、そういうもののノウハウを持った方に入っていただければ、大変振興が進むんじゃないかというふうに思っております。

それと、ウイング21ホールの、もうこれは最後の質問になります。市町村、文化ホールの運営の研究結果といいますか、こういうことをやられた行政館長さんのことなんですけども、こういうことを言われています。文化ホールの中でも、稼働率、集客率、自主事業数など、いずれも高い数値を誇るどころの共通点が3つあるそうです。1つは、会場使用料が安いと、利用時間の柔軟性など、住民主体、利用者主体に考えた管理運営体制を考えられていると。2つ目は、ホール運営が住民参加型あるいは住民主体のホール運営で、官民の役割と関係がうまくいっていると。3つ目、ホールの運営の考え方がしっかりしていて、コンセプトを生かした自主事業を継続的に積極的に行

っていると。ぜひ、丸山村長、これを契機にこういうことも一応参考にしながら進めていただきたいと思います。

もう1つ、こういうことを言われていますね。ホールに関わる人の意識、やはり3つの共通点があると。1つ目は、首長、村長ですね、文化・芸術に理解があると。まあ、これは先ほどお聞きしましたので、大変力強く思っております。2つ目は、職員が文化・芸術が好きで、真剣に取り組んでいると。もちろん、議員も同じことなんですけども。3つ目は、住民や地域が本気でホールに関わり支えていると。やはり、行政の方、我々議員もそうなんですけども、そういうところに積極的に関わるといふのを住民がそれを見て、やはり文化振興を本気で考えているんだなということとは住民の方も理解できると思いますので、その辺は参考になるかなということですよ。

村長、これ聞かれて感想、ちょっと感じられたことをお聞かせいただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今、増井議員おっしゃられたことは、まさにそのとおりだと思います。文化ホールの運営がうまくいっているところの要因を伺いましたが、これは通常の企業や経営にも全く当てはまる場所だと思いますので、そのとおりであると思いますので、おっしゃられたような形に持っていけるように努力してまいりたいというふうに考えます。

また、後半のそれぞれの首長、職員、そして住民、地域がこうしたものへの理解、また、積極的に関わる姿勢があるということも、まさにそのとおりであると思います。白馬村がそういった空気になるというか、雰囲気を持っていけるように、情報発信を含め、また、たくさんのそうした文化・芸術活動を実施できるように今後努力してまいりたいと思いますので、ぜひ、皆様のご協力もよろしくお願ひしたいというところでございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ウイング21ホールについては、これで質問を終わります。

それと、最後といたしますか、歴史民俗資料館について質問いたします。

先ほど、私、申したとおり、3月議会でこういう質問をしました。今、村長の答弁でその後、いろいろやられているというふうにお聞きしています。私も5月末、収蔵庫のデータ、これは私も6年間のうちの最初の頃、ボランティアで収蔵庫から収蔵品を持ち出して写真を撮って、学芸員の方と一緒にやりましたが、その後ちょっとあまり見えてこないですね。そういう参加したい方もいらっしゃると思うんですけども、そんなことで、進んでいるというふうに理解をいたしました。

それで、繰り返しになるようなんですけども、実は私が何でこう、しつこくこういうことを質問するかというと、どうもすっきりしないというふうにちょっと前も申したと思うんですけども、文化・芸術についての一般質問は極めて少ないです、議員の質問というのは、私、ずっと、平成22年ぐらいからの、これ、ずっと議会の会議録をちょっと見ているんですけども、5つぐらいあるうちの

3つぐらいがこういう関係を議論されているのかなという印象を受けました。

1つは、平成23年と26年に同じような質問がされております。平成23年、これは前々村長のときの答弁がですね、もう十数年前になりますけれども、「民俗資料館の村民利用はほとんどなく、資料館の保存も望ましい状態ではありません。将来的に専門職の配置や企画展示、講座開催など誘客にもつながるものがが必要です。観光誘客につながるようにしたい」と。このとき、十数年前に述べられていて、私が今年3月に質問したときもあんまり変わってないなという印象で。

さらに、平成26年、前村長も同じような答弁でした。そのときは、同じような答弁なんですけれども私を感じましたのは、村の対応として歴史民俗資料館は指定管理者に管理を任せていると、ですから、村はそうはタッチしていないと。利活用は文化財保護委員、資料館審議委員、これ年に何回会議やられるか分からないんですけども、その人たちに課題を総合的に指摘いただいて、村は判断するというような答弁をされています。

その後の利活用というのは、私は進んでないと思います。丸山村長の出身地である八方地区は、やっぱり地元の人が盛り上げて、山とスキーの総合資料館ということで大変羨ましく先日見させていただきました。村はこういうものに、山とスキーの資料だけでなく、古文書も相当あるでしょうし、いろんなものがやっぱり、昭和58年ですか、これ、造ったとき、その辺に関わった方は非常に努力されてあれを造られたと思うんですけども、その後全然変わってないと。やっぱり専門のそういう、学芸員とは言いませんが、熱心な方がそういうことに関わっていただくということでなければ、八方の山とスキーの総合資料館のようにできないと思いますね。いろんな補助金等も努力されてやられていると思います。これは村は絶対に必要なものです。確かに、観光という面から見ましても非常に大切だと思います。そういうことで、ぜひ村長が非常に理解があるということで、進めていただきたいと思います。

それとですね行政、これ、村の公の施設というのは、まあ、大きく言って2つ、今、ホールと資料館ですね。管理運営するというのはやっぱり責任、責務があると思いますよね。これがなかなか進んでいないということはどうなのかなという、その辺、村長、お答えいただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 管理運営についてお答えさせていただきます。管理責任があるのは当然のこととございますので、これについてはこれまでも行ってきているところですし、引き続き行くところなんですけども、運営についてなんですけれども、これやはり難しい側面があるというふうに私自身も感じておりますし、先ほどお話に出ました山とスキーの総合資料館、こちらもなかなか資料館の、入場料というんですかね、その収入としては十分なものがないのが現状であります。ただ、そうした中でも地元の方たちが、善意というか、当事者意識を持って、何とか存続させたいというところで当番制を取りながらやってきている側面がございますので、村として民俗資料館等を今後運営していくというときになった場合には、やはり観光での利用ということ考えた場合に、今、

コロナ禍にありますので、まず観光客の戻りがどのぐらいかというところも非常に重要になってこようかと思ひますし、プロモーションを積極的に行なうといったようなところが必要になってこようかと思ひます。

先ほどおっしゃられたように、やはり専門的な方がいないとせつかくの財産もその価値というものをお他者に伝える役割を果たす方がおりませんので、そういった意味でのガイドというような存在というのは必要であらうかというふうにお考へております。

現段階で、私のほうでこいうふうにして、この方にお願ひしてもっと運営をよくするという案は持ち合わせていないのが現状ではありますけれども、増井議員おっしゃるようにな村として持っているものですので、活用していかねばならないというふうには考へておりますので、観光資源等々として使えるように、ぜひ今後検討してまいりたいというお答へで今はお願ひできればと思ひます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 村長が言われたとおり、なかなかこいう文化施設というのは運営が難しいというのはもう十分分かります。こいう文化施設というのは、やっぱりインカムギャップといひますか、当然、観光に発展していけばいいんですけども、どうしても必要になります。先ほども言ひました2,560万の経費がかかっているのに、アリーナと併せて290万ぐらいしか収入がない、どこでもそうです、これ。これ、私見ますと、インカムギャップと称するのは11.2%、大体どの施設も15%から20%ぐらいのインカムギャップがあると、これはもうしょうがないといひますか、かかるものです、これは。こいうことを念頭に進めていただきたいと思ひんですけども、最後に私、意見をちょっと述べさせていただきます。

役場庁舎の玄関口に白馬村村民憲章、昭和54年ですか、11月1日に建てられた石碑があります。もちろん、ご存じだと思ひます。この中に、先祖の遺産を受け継ぎ、地域に根差した文化を築きましょうこいうような、こいうことが刻まれております。ぜひ、こいう憲章を大切に行政運営に当たられることを切にお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） では、午後の一般質問をさせていただきます。10番、日本共産党、加藤亮輔。

会計年度任用職員制度の現状と今後の対応についてです。

1994年、平成6年、全国で328万人働いていた正規公務員が2015年、平成27年には273人、55万人減少しました。その減少分は2020年、令和2年には69万人の臨時、嘱託など非正規公務員に置き換わりました。しかも、統一性のない雇用形態で採用し、待遇も悪く、官製ワーキングプアと揶揄され、社会問題化する中、政府は同一労働同一賃金をスローガンに17年地方公務員法、地方自治法を改正し、20年4月から非正規公務員の是正を目的に会計年度任用職員、以下年度職員という、制度に移行しました。

白馬村も移行に伴い、臨時、嘱託職員を対象に、前年の11月に制度説明を行ない、4月からフルタイムもしくはパートタイム年度職員として採用するため再応募していただく。なお、再任用は3年間で4年目を希望する人はまた応募していただく。期末手当を支給するなどの説明が行われました。

一方、村のホームページを見ますと、白馬村人事行政の運営の状況の公表に関する条例に基づき、正規職員の人数や給与、サービスなどの状況が掲載されています。しかし、一緒に働いて村づくり、住民サービスの仕事をしている年度職員の状況については掲載がありません。そこで、今回は村づくりを下支えしていただいている年度職員の現状と制度について質問します。

1、村のホームページに掲載されている令和3年度の村、職員、人事行政の運営状況のお知らせを見ますと、一般行政職、教育職、公営企業などの職員数の合計は104人と掲載されていますが、年度職員の掲載がありません。フルタイム、パートタイム、各年度職員は何人ですか。

2、同じく年度職員の男女別は何人ですか。また、年度職員の多い職場はどの課で何人でしょうか。少ない課は何人でしょうか。

3番目、次に勤続期間をお聞きします。年度職員以前も含めて5年未満、10年未満、10年以上、それぞれ何人でしょうか。

4、令和3年度の村職員人事行政の運営状況に職員1人当たりの給与費は年額522万円、月額平均41歳で36万円と掲載されています。フルタイム、パートタイム年度職員の1人当たりの年額、月額平均はそれぞれ幾らでしょうか。また、時給に換算すると幾らでしょうか。

5番目、期末、扶養、寒冷地、住居、通勤手当は正規職員、年度職員は同じでしょうか。

6、年度職員制度になって新たに期末手当が支給するようになりましたが、年収が同じ、要は期末手当を支給しても年収が同じいう自治体があると新聞報道もあります。白馬村のパートタイム年度職員の状況はどうでしょうか。

7、待遇は原則労働基準法に沿った形で実施とありますが、年休、健康診断、産前産後・育児休暇なども同じ待遇でしょうか。

8、年度職員制度に移行した目的は何でしょうか。

9、次年度、023年度は制度ができて初めての雇用更新です。公募の試験や面接はどのように

行なうのでしょうか。

10番、年度職員の構成比が高まっていますが、そのほうが村民の福祉の増進につながるのを見解でしょうか。

以上10点に答弁をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 会計年度任用職員制度の現状と今後の対応について、加藤亮輔議員より10項目のご質問をいただいております。答弁の整理上から、8点目の項目を最初に、以降を順次答弁させていただきます。

まず、8点目の会計年度任用職員制度は加藤議員の議員在職期間中でもあります令和2年度から制度が開始されており、議員もご存じの部分もあろうかと存じますが、改めてご説明させていただきます。

地方自治体の行財政運営が効率的に行われるためには、職員が公務・能率を最大限に発揮することが重要であり、優秀な人材を確保し、優れた職員として育成していくことが必要です。

職員の採用に当たっては、広く人材を公募して確保する。つまり、職員採用試験に際して能力主義に徹するとともに、獲得した人材を能力主義で登用してより優れた人材に行財政運営の責任と権限を与えることで育成を図ることが重要となっていきます。この任用における成績主義の原則が地方自治体の能率を向上させ、延いては、住民福祉を増進するための絶対的な要件です。公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保証して職員が安んじて精勤できるようにすることによる公務の能率性の追求、各地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則を維持することが大前提となります。

各自治体においては、厳しい財政事情のもと、教育、子育てなど増大する行政需要への対応が求められてきており、臨時、非常勤職員が幅広い分野で活躍されています。

現状においては、臨時、非常勤職員は行政の重要な担い手となっていますが、その任用根拠が自治体によって曖昧なこともあり、その地位や勤務条件の取り扱いが制度的に不明確で様々な課題が指摘されてきておりました。主に、本来専門性が高い者等を任用することが予定されている特別職の非常勤職員に労働性の高い事務補助職員も多数に任用されている。採用方法等が明確に定められていないために、一般職、非常勤職員としての任用が進まない。漫然と任期が繰り返し更新され、その再任拒否の裁判で当局が損害賠償を命じられるなどの任用をめぐるトラブルが多発している。同一労働、同一賃金が叫ばれる中で、同様の業務に従事している常勤職員と比較して不適切な勤務条件の格差がありました。

このような課題を解決するために、採用方法、服務規律等の新たな仕組みとして会計年度任用職員制度を規定して労働者性の高い非常勤職員は会計年度任用職員として任用するとともに、期末手

当などの手当の支給が可能な制度に見直すこととなり、制度改正以前に臨時職員や非常勤職員と呼ばれていた職員の多くがこの会計年度任用職員となりました。

議員の説明にもありましたとおり、白馬村においても行政需要の多様化等に対応し、公務の適正運営を推進するため、令和元年度に準備を進め、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入し、任用を開始したところです。

続いて、1点目の会計年度任用職員数ですが、11月1日現在でフルタイム会計年度任用職員が18名、パートタイム会計年度任用職員が132名で合計150名の会計年度任用職員を雇用しています。

2点目の会計年度任用職員の男女別人数ですが、男性38人、女性112人です。また、会計年度任用職員数が多い課については、上位から、子育て支援課の52名、次いで教育課の47名、次いで総務課の15名となっています。ちなみに生涯学習スポーツ課は11名で、教育委員会部局の会計年度任用職員数は110名おり、村長部局の職員数40人を大きく上回っている状況です。子育て支援課、とりわけ保育部門での人員が必要な状況がこの職員数に表れています。また、教育課では小中学校において、県が配置する教員だけでは補えない、配慮を要する児童について村で講師を配置していること、給食センター調理員で11名、代替調理員で8名おり、教育委員会部局の会計年度任用職員数が多くなっています。パートタイム会計年度職員の中でも会計年度任用の職員の休日にその職務をカバーしていただく代替保育士や健康診断等の年間で限られた日数のみ勤務いただくパートタイム会計年度職員、また、令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務が新たに加わったため、会計年度任用職員数の増加が要因となっています。

3点目の会計年度任用職員の勤続期間についてお答えします。会計年度任用職員制度導入前からの臨時非常勤職員の通算期間では5年未満が82人、10年未満は28人、10年以上は40人という状況です。

4点目の会計年度任用職員の1人当たりの給与額等についてお答えします。なお、フルタイム会計年度任用職員の算出に当たっては18人を算出基礎にしています。また、パートタイム会計年度任用職員については勤務日数、勤務時間に大幅な違いがありますので、月額での支払いをしています69名について算出の基礎としておりますことをご了承をお願いします。1人当たり給与額はフルタイム会計年度任用職員で約251万4,000円。1人当たりのパートタイム会計年度任用職員報酬額は約205万5,000円です。平均月額フルタイム会計年度職員で約21万円、パートタイム会計年度任用職員で約17万1,000円です。時給換算しますとフルタイム会計年度任用職員は1,334円、パートタイム会計年度任用職員は1,174円となります。

ただいま申し上げた金額は手当を含んだ金額ではありません。一般的な平均年収、期末手当を含んだ数字で言いますと、フルタイム会計年度任用職員が281万7,000円、パートタイム会計年度任用職員で230万3,000円となります。

5点目の各種手当の支給状況についてお答えします。最初に、通勤手当につきましてはフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の両方の職種ともに片道の通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給しています。会計年度任用職員については通勤手当を費用弁償として支給しており、その名称は異なりますが内容は同じです。期末手当については、条件を満たす場合に支給しています。パートタイム会計年度任用職員については、1週間当たりの通常の勤務時間が20時間以上で6か月以上の任用期間があり、支給の基準である6月1日及び12月1日に在籍している場合に支給されます。フルタイム会計年度任用職員については6か月以上の任用期間があり、支給の基準である6月1日及び12月1日に在籍している場合に支給されます。

扶養手当、寒冷地手当、住居手当については、パートタイム、フルタイム会計年度任用職員の両方の職種について支給しておりません。これらの手当については、ほぼ全ての自治体で支給実績がないのが実態であります。したがって、これらの手当で職員と同等の支給となっているのは通勤手当のみということになります。

6点目の白馬村パートタイム会計年度任用職員の年収についてお答えします。会計年度任用職員には臨時非常勤職員の時代には支払われなかった期末手当が支給されるようになりました。制度導入後には多くの会計年度任用職員がそれまで正規職員と同様の7時間45分勤務から7時間勤務となりました。これによって月支給額が減少するパートタイム会計年度任用職員も少数いたことは事実です。しかし、期末手当と合わせた年収額は職種により異なりますが、数%程度は改善されております。正規職員には期末手当と勤勉手当が支給されていますが、フルタイム、パートタイム両方の会計年度任用職員については勤勉手当の支給はありません。これは地方自治法や総務省通知により勤勉手当の支給が制限されているものであります。この支給について、総務省公務員部において関係機関に意見聴取中である旨の通知がこの10月にあり、今後において会計年度任用職員についての勤勉手当支給が改正されるものと推察します。

7点目の労働条件、有給休暇等の待遇についてお答えします。

まず、有給休暇についてですが、フルタイム年間217日以上勤務であれば年間10日を付与しています。労働基準法では勤務6か月を経ないと有給休暇が付与されませんが、白馬村では任用初日に付与しています。また、勤務日数がフルタイムより少ない場合でも勤務日数に応じた有給休暇を付与しています。

健康診断については、フルタイム会計年度任用職員、また勤務時間が週20時間以上のフルタイム、パートタイム会計年度任用職員について村で実施している健康診断の受診対象とし、年に一度の受診を義務付けています。

産前・産後休暇、育児休暇については、本定例会に提出しております白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例により、大幅な拡充をお願いしているところです。この一部改正をお認めいただけますと育児休業期間は最長2年間となり、条例改正をお認めいただくとすれば労

働基準法を満たすこととなります。

9点目の次年度の任用と公募についてお答えします。令和5年度は会計年度任用職員制度が始まって3回目の更新年度です。一般的に会計年度任用職員は2回までは更新が可能で、任用3年目の終わりには公募を受ける必要があるという考え方が国により示されています。これは、総務省が自治体に向けて出している会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルに基づくもので、選考においては公募を行なうことが法律上必須ではないが、できる限り広く募集を行なうことが望ましい。再度の任用については、各地方公共団体において平等取り扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、任期ごとに客観的な能力実証を行なうよう適切に対応されたい、としているものです。このように2回までは更新が可能という考え方は国の制度に倣った考え方ではありますが、議員の質問の中にもありましたとおり、制度導入時には村も令和4年度末に一般公募を実施する予定でしたが、令和5年度採用における公募を含めた実施方法については現在検討中です。これは会計年度任用職員について一律に公募することは本村の人口規模や公務という職種から非常に難しく、職員と住民にとっても制度に当てはめることが有効だとは考えておりません。また、会計年度任用職員については所属長による人事評価を実施しており、この評価結果と例年実施している面接において職務の適性を審査し、再度の任用を決定する手続は昨年同様に実施する方針です。

しかしながら、密接に関連する正規職員の採用や職務内容等の状況によっては再度の任用を控える場合があることはご理解いただきたいと思えます。

最後に、会計年度任用職員比率の増加についてお答えします。前の質問でお答えしたとおり、会計年度任用職員の総数は増えています。しかし、常勤的な勤務形態の職員数が大幅に増えているのではなく、代替保育士や代替調理員をはじめとする短時間や短期的な雇用と新型コロナウイルス感染症対応のための看護師等、現在の社会情勢から雇用している会計年度任用職員が多いのが実態です。業務遂行にあたり必要な人員は原則として正規職員を配置することとし、人員が不足する場合は会計年度任用職員を任用することで村民利益を確保したいと思えます。職員定数が定められていますので定数の制限はありますが、基本的な方針としては職員数を増加させ、村の諸課題の解決にあたる方針です。

会計年度任用職員の多くは白馬村の住民でもあり、安定した雇用と良好な労働条件、経験と知識の蓄積は村民の利益につながるものです。会計年度任用職員の働き方は村の維持と発展に影響を及ぼすものであり、今後も近隣の状況や国の指導も踏まえながら会計年度任用職員の任用と労働条件については改善を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも丁寧な答弁ありがとうございます。

それで、これからちょこっと質問させていただきますけど、質問の根拠といいますか、ものは、

まず今年の5月に自治労連がやっぱり会計年度任用職員が今年3年目を迎えるということで、全国的にアンケートを行ないました。そのアンケートの結果が自治労連のホームページに載っています。その回答、それと先ほど村長も言いましたように、総務省が行なっている会計年度任用職員制度の施行状況などに関する調査結果と、それからQ&Aなどの内容について。それと、先ほど言いました村の人事行政の運営状況のお知らせ。それとこの白馬村の年度職員からお聞きしたことをもとに質問します。

それで、今、年度職員の人数を答弁いただきました。それで、全体で150名の年度職員がいます。パートタイムが112名でフルタイム38名というような答弁でした。それで、1つお聞きしたいのは、パートタイム、フルタイムというものを年度職員が決めたのか、それとも役場の都合であなたはパートタイム、あなたはフルタイムやってくれというふうに決めたのか。それはまずどちらなんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 勤務のフルタイム、パートタイムの決定の仕方というご質問であります。決めたのは行政側のほうで決めております。これはその職務の内容によってフルタイムにあたるのか、パートタイムにあたるか、それをそれぞれ各課、または財政のほうとも話をしながら決定をしたということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） それで、次の質問に入ります。

男女の比率、ちょっと私の記録間違いかもしれませんが、女性が82名の男性が28名でいいでしょうかね。それで、圧倒的に男性より女性のほうが多いというような感じなんですよ。それで、当然この年度職員の長年働いていただいていますから、家族構成だとかそれからそこのお家の家計を維持していく人は何人ぐらいいるのかとか、それから生計がどうなのかということも、当然上司は分かっていると思うんですよ。そういう中で、先ほどパートタイムの場合は205万円ぐらいというような感じでご答弁いただきましたけど、国の決まりかもしれませんが、やっぱり扶養・住居手当、こういうものが非常に家計の下支えになると思うんですけど。その辺はこれはもう国の決まりで払わないというような感じなのか、それとも状況によっては自治体単独で払うことも決められるのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 答弁する前に、先ほどの村長の答弁の中で加藤議員おっしゃった数字が違っておりましたので、改めてもう一度申し上げます。フルタイムの会計年度任用職員が18名で、パートタイム会計年度任用職員が132名、合計150名。男女の内訳については男性が38名、女性が112名ということでございます。

手当の関係につきましては、先ほどの村長答弁にもありましたとおり、ある程度国等の基準がありますのでそれに基づいてというところでもあります。ただし、自治体によっては独自に出しているというケース等も先ほど加藤議員がおっしゃいました会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査、この結果で若干中身も見れますので、この辺につきましては、制度が進んで初めての更新といえますか、の年に当たってきますので。また、近隣の市町村でも手当の支給率も考えているというようなところもありますので、この辺は近隣の状況も伺いながら改善する必要があるれば改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありません。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） では、次に移ります。期末手当については、この会計年度任用職員制度になるに当たってのやっぱり目玉的なものだったと思います。それで、これは私が会計年度任用職員ができた令和元年でしたかね、そのときの12月議会でも質問していると思うんですけど、要は令和2年度、2020年度の期末手当の年間支給月数というのがもし課長のほうで分かれば、どれだけだったか。要は2020年の期末手当の年間月数、分かればご答弁願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 期末手当の率の関係ですけれども、2020年についてはちょっと手元に資料がないので分かりませんが、制度に取り組んだときには1.45ということで、それは現在でも使用しているということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今、課長のほうから1.45というようなことをちょっとお聞きしました。それは、その後21年、去年も1.45だったということですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 先ほど申しあげましたとおり1.45を現在も継続している、最初からの数値を継続しているということでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そうですか。ちょっと苦言になるかもしれませんが、これは先ほど言いました総務省の会計年度任用職員制度の適正な運用などについての集計表、これはホームページから見れるんですけど、それを見ますと、池田、松川は2か月、小谷村は2.55、そして白馬が1.45。確か大町市も安曇野市も2.55だと思うんです。それで、これをもっと細かく言えば、大体の町村は2.55を採用しているんですよね。これ43の町村が2.55やっています。2.0が6で、1.95が1というふうな感じで、白馬村と、名前を言うのはなんですけど、信濃町の、この信濃町と白馬村だけが1.45だったんですけど。ほかのところがこういう形でずっと常

勤職員と同じような期末手当を支給しているんだけど、その辺は、白馬村は改善できないという。見通しはどうなんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、今の質問にお答えします。

まず、今ご質問の中では、期末手当の部分をおっしゃいましたけれども、やはりこの給与、給与という言い方をさせていただきますけれども、構造上どういう運用しているのかというものを調べなければまず分からないと思います。いわゆる経験年数も含めながら、最初の給料表の号給がどこからスタートし、どの職種が上限号給をどこに定めているのか。その月々の給料の月額によっても恐らく変わってくると思います。今、手当だけを抜き出してというお話ですけれども、確かに近隣のところでも来年度に向けて見直しをするというようなお話も先般聞こえてきましたけれども、できないということではなく、改善するのであればそこまで含めた内容をしっかりと精査しなければ、手当だけで高い低いという判断はなかなか難しいと思いますので、その点はこちらのほうでもまた調べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 総務省がこの会計年度任用職員を導入するに当たっての事務処理マニュアル、これ先ほど村長も答弁されましたけど、その中の問14の8、自治体の職員が質問、会計年度任用職員に対する期末手当の支給割合について段階的に常勤職員と同様の支給割合とすることとしてよいでしょうかというような質問に対して、制度の導入に当たっては支給割合を2年程度の時間をかけて段階的に引き上げる取り扱いをすることが考えられるというふうに、これは総務省の役人が答えておるんですけど。これは当然担当者の方は知っていると思うんですけど。そういうものもあるものですから、なるべく、職場の中の雰囲気もやっぱり下がるっちゃうというのはあまりよくないと私は考えますし。それからもう1つは、会計年度職員は先ほど150名もいろいろな形で今いるということで、本当にこの村政、役場を動かしている力だと思うんですね。そういう人の仕事に対する意欲を上げてもらうためにもやっぱりその辺はちょっと改善をお願いしたいと思います。

それから、次に移ります。

それで、今、村長のほうから私の10項目の質問に対して答弁をいただきました。それで1番最初に質問の中で言いましたように、村のホームページに正職員については4ページ、A4の用紙にすると四、五ページにわたるような量の情報が記載されています。その中で先ほど言いましたように年収とか月の支給額、それから健康診断の有無も含めて書いてあります。だから、今、村長が答弁されたような内容は同じ、年度職員という名前は違いますけれども、職員ですから、同じように掲載して、やっぱりみんなが目にしてやっぱり年度職員の給料が妥当か、それとも低いのかということもいろいろな意見が出るとは思いますけど、やっぱり公開、それから公表すること実施していた

だきたいんだけど。その辺はどのような見解でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの件にお答えします。

まず、給与、いわゆる賃金等の月額につきましては、先ほど150名のうちの18名がフルタイム、132名のうち月額が、先ほど答弁にもありましたとおり月額支給が69名、時間給が45名、日額が18名、132名の内訳はこのようになります。ですので、一概に一般職と同様に計算をするというのはその職種によっても基礎となる金額が変わってきますので、それを当てはめるとするのはちょっととそぐわないのかなというふうに思います。ただ、休暇であるとかいろんな権利等につきましては、これを載せる部分については内容的にも構いませんので、この辺は前向きに取り組みたいと思いますけれども、ただ金額は、先ほど答弁の中で申し上げたのは、計算上で平均がどのぐらいになるのかという答弁をさせていただいております。細かく出すのであれば、一般事務職や医療職、福祉職や教育職といった分野に分けるのか、さらにその細部にわたる職務、職名のところで分けるのか。これがなければ他の比較はなかなか難しいと思いますので、この点についてはちょっとこちらのほうでも研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） この村職員の人事行政の運用状況をお知らせしますというものが、先ほど言いましたようにホームページに掲載されています。これ、見るとA4の紙4ページにわたって掲載されています。だから、私、考えるには、やっぱり週20時間やったら20時間以上のパートタイムとか。フルタイムについては、そんなに問題はなく平均は、私は出せると思うんですがね。

それからもう1つは、総務省へ報告しているのが、これざっと見ただけでも20項目から、30項目はないけれどもそれぐらいの項目を各全国の自治体が総務省へ報告しています。その内容が一覧表になって、ホームページに載って私たちも見れるようになってるんですから、それだけ報告しているっちゃうことはそんなに苦にならないものも多々私はあると思うんですね。ただ、先ほど課長が言われたように、平均を出すのは非常に難しいかもしれないけれども、大体白馬村の大多数の年度職員は20時間以上の勤務をしていると。20時間以上の勤務していなければ先ほど一時金も支給しないというような答弁でしたので、その辺しているんでしょう。

あともう1つは、パートタイムにするために早く時間調整をするというようなことはこの運用の中でもしてはいけないと、そういうことは、その仕事に応じてきちんと必要な人に対してはちゃんと勤務時間を働いてもらうように仕向けるべきだと。またしてもらうようにするというようなことを言ってるんですけど、白馬村の場合はどっちかと言うと、パートタイムにするために勤務時間を短くされているという声もちょっと聞こえてくるんですね。だから、その辺、パートタイムにする、それからフルタイムにする、その線引きはどのような基準で行なっているのかちょっとお聞き

します。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 制度開始から、初めての制度ということでいろいろあったんですけども、あくまで議員がおっしゃるとおり、仕事に応じて可能な勤務時間を設定しているという認識でおります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さんそれぞれ年度職員の方も一生懸命働いています。それから、行政の責任者のほうは予算の絡みも考えられます。そこをやっぱりうまくやっていくのがお仕事だと思います。全体的にはやっぱり世間一般の常識的なところと、それからあまりにもかけ離れたことがないようにしていただきたいというのと、それからもう1つは、再任用の今年3年が過ぎて、4回目の任用になりますから、先ほど、白馬村の実情に応じて全員再任用の試験をするようなことはしないというふうに答弁ありましたけれども、一定のところ、する職場というか、そういう場所もあるのでしょうか。それとも大体のところが今までと同じような担当者と当事者の面接とか、そういう形で任用の可否を決めるのでしょうか。そこはどのような方針なのか、お聞かせをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 会計年度任用職員の更新に向けては、基本的には具体的な方法を自治体ごとに、職務ごとに定めるということで、面接や作文、職務経験に基づく選考というのがマニュアルでも出されているところです。

職種はこれから予算編成が始まり、どういう職種が必要になるのかということも出てまいりますし、来年度には新規採用職員というものも数名予定をしております。

この業務、新たに増える業務等も考慮しながら、どれだけの人数を会計年度任用職員で補うかというところが見えてこない、何とも申し上げられないというところがあります。

総務課とすれば、予算編成にリンクをさせながら、各課で必要となる人数を把握をしながら更新、再任用という言い方のご質問ですので、再任用に向けてどういうふうに考えていくのかというのは、整理をしながら理事者のほうとも相談させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 村長の答弁の最後に、今後の人事行政のことも答弁の中にありました。

現在の正規職員104名、白馬村の職員定数条例は115名になっています。そうすると11名の枠があるということなんです。一定のところ、将来のための村づくりとして、正職員を増やしていくということに重点を置くのか、それとも年度職員で対応していこうというふうに基本的なところの考えとしてね、どちらに重点を置くのかお聞きしたいんですね。私は、持続可能な村づくりは、やっぱり継続した任期の職員が仕事をするほうが、白馬村にとっては私はいいと思います。年度職

員はあくまでも、的確に言えば1年ごと、会計年度終わればまたという感じになりますから、それよりも継続で任用する職員をきちっと増やしたほうが、私は村づくりのためにはいいと思うんですけど、村長はどちらのお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） どちらがというよりは、まず白馬村職員定数条例、こちらにのっとってやっているわけですが、そうした上で先ほども申しましたとおり、職務上必要な部分に関してさらに補う必要があれば、不足する部分を会計年度任用職員を任用という形になりますので、どちらをメインというような言い方は、私は考えておりませんが、職務の内容によって最も適正な人員を配置して、村民利益に資するような職務を遂行できる体制を整えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 先ほどの確認をしなかったのでもっとお聞きしますが、その正職員については、ホームページでああいう形で記載されている。会計年度職員のフルタイムについては、当然すぐにでも私はできるというふうに言いましたが、フルタイムについてはとりあえず公表するような方向でいくのか、それともフルタイムちょっと難しいというのか、そこはどちらなんでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ホームページへの掲載につきましてですが、今フルタイム18名の職務の内容を確認させていただきたいと思います。これも、やはりフルタイムの職種が違っていると、いわゆる平均とかという部分の計算が変わってまいりますので、その点については、少し内容を確認した上でということで、それがなかなか載せ方が難しいのであれば、少し検討はさせていただいて、載せ方自体を検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） この記載についても、マニュアルの中に「公表していくことが望ましい」というふうに総務省は答えています。だから、やはり公表するという事はみんなが見る機会があるということで、お互いに検証ができるという状況がつくれるという、非常にレベルアップする一つの行為だと思うんです。だから、フルタイム及びパートタイムの、一定の特殊なパートタイムまでは、当然もう無理だということは私も重々承知していますが、一番、最大公約数の取れる範囲のところでの状況もつけての公表というものはさせていただきたいと思うんですけど、そこは再度お願いしますけど、やっぱり難しいんでしょうかね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 原則としては、載せる方向で考えますが、情報を出すというのも一つですが、正確な情報を出すというのも行政としてはもう一つ必要な部分だと思いますので、載せる方向は前向きに考えますが、載せ方については検討させていただきたいと、先ほどもお答えしたとおりでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁を含め、あと7分です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 質問します。これもQ&Aの中に、きちっと総務省は答弁をしておるんですけど、地方公務員法第58条の2に基づく人事行政の運用などの状況などの公表について、「今般の法改正によりフルタイムの会計年度任用職員が対象として加えられたところがあるが、公表になじまないのではないか」というふうな質問を自治体の職員はしています。それに対して総務省は、長々書いてありますけど、「人数などの公表に当たっては、短時間の任期で任用される職員も含め、当該内の人員などの実態を適切に把握し、公表するように工夫していただきたい」というふうに答弁しています。それ以外にもいろんな形で、なるべく公表するようというふうに出ていますから、それについては、やっぱりそういう方向で進めてほしいかなというふうに思います。

あと、最後になりますけど、2つちょっと提案みたいなことをしたいんですけど、会計年度任用職員は、これ1年ごとで一応、会計年度ですから切り替わると。でも、優秀な方もたくさんいるし、先ほど言ったように人事評価して大変優秀な人も見えると、そういう人を社会人枠で雇用するというような制度はつくれないかどうかということをも一つお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。過去にも社会人枠採用という制度は何回かあったことがあります。その採用のときに、たまたま例えば会計年度職員さんがエントリーシートを提出すれば、もちろん試験の対象になりますので、結果的にいうとそれは可能だというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 最後になります。会計年度任用職員の全員、正職員になるってことは当然無理な話なんですから、やはり片方で年度職員の処遇の改善、これについてもやっぱり本腰を入れてやっていただきたいと思います。なかなかそここのところが見えてこないもんですから。まして年度職員は、村長それから課長と全体でコミュニケーションを取るといような形も開催していただいて、やっぱり処遇改善に努めてほしいと思います。

お願いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時03分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助議員でございます。本日は通告に従いまして2つの質問をさせていただきます。

まず1番目に、観光財源について。

新型コロナ感染拡大に伴い、2019年からストップしていたこの課題に対して、コロナ禍と並行して経済の循環を目指し、本格的論戦を始めるべきではないかと感じています。折しも、長野県でも阿部知事が選挙公約として意思表示をしたと伺っています。

観光立村の白馬村としては、この問題は避けては通れず、本腰を入れて議論を張るべきではないかと思えます。丸山俊郎村長におかれましては、幅広く観光事業に精通され、様々な観光ビジョンをお持ちと感じています。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1、宿泊税ありきではないとして、4年前に村長選に立候補しました下川正剛前村長の主張を新たな視点と捉え、これを継承していく考えはありますか。

2、反対署名をした421軒の宿泊事業者も交え、多くの時間をかけるのではなく、賛成の論点と反対の論点をすり合わせる必要があると考えるが、いかがでしょうか。

3番、観光関連産業に薄く広く掛ける観光税は不可欠だと考えるが、それぞれの業界の理解を得るにはどのような方策がベターだと考えますか。

4、宿泊施設にも様々な形態があります。ここに来て必然的に不公平感を持たれているのが外国籍の皆さんが経営されている施設から相応の徴収ができるかという疑問です。これについてはいかがですか。

5、宿泊税として議論された中では、東京、大阪、京都、俱知安方式、あるいは福岡県方式と様々な方式がありますが、将来的に長野県とすり合わせる場合には、どの方策がふさわしいと思えますか。この5点についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 観光財源について、太谷議員より5項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の宿泊税ありきではないとして、下川正剛前村長の主張を新たな視点と捉え、これを継承していく考えはありますかという質問に対してですが、私も選挙公約の中で、宿泊税のみにとらわれない観光財源の在り方の検討をうたっております。午前中の松本議員への答弁の中でも触れましたが、使用・使途の明確化を含めた議論が必要と考えております。

2点目の反対署名をした宿泊事業者も交え、多くの時間をかけるのではなく、賛成の論点と反対

の論点をすり合わせる必要があるのではないかとのご質問ですが、私も同様に考えており、既にその形で再開するように指示を出しました。

多くの時間をかけるのではなくという点ですが、長野県のほうで観光税を始める可能性もあり、またインバウンド等、観光の再開により観光客が再び増加してきている中で、白馬村の滞在価値を高めるために、できる限り早く持続可能な財源の確保ができる環境を整えるべきであることから、慎重に議論を交わす中でも、早めに決めていく必要があると考えております。

3点目の観光関連産業に薄く広く掛ける観光税は不可欠だと考えるが、それぞれの業界の理解を得るにはどのような方策がベターと考えますかというご質問ですが、受益者負担という観点に立ちますと、白馬に宿泊しない方も白馬村の自然やインフラなど観光資源の恩恵を受けますので、宿泊施設以外のところでも徴収するという考え方には一定の合理性があるとは思いますが。

一方で、宿泊される方からしますと、何度も村内の様々な場所で観光税が賦課されることとなりますので、十分な理由の説明や使途の明確化が必要となり、各業界にもそこを理解していただく必要があると思います。

どういう徴収の仕方を最終的にするのかは議論をする中で考えたいと思いますが、各業界の理解を得るには、その徴収理由と使途の明確化、白馬村やお客様にどういったメリットがもたらされるのか丁寧に示す必要があると考えます。

4点目の宿泊施設にも様々な形態があり、外国籍の皆さんが経営されている施設から相応の徴収ができるかという質問についてですが、宿泊の営業をする場合には必ず保健所の営業許可が必要になりますので、施設を把握することは可能です。したがって、現在の入湯税のように該当施設に申告書を送り、申告をいただいた上、徴収することは可能となります。税として徴収する以上、適正な申告納付が大前提となりますので、必要があれば税法に基づく調査を行ない、未申告や過少申告に対する処分を行なうこととなります。また、今後長い目で見た場合には、行政側と連動する顧客管理システム等の導入ができれば、より正確、スピーディーに、また不正なく徴収することが可能であると考えます。

最後に、新たな観光財源として議論された中での宿泊税の質問についてお答えします。

初めに、2022年3月時点で宿泊税を既に導入している全国の地方自治体は、東京都、大阪府、福岡県、京都市、金沢市及び倶知安町です。また長崎市が今年度6月に総務省の同意を得て、2023年4月より宿泊税を導入する条例を可決しています。

このうち福岡県の課税では、県税率と併せて福岡市と北九州市の2市の市税率を合算して徴収する仕組みを構築させるなど、地域の実情に応じて様々な形態が確立されていることは承知しているところです。

本村では、平成31年4月に答申された新たな観光財源の在り方に関する報告書において、新たな観光財源の位置づけは、未来志向で観光への投資をしていくための観光税であるべきという答申

を受けているところであり、この答申の方向性を重く受け止めながら、財源の徴収体系ともう一つの課題である財源を運用する仕組みについても、私も公約として産業振興のための幅広い財源の検討を掲げておりますので、その方向性を見出してまいりたいと考えておりますが、その過程においては、当然長野県の動向や調整も踏まえながら検討してまいります。

現段階では長野県もまだ細かい方針が出ておりませんので、引き続き頻繁に情報交換をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。1番目の宿泊税ありきではないということで、4年前に下川前村長が立候補されたんですけれども、その宿泊税というまず言葉を私は、阿部知事も観光税というようにおっしゃっていますので、結果、お宿さんから徴収すれば宿泊税というような名目になるかと思えますけれども、まずその宿泊税というものに対して今421軒の人たちはアレルギーを持っているんですね。これを解消するためには、まず、その宿泊税という税ではなくて、広く観光税という考え方で理解をしていただければいいと思います。

それで阿部知事も世界水準の山岳高原リゾートを実現する上で、観光客の受入れ環境のさらなるその準備が必要であるとして、先日も9月の県議会の代表質問に対する返答があったわけですが、その中では、補助金に頼らない安定的、持続的な財源を研究することが極めて重要であるという発言もされております。

私たち一般の観光宿泊業者は、いわゆる宿泊料金のほうに上乘せをしてくるんだろうというふうに一般的に考えるんですけれども、それが事実上その値上げというふうにとられても、それは仕方ないと思うんですけれども、その観光税の在り方やその導入時期についても、やはり関連事業者等の意見を丁寧に慎重に踏まえて検討するということが知事は申しておりますので、その県のほうが導入の意欲を示して、恐らく2年か3年の間に結論は出るかと思えますけど、それに合わせて村も後追いで結構ですので、いい意味での税を導入するというのをやっていただければというふうに思っています。

それで、そこへ来てその421軒の皆さんが反対していたわけなんですけど、その方たちもこの3年間でコロナ禍でこんな議論もできなかった。それに加えて2019年にはこの村も白馬村気候非常事態宣言、それから翌年にはゼロカーボンシティ宣言と、もう環境が目まぐるしく変わる、みんなが考えていかなきゃいけない状態になっている中で、あまり自分のことばかり考えて反対ということは、私は恐らくないというふうに考えています。

それでその421軒の反対された方とは今私は距離を置いているんですけれども、恐らく村の中で誰かに石をぶつけられるかもしれませんけれども、やはりこの財源というものは、どうにかしなきゃいけないということは、もうみんなひしひしと感じていますので、これをいい方向に、今村長

にご答弁いただきましたように、いい方向に持っていけるように、みんなで協力し合うということがとても大事だというふうに考えております。ですので、これから議論が深まっていくと思うんですが、それがどういう方法がいいかということは、今村長がご答弁いただいた中で、それぞれの中で各団体とも話し合っ、それもある程度の時間をかけてでもいいですけども、納得できる答えを出していただきたいというふうに思っています。

それで反対された421軒の方たちの中には、商工会との懇談会の中にも出てきたことの中にあっただけですけども、やっぱり予定してあったその関係者とのヒアリングがなかったとか、それからパブリックコメントもなかったと。それから時間があまりにも短すぎて、丁寧な説明がなかったことが、ここへ来た421軒のその決意書を出した原因だというふうにも言われているんですけども、このところに加えて、村長は、いろいろ問題があったんですけども、財源がまずないというところの議論というのは、今そこから始めなきゃいけないと思うんですけども、その当時反対された方たちの中には、観光局の在り方がちょっとおかしいんじゃないのかとか、それから財源がない財源がないと言うけど、無駄なものはないかとか、そこからまず議論すべきじゃないかというような考え方があったんですが、そのことについてはどのようなお考えでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も就任前は宿泊をメインで携わっておりましたので、この検討委員会のほうにも委員の一人として入っておりましたので、今太谷議員がおっしゃったあたりの声は耳にはしております。

観光局の在り方というお話も確かに出ておまして、観光局がもう少し自主財源を取れるように何かしたらいいのではないかというお話も出ておまして、そうした中の一つとして、1年前になるんですかね、予約サイトですかね、予約版というところで、なるべくOTAに流れてしまっているものを、白馬村内で観光局がつくったサイトで申し込んでいただいて、そこでの手数料を観光財源として村内で活用するといった動きが観光局のほうで出てきましたので、これに対しては一定の動きを観光局のほうもしているというふうには思っております。ただ、やはりOTA、もともとあったじゃらん、楽天、海外でいうとブッキングドットコム、そういったところがどうしても大手で強いので、なかなかそちらから観光局の新しくつくったほうに移行しても予約にすぐつながらないという側面はありますけれども、そこはやはり住民の皆さん、事業者の皆さんという言い方がいいですかね、にも協力していただかないとできていかない部分がありますので、そちらについては協力していただけるとありがたいというところは思っているところです。

ほかにもさらに観光局自身が駅前に案内所があるときは、そこからの配宿みたいなどころでの手数料みたいなどころで財源の確保ができたんですが、なかなか今そういう状況にもないというか、皆さんの予約の仕方が変わってきている中で、一つその予約サイトというのがでてきたところですし、あとは白馬のオリジナルグッズの販売、そういったところも始めておりますので、一方でそ

うしたものは引き続き観光局としても進めていくべきであろうと思いますし、やはり先ほどおっしゃっていただいたように、コロナ禍というところでかなり状況が変わってきましたので、非常に観光に使えるお金というところが以前に比べてよりシビアになってきている状況がありますので、そういう意味でいいますと、新たな観光財源が必要だということは改めて事業者の皆さんも分かっているところだと思いますので、特に先ほどおっしゃっていただいたように、宿泊税という言葉に対してなかなか理解がというところで、環境税という言葉に変えるのみならず、それはあくまで受益者負担なんですよと、その恩恵に被る人が払うわけですので、本来は宿泊施設が負担するものではないという本質をしっかり分かっていたところの周知といったところも努めてまいりたいと思いますし、前回、もしその議論の中で周知する期間ですとか、方法が足りないことによって本質が見えていなかったというご意見もあるようでしたら、今後そうしたところに力を入れていって、皆さんが納得できるような新たな観光財源というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） やはり受益者負担ということで、かつてその反対された421人の方は、お客様から頂くということは分かっているんですけども、自分がその当事者になって特別徴収義務者になり得ない、なりたくないという、そういう決意を示したわけなんですけれども、そこは今の宿泊関係をやられている方たちは徐々に理解してくれているというふうには思っています。

私は丸山村長のその基本姿勢の中に、やはり丁寧にものを説明をして理解を得るんだというその姿勢というのが如実に表れていると私は思っていますので、ですので421名の中の方の代表でも結構ですけど、そういう方たちと話し合ったときに、そうじゃないんだよ、この村は今こういうことにお金を使いたいから、一生懸命みんなこの村の観光のためにみんなで真剣考えているんだよということは、さらに訴えていきたいというふうに思っていますので、ぜひ村長は今の姿勢で行ってほしいと思います。私どもも協力できるところは極力協力いたしますので、よろしく願いいたします。

それで、次のあれになるんですけども、観光関連産業に薄く広く掛ける観光税ということでいきましたら、先ほど村長のご答弁にもありましたけれども、やはり受益者負担ということで、確かに宿に泊まれば間違いなく取りやすい、宿から取ればいいじゃないかという安易な考え方も当時はあったと思いますけれども、今は全てこの村で観光に携わって受益をしている人たち、どんな小さな一お土産店にしてもそうだと思いますけれども、そういう方たちからも頂けるような、あるいはその頂けるというのは、観光客の方から徴収できる仕組みというのは物理的に非常に難しいと思いますけれども、考えていけば打破できると思いますので、そこはぜひ、それぞれの業界の人たちとよく話し合って進めていっていただきたいというふうに思っています。

それで、やはり非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言をしたこの村としては、その舵を大きく切っていかなきゃいけないところまで今来ていますので、個人のエゴを通す時代ではないということは、さっきも私申し上げましたけれども、多くの賛同者を得られるような努力をこれからぜひぜひひびいていていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、宿泊施設にも様々な形態があつてということで、先ほど村長にご答弁いただいた中に、外国籍の方が経営されるお宿さんの中には、非常に高額なお金を頂いているにもかかわらず、村に税金払っていないよねというような話は当時からもあつたんですけれども、これは先ほど税務課長ともちょっとお話させていただいたんですが、とりあえず、まずは村の中でいわゆる保健所に登録して、ちゃんときちんとしたお宿の資格を持っていて、村に住民票を置いている方だったら当然お支払いをしていただいていると思うんですけれども、オペレーション会社なんかを通してやっているところの税のいわゆる徴収というのはどういう形になっているのか、ちょっと税務課長お答えいただけたら、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 具体的な内容については、これから検討していくところではありますけれども、先ほど村長答弁の中にも先行して宿泊税を実施している自治体がございます。

ここでどういった手続で徴収のほうをしているかという部分をちょっと調べてみますと、ちょっと前段の話になりますが、やはり旅館業法の許可、あるいは住宅宿泊事業法の届出、こういったものを基に経営申告書というようなフォーマットを作って、それをまず提出すると。その提出があつた段階で、特別徴収義務者に指定をしているということになっております。

もっと見てみますと、例えば、この許可・届出が出されていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象とするというようなことが書かれております。すなわち無許可の施設であっても、税務調査等によって宿泊の実態があれば、特別徴収義務者に指定をして徴収することができると、こういうふうになっております。

これと今の質問と関連してくるんですけれども、この宿泊税、すなわち法定外目的税ですけれども、地方税法におきましては、徴税吏員による質問・検査、そういったものが認められております。

また、今のオペレーションという話ありましたけれども、区域内に住所ですとか居所、事業所、事務所がない場合には、納税管理人を置かなければならないというふうに義務づけられておりますので、こういった制度、ほかの税と全く同様ですので、他の税と同様に厳格な課税処理が恐らくできるのではないかとこのように考えているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今、税務課長のご答弁いただいたものの中で、基本的な真面目な方たちはそれでよろしいかと思うんですけれども、ちょっとアブノーマルといいますか、どうもいろいろ話を聞いてみますと、どうもあそこ怪しいよねとか、もぐりでやっているよねとかというような部分

もあると思うんですね。

それで税務課としては、今答弁いただいた内容は、全体の8割ぐらいは把握しているということで考えてよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 今現在の把握でいきますと、例えば法人の届出なんですけれども、休業等を除いて、今現在、村内で活動している法人数が637件ございます。この中で外国人が代表の法人、これが105法人ございます。この105法人のうち、産業の分類が旅館あるいは宿泊所、こういった分類で届出があるのが47法人ございます。したがって、この47法人については、我々は合法的に全部把握しているというものでございます。

それ以外につきましては、これは宿泊税に限らず、入湯税ですとか、例えば住民税についても申告しない方も当然いるかもしれません。こういったものにつきましては、先ほど言いましたように、我々税務課のほうで調査等をしていきながら把握に努めると。

特にこういった宿泊関係につきましては、我々だけではなかなか調査もできませんので、地元の観光協会等、関係団体の協力も得ながら、そういったところに調査に入っていくというようなことになっていこうかと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。やはりそういう中で、どうもあそこ怪しいよねというような話はちよくちよく聞くんですけど、ここはやはり関連関係で言ったら保健所さん、あるいは食協の推進委員の皆さんなんかの情報を絡め合わせた中で、ちゃんと納税はしていただく、あるいは宿の登録をきちんとしてフェアな状態で仕事をしていただくというような方向に持っていないと、やっぱり白馬村のレベルも疑われてしまいますので、そういうところをやっぱりきちんとやるのがこの白馬村だよっていう、そういう姿勢を見せることはとても大事だと思いますので、引き続き村のほうも、それから私たち一般の人間もそういう情報があったら、どんどんそれを集約して生かしていくような仕組みを取っていければというふうに思っています。そうすると、そういう外国人がおかしいよねと言うような人たちにも納得、理解いただけることになるかと思っておりますので、引き続き私たちも協力していきたいと思っています。

それから最後のところで、宿泊税として議論される中で、どの方式がいいかというお話の中に、村長答弁ありましたけれども、ちなみに今長野県がやって、白馬村が今度それを検討していくということになると、一番近いのが2020年4月から始めた福岡方式かなというようにちょっと思っているんですね。福岡方式については、皆さんご存じだというふうには思っているんですけど、福岡県が200円取って、それでその中に含まれる福岡市と北九州市も、200円と500円があるんですけど、2万円以下だと200円ですね、それから——失礼しました、福岡県は、北九州

市と福岡市の宿に泊まる場合には、県は県のお金としては50円しか取らない。だから150円は自分たちの市で取るということだと思えるんですけども、全体では県は15億円ぐらいを予定しているし、福岡県は18.2億円ぐらいを徴収できるというふうに想定しているんですけども、やはり2つとも重なったときに軽減をしてあげるといふ考え方もとても大事だと思ひまして、最終的には、その県税は県の中に広く分配されるというように思っているんですけども、その福岡県の方式やなんか私は今のところ一番近い感じがしてベターかなと思ひますけど、それはともかくとしまして、一番比較される北海道のニセコの倶知安町ですね、倶知安町のところは2019年の11月から採用されているんですけども、宿泊料金の2%っていう、ほかのところでは1万円ぐらいで泊まったら100円だとか200円とかってあるんですけど、この倶知安町に関しては、宿泊料金の2%っていう金額になっているんですね。私もちょっとニセコに知り合いがいるものですから、ちょっとお聞きしましたら、そういう仕組みで1か月まとめてお支払いはしているんだということ、あまり問題はなさそうなんですけど、この例えば2%っていうような形を村長考えたときに、この村の中での弊害とか何かっていうのは今考える時点で何か考えられますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 前段の県とのほうのことにに関してなんですが、他県の事例でいうと、市町村単位と県でやっているところ自体が、まず先ほど例に挙げていただいた福岡のところしかまだないという現状ですので、長野県と白馬村ということになった場合には、そこにならうような形が一つ方法としてはあると思ひますけども、ただ長野県のほうも、まだどういうやり方にするかというところを決めていない部分がありますので、そこに関しては、先ほど答弁でも申しましたとおり、そちらの動きとすり合わせをしながらということになりますので、一概に福岡と同じ形になるかどうかというのは、今の段階ではちょっと分からないというのが答えになります。

倶知安町の2%に対してなんですが、こちらは白馬村でも以前、検討会議の中でやはり比率というお話が出てきました。特に価格帯の低い宿泊施設の方々から、例えば1万円における200円と3,000円で泊められるところにおける200円では比率が非常に高く感じてしまうというところのご意見としてあった部分があり、その中で、パーセンテージという意見はやはり出てきました。また、白馬村の中でも最近是非常に価格帯の高い宿泊施設が出てきておりますので、そうしたところから負担を額にすると多く取れるようなところで、パーセンテージで取るというのは一つの方法としてあると思ひますけども、一方で受益者負担ということで考えた場合に、受益者が、例えば公共交通だとか自然環境みたいところにそれを使途として使った場合に、同じものを享受しているのに、高い宿に泊まった人は高く払うというところの理由づけができるのかという問題は恐らくあるかと思ひます。

なので、そこはもう考え方ということになると思ひますけども、どちらが正しい、間違いというよりは、そういう側面がありますので、今後、議論をする中でどちらがいいのか、もしくは

段階的に定額ですけれども率に近い感じで、金額が5,000円以下の宿泊施設では幾ら、1万円では幾ら、2万円以上は幾らみたいな設定の仕方方法としてはあると思いますので、そのあたりは今後、検討委員会というんですか、またそういった中で話し合っていければいいかと思います。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、やっぱり2%っていうのは、少し金額によっては問題が出てくるというふうに私も思っています。

やっぱり小さな商業事業者や低価格のお宿さんもやっぱり参加する以上、お支払いいただく形にはなると思うんですけれども、やはり不公平感がない、あるいはこの免税点をつくっておいて対応するとか様々な方法があると思います。いずれにしても、そういう方たちのことも十分理解した上で、最近先ほどの村長の答弁にあるように、非常に高額な1泊何十万というようなお宿も出てきているようですので、そういうところがそういう形でまたもらうとか、組合せはいろいろ考えてやっていければいいというふうに思います。

それから関係、ちょっと一つ聞き忘れたんですけれども、観光関連産業の中では、例えば索道関係の方たちも協力してくれるだろうというふうには思っているんですけど、索道っていいましたら、リフトに乗ったらリフト料金で取られるというふうを考えるんですけれども、よく考えてみたら、ゴルフなんかではゴルフ利用税っていうのをちゃんと払っているわけですので、免除される18歳とか70歳以上のプレーヤーとか、そういうのは別にして、あと障がい者の方は別ですけど、ごく普通にゴルフに行けば税金、利用税ということで取られるということは分かっているわけですから、スキーもやっぱりアメリカなんかでは非常にブルジョワな遊びとして今でも捉われていますので、やはりリフトに乗ったら幾らというのは、金額はともかく、そういうことは自然に、あるいはこの村の役に立つならという、以前のアンケートでも95%の人がそういうところで使ってもらなら積極的に協力するから、どっちかという協力したいという意見を含めると、95%というデータも出ていますので、そこら辺をうまくまとめていければいいと思っていますので、そういう関連の人たちにも説得力のある話をぜひしていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、税が何のために必要だという原点に戻ると、やっぱり税が足りない、それから観光財源としてやるには、どうしても皆さんからご理解いただいて徴収させて、それを生かすっていう姿勢がないといけないと思いますので、いずれにしても丁寧な説明をしていただくということでやっていきたいというふうに思っています。

それでは続きまして、次の質問に移りたいと思います。

2番目は食糧自給体制について。

日本の食糧自給率は、現在38%です。以前にも発言したのですが、政府は食糧、農水産業の生産力向上と持続性のイノベーションを目指すみどりの食料システム法が5月より運用が始まりまし

た。輸入肥料や化石燃料を原料とした化学肥料の輸入を2030年までに20%、2050年度までに30%低減しようというものであります。折しもウクライナ紛争で食糧の小麦とかトウモロコシが不足しています。化学肥料もまたしかりです。

そこでお伺いいたします。

1、食糧難が、海外依存しているこの日本にもやがてやってきます。今の農業政策では、農業法人や担い手の皆さんに依存していますが、食糧難を解消するために、また観光立村をうたっている我が白馬村として、自身の食材や観光客の皆さんに提供するための新たな取組を始める考えはありませんか。

2、出資者を募って組織をつくり、自らも参加し循環型社会を目指す、それを村がバックアップするといった、村を挙げての協力体制で観光客の皆さんと食を通じて幸せを分かち合える、こういった取組をする考えはありませんか。

以上2点お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 食糧自給体制について、2項目のご質問をいただいておりますが、1点目、2点目ともに関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

食糧難、農業法人、担い手等の農業政策、観光地としての食材提供、地産地消、農業を通じての循環社会形成、これらはとても重要な課題であります。

まず、当村の農業を取り巻く状況や経緯を説明させていただきます。本村を含みます大北地区は、古くからの水田単作地帯であります。白馬村は白馬三山や姫川水系から流れる水の恩恵を受け、自分の家で作った米等の農産物を自ら食し、お客様に提供し、供出することで観光地として栄えてまいりました。

近年は農業後継者、宿泊業後継者の課題、宿泊業形態の変化もあり、農家民宿は減少傾向にあります。村としては、農地維持と営農継続のために、国の方針に基づき、認定農業者制度を推進してきており、農地の集積率は75%を超え、国からも先進的であるとの評価を受けています。課題としましては、認定納業者の後継者の育成に向けた課題、受入れ農地が限界に近づきつつあること、肥料資材の価格の高騰などが挙げられます。認定農業者制度の詳細は、令和4年10月号広報はくばに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

また、この地で営農を継続するためには、優良農地確保が不可欠です。神城地区は、先人の大変なご苦勞があり、昭和40年代から平成にかけては場整備事業は完了しております。北城地区は、ほ場整備事業が完了した地区もありますが、現在、北城南部地区では工事が進められ、北部地区では事業採択に向け計画を策定中です。

現在のほ場整備は、費用対効果の面から、野菜、果樹等の高収益作物を面積の20%程度作付けするよう国・県から指導があり、村としては指導に従い、地元と共に準備を進めておりますが、世

界情勢による食糧難や水田単作地帯である経緯も踏まえ、国に対して基盤整備事業のほ場整備における米以外の土地利用型の穀物、麦、大豆等の作付推進を提案、要望しております。

議員提案の観光客への食材提供、循環型社会を目指すという活動は、前述のように古くから村全体で取り組んできており、観光地としての原点だと思っております。新しい組織については、現在のところ具体的には考えておりませんが、村内直売所での農産物販売は、認定農業者のほか家庭菜園的な農家も出荷しており、村の農産物PRの一翼を担っていることや一般社団法人HAKUBA VALLEY TOURISMがガストロノミーツーリズムに関する取組を行なっており、これらについてどのような支援ができるか、今後の課題と認識しております。また、平成17年度から現在まで続いております北アルプス山麓ブランドには白馬の生産者の方も認定されており、引き続き支援をしております。

現在、村が取り組むべき農業政策の最優先課題は、先ほども申し上げましたとおり、ハード事業においてはほ場整備等の優良農地の確保と考えており、それに伴うソフト事業は、先日、人・農地プラン懇談会を開催したご意見から、この見直しによる営農しやすい環境整備、農業振興地域の見直し等だと思っております。これらが村の10年後、さらには50年後を見据えたときの最優先課題だと認識しております。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。私どうしてそういうことを今言うかといいますと、以前からちょっと親交している方がいらっしゃる、東大大学院の鈴木宣弘先生という方がいらっしゃるしまして、この方がたくさんいろいろな本を出しているんですが、非常にその農ということに対しての意識を持っている方でして、実はその先進国の中でも最低の食糧自給率38%、あるいは37%という、その貿易自由化の負の影響がそこに表れているわけですけど、実はもっとその数字が低いんじゃないかということを言われているんですね。

それがウシやブーちゃんにあげる飼料以外の生産資材の自給率というのが非常に低いんです。それは例えば、野菜の種だとか、それから肥料ですね、これが全部と言っていいほど外国に依存していて、自給率っていうのは10%程度なんですね、これは両方ともそうなんです。その例えば種でしたら、日本で種取ればいいじゃないかっていったら、種苗法、いろんなものの絡みがあって、がんにがらめになってどうにもならなくて、海外、それもアメリカ、それからイタリア、チリですか、そういった国のあたりのところで約50%ぐらい、海外で種作ってもらっていますから輸入しなきゃいけない、自分の国の自給率10%。

それから肥料においては、ご存じのように野菜作りには窒素、リン酸、カリで肥料が必要なんですけど、それがほとんどが、人間が飲む薬のパーセンテージもそうなんですけど、共産圏から原材料を輸入しているのがほとんどなんです。今、今回のウクライナ紛争で、中国はなかなか協力してくれ

ない、それからロシアとベラルーシで約半分近くの窒素なんかを供給しているんですけど、そこからじゃ敵国の日本には肥料を供給してくれないという、こういうものがあるもんですから、実際の自給率というのはぐっと下がってきているんですね。そんなところに、例えばこれはアメリカのどこでしたかね、ラトガーズ大学っていうところの学者が発表したらしいんですけど、例えば局地的に核戦争が起きた場合には、その核戦争で爆弾の落とされたところは2,700万人ぐらいの人が死ぬだけで済むらしいんですけど、そこから核のその嵐っていうんですかね、その傘下に入ったところでいくと、大体2億5,000万人ぐらいの人が亡くなって、そして食糧自給率の低い日本のところにその影響がどんと来て、日本人だけでも7,200万人亡くなると言われている、というデータがあるそうなんですけど、いずれにしても何かちょっとしたものがあつた場合に、食糧自給率が低いもんですから、自分たちが今まではお金を出したら海外から輸入できるって考えていた安易な考え方をこれ、発想を変えていかないと大変なことになるだろうということで、そのせつかく日本にはこれだけ立派な優秀な農業をする能力がある人たちがたくさんいるにもかかわらず、みんな農業法人の方や担い手の方たちをお願いしているだけで、果たしてそれでいいんだらうかっていうところからいくと、やっぱりこれから農業をやる人たちに我々も協力して、自分たちも参画して、食の安全も考えながらやっていくのが僕は妥当じゃないかと思うんですけど、もう1回村長にお伺いします。そういう考え方で新しい組織をつくって、あるいは先ほどのほ場整備されたところには高収益作物20%っていうのももちろん絡みもあると思うんですが、それを生かして、この村の中で再生、みんなで参画した作物を作って観光客の方に提供するという、その考え方についてはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり、現在、特に世界情勢が大変不安定でございますので、エネルギーもそうですし、食糧に関しても価格の高騰というところで、それがこの日本の中で各地方のほうにも影響が出てきているという中では、白馬村の中で、これは地域循環型経済というところにも結び付くと思いますが、その中ででき上がった食材、エネルギーもそうですし、そうしたもので循環をさせていくことが持続可能な地域になっていくということは間違いないと思います。

特に農作物に関しては、昨今、お米等が安くなっている部分もあるんですけども、特に観光客への消費というところでいいますと、今コロナ禍で観光が低迷してしまっているの、より余ってしまっているというような状況がありますので、観光を活性化することによって、この村の中ででき上がったものを来たお客様に消費していただくという形が作り上げられれば、より持続可能な地域になっていくと思いますので、その方向性は非常に大切な考え方というふうに思っております。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そこで農政課長にちょっとお伺いします。よろしいでしょうか。ほ場整備

されたところが20%高収益作物だっているんですけど、ほかのその20%のほかはお米を作られると思うんですけど、それを何かの絡みがあって、国の施策に当たってこれダメだよっていうものがあるといけないんですけど、それを村独自のそういう野菜作りの仕組みのほうに何%かスライドするとかっていうことは可能なんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ほ場整備の関係なんですけど、費用対効果の関係から、高収益作物を作りなさいという、面積比にして20%ぐらい作りなさいということをおっしゃっています。そのほかはお米やソバの穀物になるわけですが、それらをどういうふうにするというのは特段決まっておられないので、中には農協に出されるということもありますし、農協以外の方に出すということもあるかと思えます。

それと一番の課題は、高収益作物の園芸作物というのは、やはり白馬は土地利用型農業ということで、先ほど村長の答弁ありましたが、水田が主、白馬に限らず大北はそうなんですけど、それをどうやって変えていくかということをおっしゃっているところでもあります。

若い新規就農者の皆さんの中には、園芸中心でやっていくという方もおられますので、そういう方をどういうふうに取り込んでいくかというのが今課題かなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そういうことで可能でしたら、いろいろなフレキシブルなものに対応していかなければいけないと思うんですけど、何が何でもこうだという決め方じゃなくて、村民の人たちが自らの口にするものが、例えば自分の家族に絶対安心だよって言って食べさせてあげるようなものを作るような仕組みと、それからそれを作る組織ですね、みんなが力を合わせて同じ考え方を、そういう人たちの集団で口にするものが手に入れば私はいいと思います。

それ以上に観光客の皆さんが納得して、白馬っていうところに行ったら、白馬で作ったこういうものを食べさせてもらえるんだよってところが一番大きなメリットの1つではないかというふうに思っていますので、どうかその、いろいろなハードルあるかと思えますけれども、検討できる余地のあるものはどんどん検討していただきたいというふうに思っています。

それから、これは村長にお聞きしたほうがいいんですかね、例えば組織をつくるという中で、ガバメントクラウドファンディングという仕組みがあるってある方から教えられて、これは村全部巻き込んでやったらできることじゃないかなというふうにちょっと思っているんですけど、これについては、どなたでも結構です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ガバメントクラウドファンディングによってその組織をつくるという方法に関しては、ちょっと私今細かい情報が分かりませんので、そうした方法が一番適しているかどうか

というところは答えかねますが、先ほど来申しましているとおおり、地元の中で作ったものを地元の住民もそうですし、お客様に提供できるということは、地域の経済にとっても、さらに地域価値の向上、お客様の滞在価値向上というところにも非常に資すると思いますので、何かしらそういった仕組みづくりっていうんですかね、ができていくと今後はいいというふうには考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。いずれにしても、こういう社会になって、非常に循環型ということも考えていかなきゃ、環境も考えていかなきゃいけない。そうかって経済も回していかなきゃいけない。そういうものを諸々組み合わせた中で、私どもはここで暮らしていかなきゃいけないので、考えらえるあらゆることを選択肢の中から、みんながこれだったらいいよね、これだったらいいよねっていう、その消去法でも結構ですけれども、そういうみんなにとってプラスになるようなものをぜひつくってやっていただければというふうに思っていますので、引き続き村長のほうも色々お考えいただいて提案していただければと思います。

いずれにしても、その循環型農業の推進というのは、私ども一番これから目指していかなきゃいけないことで、そういう中にやはり慣行農業で化学肥料を使わなきゃ野菜は上手くできないというのは分かっています、それをゼロにしたりすれば途端に収益は下がるわけですけれども、そこは徐々に今いろいろなものができていますので、そういうのを活用していきながら、循環型農業の推進というものを含めてやっていければいいかなというふうに思っています。

私もこれからもっと勉強して、いろいろ自分でも実践してやっていきたいと思っています。ちなみに議員終わったら農業法人立ち上げてやりたいと思いますので、よろしく願います。

そういうことで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時58分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） 第5番加藤ソフィーです。通告書に従い子育て支援についての一般質問を行ないます。

近年の人口減少、少子化は既に社会に大きな影響を与えています。村内の事業者からもこの冬の働き手が足りないという話を頻繁に聞くようになってきました。観光に関連する分野だけでなく、教育や福祉関係でも人材確保が大きな課題となっています。

第5次総合計画には「未来を創る地域の宝である子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支援し、

若い世代が出産や子育てに希望を実感できる地域社会の実現を目指します」と記載されています。また、村は「子育てがしやすい村・したくなる村」を実現すべく、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援の充実を目指しています。

現状を見ますと、近くに産婦人科、そして出産できる場はなく、この白馬村で出産・子育てをスタートするためには大きなハードルがあります。合計特殊出生率は大北圏内で1番低く、長野県の平均は全国平均を上回っている傾向にあります。白馬村は全国平均にすら届いていない状況です。

そして今、仕事をしたくても子供を預けられなかったり、仕事はしていないが少し心身を休めるためなどに一時保育事業に頼ることができずに悩んでいる方がいます。

ここで、村の子育て支援について伺います。

- 1、待機児童は何人おり、増加した原因は何ですか。
- 2、子育てがしやすい村・したくなる村を目指すために、今何をすべきだとお考えですか。
- 3、子育て支援ルームの今後の活用や建物の方向性は。
- 4、村長の選挙動画の中では出産祝い金や入学祝い金の充実を図ることを述べられていましたが、実現はいつになりますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 子育て支援について、加藤ソフィー議員から4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の待機児童数ですが、12月1日現在では、0歳児12名、1歳児2名、2歳児1名の計15名となっております。増加した原因は、その年度によって様々な要因が考えられますが、今年度は特に0歳児の申込みが17名とかなり多かったことが原因となっております。ここ近年は核家族が増え、保護者の働き方も多様化し、保育の必要なお子さんの面倒を見られないといった家庭が増加している状況であると推察しております。

次に、2点目の子育てがしやすい村・したくなる村を実現していくには、第5次総合計画や第2期白馬村子ども・子育て支援計画で立てられた政策を着実に進めていく必要があります。

特に喫緊の課題としては、保育の必要な家庭が増加していることから安心して働きながら子育てができる環境を整える必要があります。その対策としては、1つ目として、保育士の確保であります。

現在、待機児童の受け皿として子育て支援ルームの一時預かり保育を利用いただいておりますが、保育士が不足しており、希望に合ったお預かりができていないこともある状況です。保育士や保育補助員を募集しておりますが、なかなか応募者がいない状況ですが、引き続き幅広く呼びかけ、待遇面も考慮し、保育士の確保に努力してまいります。

2つ目として、保育施設の拡充です。これについては、昨年度から様々な交渉や調整等を行ない、時間はかかりましたが、来年度から白馬幼稚園で2歳児6名の受入れが始まることや、来年12月

から3歳未満児対象で定員19名の少規模保育施設が開園となることから、待機児童は解消される見込みであります。また、安心して遊べる公園の要望を子育て世代の方々から多くいただいておりますので、これに対応していくことも、子育てがしやすい村・したくなる村を目指すには重要であると考えますので、この後、答弁いたします図書館等複合施設の1施設として公園整備を検討していくこと等してまいりたいと思います。

さらに、9月の定例会において、加藤ソフィー議員から一般質問いただきました住居の問題も、子育てしやすい村として重要な課題ですので、引き続き取り組んでまいりたいと考えており、加えて、働きやすい環境や安定した労働環境があること等も重要な要件であると思っておりますので、経済の活性化にも引き続き取り組んでまいりたいと思います。

3点目の子育て支援ルームの機能についてですが、まず現在の子育て支援ルームにつきましては、施設の耐震化も行なっておらず、老朽化も激しいため、将来取り壊す予定であります。松本議員の答弁でも申し上げましたが、機能面の前に、子育て支援ルームとしての施設の考え方については、図書館等複合施設とした場合に、どういった施設と複合するのか、財源はどうするのかなどの課題があり、特に子育て支援ルームを一緒にするのかどうかという点については、現在の施設の老朽化が進む中、早く結論を出さなくてはいけないと考えていますが、意見が分かれている点でもありますので、慎重さも必要と考えております。

最後に、出産祝い金と入学祝い金についてです。こちらも松本議員への答弁でも述べたとおり、令和5年度予算編成の基本方針について、重点的かつ積極的に取り組む事業として、子育て支援、少子化対策の推進を上げました。よって、これから行ないます予算編成に出産祝い金や入学祝い金を盛り込む予定で現在進めております。

この件に関し、今国会に提出されている補正予算の一つの事業である出産・子育て応援交付金事業について、事業内容は、まだ国からQ&Aや交付要綱等を示されていないため、過日行なわれた説明会の内容とはなりますが、妊娠・出産時の応援交付金事業が行なわれる可能性があります。その場合には、当該事業内容も勘案し、各祝い金の額や比率を決定したいと考えております。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 待機児童に関しては、いろいろと改善に努められているというところは理解できました。人手不足というのは保育の現場でとても深刻な問題だと思うんですけども、来年度からの新しい小規模保育施設の完成や受入体制の構築にも期待をしたいところです。ですが、この冬のことを考えますと、預けて仕事をしなかった親御さん、少しでも家計が楽になるように思っていたお母さん、お父さんは、ちょっと我慢をしなければいけないというふうになっています。とても心苦しく思っております。

この冬の保育園の受入体制について、保育園に預けられなかった方にどのような説明をされてい

るのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） お答えします。まず、待機児童、現在15名おまして、一応、その受け皿としては、今支援ルームの一時預かり保育のほうをご紹介させていただいてございます。ただ、支援ルームの体制も、当初の職員の数が確保できなくて、今、保育士が不足している状況でして、一応、その保護者の皆さんとお話をさせていただいて、一応、お預かりについて、ちょっと協力をいただいているところなんですけども、やはり、保護者の働き方とか、職場の環境とか、お仕事の関係で、やはり週5日預けられないと困るという人もおりますので、一応、そういう方については、お断りはせず、一応対応はさせていただいているという現状で現在行なっています。

また、今職員が不足しているところなんですけども、募集しても新しい方はちょっと応募がなく、難しいというところで、今現在、子育て支援課関係の職員、例えば児童クラブの指導員の先生が午前中空いているので、その方を支援ルームの一時預かり保育のほうに当たってもらおうとか、そういう対応をさせていただいている状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 保育園に預けられなかった方々の受け皿になっている子育て支援ルームも、ちょっと今使いづらい状況にあるというふうに認識しております。実際にどのような、日数を減らしてもらおうということを言われていると思うんですけど、利用される方にはどのように減らしてもらったりしているのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 一応、保護者の方とお話をさせていただいて、実情を確認した上で、お互いの了解の下、協力いただければ、そのとき減らしてもらいますけども、なかなかやっぱ難しいという状況であれば、極力こちらのほうでやりくりをしてお預かりをしている状況でございます。ですから、こちらのほうから今現在お断りしているということはございませんので、一応、保護者の方と相談させていただいてやらせていただいているという状況です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 恐らく話合いの中で決められているという認識だと思うんですけども、預けている親からすると、人がいないからしょうがないよねというところで了解していると思うんですよね。実際に5日から3日に、今3日しか預けられないんだという、そういう相談も受けたりしていますし、断ってはないとは思いますが、やっぱり預けにくい状況になっているということは、結構お母さんたちにとっても非常にづらい状況です。この支援ルームの預けにくいという状況なんですけど、いつまで、こういう状況が続くのかということは、見込みがあるのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 議員さんのおっしゃるとおり、保護者の方のご希望に、ご希望に応えられてないというところについては本当に心苦しく思っている次第でございます。何とかそこを改善していきたいということでは思っているんですけども、やはり、なかなか募集をかけても、なかなかちょっと応募がないと。特にやはり年度途中の募集でして、そうすると、なかなか今いろんなところに、もう働くところが決まっている方については、こちらのほうに来るのは難しいんだろうなと。そうすると何とか今ある職員で、できる限りの対応をさせていただくという状況で、今こちらのほう、やりくりをさせていただいてございますので、これがいつ改善できるかという見込みは、全くちょっと今のところ見通しが立っていないという状況です。何とか皆様のご希望に応えられるように、何とか改善をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 先ほどの村長の答弁で、保育士の確保というところに触れられていましたが、待遇面も考慮していくというようなことをおっしゃっていました。こちらはどのような考慮なのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 保育士の確保については、加藤ソフィー議員にもご協力いただいて、情報発信等していただいて、大変ありがたく思っているところであります。ただ一方で、なかなか集まっていない現状があります。そうした中で、やはり待遇面ということも考慮していかなくてはいけないというふうに考えているところでありますが、具体的な内容としましては、ちょっと私のほうでは、今これをしますというところがなかなか言えないので、課長のほうから、もし、現状でご意見あればお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 今、こちらのほうで考えていることは、まず賃金関係はどうしても全体の職員と、あと総務課との協議がございますので、そのバランスも考えないといけないと。また、周りの市町村の賃金動向もございますので、そこについては、ちょっと、今すぐ回答はちょっとできないんですけども、一応そちらについては、また総務課と相談をさせていただきながら、改善をしていきたいなというふうに思っております。あと、待遇面で、一応、やはり、今の保育のお預かりというのは11時間ぐらいお預かりの時間がございまして、その時間を職員で回していくという形になっています。

特に保育の現場でいきますと、ほとんど休みがない。例えば保育園でいきますと土曜保育までございますので、日曜日が普通の休みで、土曜日は希望保育で、交代で職員が出てやっていると。支援ルームのほうは土曜日がお休みなんですけども、一応、日曜日と祝日は、やはり、これも職員が

交代で出てやっているというところでして、なるべく職員の働き方、時間の調整ですね、そこを改善していきたいというふうに思っております、一つの取組としては、保育士の資格のない方を雇用させていただいて、例えば保育園であれば、延長保育のところの保育補助員という形で入っていただくとか、あと、支援ルームのほうであれば、食事の時間どうしても人手が必要になってくるので、その応援をしていただくという形で、今、保育の補助員もかなりの人数、かなりといますか、数名ですね、そちらのほうを採用して、何とかそこでやっているような状況でございます。ですから、こちらとしては、なるべく働くところの環境を変えていくような形で今検討をしていると、進めているという状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そうですね、賃金面もそうですし、働く環境の改善というのは、本当、この国全体の問題だとは思いますが、村独自でできることは精いっぱいやっていただきたいですし、国に要望していく部分に関しては、私も一緒になってやっていきたいですし、そこはしっかりと改善していく方向に持って行ってほしいと思っております。

支援ルームの話に戻るんですけども、この支援ルームの本来の目的というか、本当は待機児童の受け皿という目的ではなくて、お母さんが一時的にちょっと用事ができたから預けるという、そういう目的だと思うんですけど、今ちょっと人手が足りないということで変則的な部分にはなっていると思うんですが、本来の使用はどのようなときにできるのか、ここで確認いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 確かに議員のおっしゃるとおり今の現状でいきますと、本来の使用といいますか、利用の状況よりも待機児童の受け皿的ところが結構強いんですけども、本来の利用であります育児疲れとか、冠婚葬祭で、ちょっとどうしても預けないといけないとか、仕事の関係でどうしても一時的に預けないといけないとか、そういう場合は、こちらのほうに、支援ルームのほうに連絡していただければ、そういう方についても優先的にお預かりをしている状況ですので、それについては、通常どおり、そういった方がいらっしゃれば、支援ルームのほうにご連絡をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 現状ですと、多分、支援ルームの方もいっぱいいっぱい、なるべくご家庭で見ただけませんかというアナウンスになっていると思うんです。なので、よりやっばり育児に疲れたとか、そういうときに気軽に使えない施設にどんどんどんどんなっているというのが現状だと思います。支援ルームの概要を見ますと、仕事や冠婚葬祭などやむを得ない理由がない限り使えないんじゃないかなという、そういう印象を受けるんですよね。でも、支援ルーム

があるというのは、本当にさっき核家族という言葉も出しましたが、1対1で子育てをしているお母さんがちょっとリフレッシュするためであったり、託児がないイベントとかに参加するですとか、あとは、この間、議会の意見交換会もありましたけども、そういうものに参加したいときですとか、そういうときにちょっと預けるという使い方が本来の使い方だと思うので、今は本当に難しい状況だとは思いますが、そちらの使い方にもた戻していただけるように、戻すというよりも、もっと使いたくしていただけるように、ぜひ、行なっていただきたいと思っております。

あとは、そうですね、昨年の冬なんですけど、コロナで支援ルーム等が閉鎖になって、お母さんたちが子供とどこにも行く場所がなくて、すごいつらい時期があったと思います。今年もそういうことが考えられると思うんですけど、今年に関しては、どういう状況になったら閉鎖するですとか、そういう基準をもう既に設けられているのであれば教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 基準なんですけども、最近学校関係ですかね、保育園の関係もそうなんですけども、保育園の関係だと厚労省のほうから通達が来まして、学校の関係ですと文科省なんですけども、かなり緩和してきました。一応、状況を見て閉鎖するかしないかという状況になるんですけども、基本的にお子さんが、陽性になったお子さんが、そこが原因となって、支援ルームに来ていたお子さんたちに広まってしまった場合は、多分閉鎖、一時的に閉鎖、先生も含めてという形になりますけども、そうでない限りは基本的には閉鎖しないというような考え方でおります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 基本的には閉鎖しないということで、閉鎖する場合のその条件が、もし、そうやってあるのであれば、しっかりと冬前にしっかりと周知していただいたほうが良いと思います。去年とか、かなり混乱したと思いますので、そこら辺をぜひお願いします。

来年から待機児童が大幅に減少するというところはとても期待しているところなのですが、預けたいお母さんの中には、仕事がしたくて預けたいというお母さんたちだけでなく、生活費や子供の養育費への不安があるから、本当は子供ともう少し一緒にいたいけど、やむを得ず預けて仕事をするといったケースも結構あります。ここまで大人目線での話をしてきましたけども、子供目線に立ってみますと、未満児で親から離れたくない子供はいないはずですね。ですが、現状子供を預けて働いたほうが家計のためになるという選択肢しかないのも、未満児保育の希望が増えた一つの要因なのではないかと思うんですけど、そこら辺、村長いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 子供目線というところであれば、恐らく親と一緒にいたい子供のほうが多いのは間違いないというふうに私も思います。そうした中で、やはり、経済的な側面というところは大きいかなというふうに思いまして、これは白馬に限ったことではないと思いますけれども、やは

り、全国的に夫婦の片方が働いているだけで成り立つほど、今景気がよくないという現状がありますので、その解決法として、今、私が言えることとすれば、特に白馬の場合は基幹産業、観光を中心とした産業を活性化させることによって、より所得を多くできるような環境をつくり上げる努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 白馬は移住者もかなりいると思うんですが、核家族化も一般的になっていまして、家で特に、多くの場合、母親だけで子供を見る、見ているという家庭も少なくないと思います。1対1で子育てに向き合うというのは精神的にもつらくなってしまう状況もあります。白馬の地域柄、個人事業主が多い地域です。個人事業主は産休や育休はないわけで、産後1日も早く仕事に復帰したいという人が多いということは既にご承知かと思います。また、前回の私の一般質問でもありました、家賃も高い、そして村の財政でもそうですけども、除雪費、暖房費、ほかの地域に比べてかなりかかってきます。それは家計でも同じで、生活費が高騰している中で、若い世代が子育てをしながら暮らしていくというのは、本当に他地域と比べてもかなり大変です。出産するための通院も車で1時間走らせて、ほかの地域に通わなければならなかったり、交通費もかかりす。

ここで1つ事例を紹介したいんですけども、富山県の朝日町で、おうちで子育て応援事業というものを行なっています。これは保育所等を利用していない、かつ育児休業給付金を受給していない、生後6か月から満3歳になるまでの子供を持つ保護者に月額で2歳までは6万円、2歳から3歳までは3万円という給付を行なっています。このようにですね、家庭で子供を見ることというものを支援して、待機児童の解消を図るということは、今まで検討したことがあるかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 課の中では検討をしたことはございますが、それを予算要求まではちょっと行ってない状況です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 予算要求まで行ってないというのは、その理由は何でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 予算要求の段階で、ほかにちょっと優先度の高い事業がありまして、ちょっとそちらのほうを優先させていただいたというところがございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ただ、受入れキャパを増やして、待機児童ゼロという数字を目指すというよりも、これから子供がますます減っていく中で、どんどんキャパを増やすというの、いずれはまた使われなくなってしまうというのはもう目に見えていると思います。なので、本当に保育

士不足も深刻ですし、家で見たい方は家で見やすい環境づくり、もちろん仕事をしたい方は預けられるという、そういうどっちも選択肢があると、より多様性を受け入れるということにもなりますし、保育士の確保とか、施設の確保ということも解決できるのではないかなと思っています。

もちろん家庭で見るといことは孤立感も防がなきゃいけないと思うんですけど、地域との関わりですとか、そういうところはしっかりと支援していかなければならないとは思いますが、こういう考え方もぜひ取り入れていただけたらなと思うんですが、3本の柱に子育て支援掲げられていると思いますので、村長、このことはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤議員おっしゃるように、少子化というのは、もう一方で確実に訪れる未来ではありますので、そうした中で、現状のものを減ってきたものに合わせていくという考え方が非常に重要になってこようかと思えます。デジタル化などはその一つでもあるんですけど、ちょっと子育てに関しては、それはすぐ当てはまらない部分もあるんですが、社会そのものを将来的な人口に合わせて作り上げていくという視点が非常に必要だと思えますし、特に今回3本の柱に子育て支援を入れさせていただいたのは、やはり高齢者福祉をする上でも支え合いというところでいいますと、若い世代が生活しやすい環境がなくてはならないということ強く感じておりますので、そこへ力を入れていくことが持続可能な地域を作り上げていく上で重要だと考えている上での内容となります。

先ほど加藤議員おっしゃっていただいた、おうちで子育て応援事業、こういった新しい取組になるんですかね、といったところにもアンテナを高くしながら検討してまいりたいと思えますけれども、やはり、先ほど除雪の話なんかも出たんですけども、いろいろと優先順位をつける中でかかってくる費用がありますので、まず今回は一般質問の中にもありましたけれども、出産祝い金、入学祝い金、ここを何とか実現させる方向で今取り組んでいきますので、プラスでさらに、その後も必要な支援をなるべくしていけるようには検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 来年度の予算の中で、子育て支援というところで、具体的には、出産祝い金、入学祝い金ということですよ。大体幾らくらいを考えられているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、国のほうの施策の影響も出てまいりますので、そこを勘案してということになりますけれども、私のほうで、せんだって総務課と少し相談している部分がありますので、課長のほうから報告できる部分をさせていただきます。

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 全体的な予算ということでお答えをさせていただきますと、それぞれ出産であったり、入学祝い、直近の児童数、出生数を見ながら、予算的には500万ぐらいで見えています。それを先ほどの国の制度と別な制度をどういうふうにするのかというのは、これからの詰めになりますけども、予算額で申し上げますと500万程度の見込みを立てているということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 今、具体的な数字が出てきましたが、子育て支援といえど、妊娠から高校、大学まで本当に多岐にわたると思うんですね。本当にいろんな状況の中での子育て支援というところで、どのように声を吸い上げて、これから予算に反映させていくのか、そこら辺の考えをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） どのように声を吸い上げるというところなんですけれども、一つに、やはり議員の皆様方のお力を借りて、こうした場でご意見を伺うことが一つ方法だと思っていますので、その点に関しては、ぜひ、議員の皆様から地域のお声を集約していただければというふうに思いますし、行政のほうでも、パブリックコメントになるのか、アンケートみたいなものを取るのかというところはあるかと思えますけれども、そうした機会を今後つくっていくという方法が考えられますので、できる限り本当に現場の声というか、生の声に近いものを反映できるような仕組みをつくって、反映できるように努力していきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 私たちもそのためにここにいるんですけども、村、行政側も広聴活動というのはやるべきことだと思います。本当に実際にお母さんお父さんの声を聞くというのは、本当に、実際に集まるとか、こういう場に来るとか、すごい難しいと思うんですね。本当、子供を預けてとか、そういうことがあると思うので、ぜひ、役場の職員自ら支援ルームとかに出向いて話を聞くとか、学校とか、それぞれの場所でいろんな生の声というものをぜひ聞いてほしいと思っています。広聴活動については力入れていきたいと以前おっしゃっていたと思うんですけど、本当子育ての面にもかかわらず、これから、どのように広聴活動というものを村長自らされていくのが気になったので、そこら辺またお答えください。

議長（太田伸子君） よろしいですか。

村長（丸山俊郎君） はい、議長。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） そちらに関しては、実は今後の一般質問の中にも少し含まれてくることでも

ありますので、大枠というところでご説明させていただきますと、コロナ禍で止まってしまっていた地区懇談会というのがありますので、まず今年に関しては地区役員懇談会というところを今月にも希望があったところから再スタートを始めます。また4月以降というか、雪が溶けたぐらいから、特に役員にこだわらず全体でというところも考えておりますし、あとはテーマ別というところですか、今オンラインでもそうしたことができますので、オンラインを使ったテーマ別のミーティングと言うか、懇談会ですね、そういったものを検討しております。

先ほど加藤ソフィー議員がおっしゃった各施設へ出向くということですが、私も空いた時間で今でも既に始めているところもあるんですが、一方でまたコロナ禍みたいなのもありますので、そこら辺はバランスを見ながらやりたいと思いますが、そこについては積極的に行っていききたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員、この出された通告のほうへ戻してください。

第5番（加藤ソフィー君） はい。

議長（太田伸子君） 加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ちょっと気になったのが、支援ルームの今後についてなんですけども、いずれは取り壊す予定というところで、早くに結論を出したいということなんですけど、それは今年度末とかには結論を出したいのか、そこら辺のスケジュール的なものを教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） こちらも明日の一般質問にも少し関わってくるところではあるんですが、あくまで建物の耐用年数的なところでのお話でいきますと、令和7年までにもし何らかの複合施設等の取組が進まない場合には考えなくてはいけない、単独でもというようなところになりますので、期間で言うとそのあたりまでがリミットというような形で考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 本当に多様性を大事にする白馬だからこそ、様々な選択肢というものを増やすことが必要になってくるかと思います。重ねてになりますけども、仕事がしたい人で子供が気軽に預けられる。家で子供を見たい人は金銭面もちょっと心配だけでも支援があるから子供が家で見られる、そういうふうに変換できるように、ぜひ、これからの子育て支援の施策を行なっていただきたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月7日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日12月7日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分

令和4年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和4年12月7日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和4年12月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。

5名の方の一般質問は、昨日終了しておりますので、本日は5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

第4番（切久保達也君） 4番切久保達也です。今日は、2つ質問をさせていただきたいと思いません。

今朝起きたら、ようやく下界に雪が降っておりました。私、1つ目の質問は、除雪事業についてという質問をさせていただきます。このタイミングで、雪が降ったなど勝手にいい解釈を自分にして、メンタルを上げて朝出てまいりました。もう一つは、白馬高校について。私、山麓議会合わせますと4回目の質問でございます。横山副村長には、その都度答弁いただきまして、ありがとうございます。有終の答弁をまたお願いしたいと思います。

それでは、除雪事業について。

本村の除雪事業は、観光また日々の村民の暮らしに大変重要です。近年は、降雪の少ない年もあれば、逆に豪雪のシーズンもあり、積雪量も読めない中で除排雪業務に関わる多くのオペレーターや職員の方々には、気象条件の悪い中や早朝からの業務に深く感謝するところです。自分の村は自分で守る。責任ある除雪計画が、安心して暮らせる村づくりに必要であると考えます。

そこで、以下のことについて伺います。

1、国や県の意向に沿った村政推進が基本だが、新型コロナ感染拡大やウクライナ情勢による物価高、人口減少、高齢化、なり手不足など、先が見えにくい時代において、除雪の体制確保の上での課題とは何か伺います。

2、除雪作業には、大変危険が伴うが、安全推進や降雪量の調査、機械等のメンテナンスなどオペレーション業務以外も大変重要であるが、どのように指導しているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。除雪作業について、切久保議員より2項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、除雪体制確保の上での課題について、ご質問にお答えします。

現在、本村では、凍結防止剤散布業務も含めて、計42の路線で除雪を行っており、このうち40路線が民間業者への委託となっております。

この除雪業務につきましては、雪国に暮らす私たちにとりまして、冬の交通確保のためなくてはならないものでありますが、近年は年によって降雪量の変化が大きいことから、受託業者側からしてみますと、設備投資も含めた長期的な見通しが立てづらい業務であることが課題の一つと言えます。さらに現在は、エネルギー高騰によるコスト増大も大きな課題です。また、議員もご指摘のとおり、オペレーターの高齢化や、なり手が不足していること、加えて、昨今村民の除雪に対する考え方も変わってきている中で、住民や地権者の協力が得づらくなってきている点などが課題として上げられると思います。

次に、除雪作業における安全推進、降雪量の調査、機械メンテナンスなどに対する指導についてのご質問であります。まず村といたしましては、毎年行っております除雪業務の入札に際しまして、「除雪対策実施要領」「除雪作業実施要領」「除雪運転者の心得」などを事前にお示しし、それに基づいて事業者ごとオペレーターの指導や機械類の整備等に当たっております。

なお、降雪量の調査につきましては、村内でも場所によって雪の降り方や量に違いがありますことから、路線ごと担当業者が確認を行なうこととしておりまして、基準数値に達した段階で出動する手はずとなっております。

それぞれの担当路線において、シーズン前までには万全の体制を組み、降雪時の円滑な作業に備えていただいております。関係者の皆様のおかげで従来から大雪の際も大きな交通障害を招くことなく対応してきているところです。

様々な課題につきましては、事業者の皆様とも情報を共有し、今後も安全かつ円滑な除雪作業を進められるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 再質問させていただきますが、まず除雪作業にやはり多くの課題があるわけなんですけれども、まず雪が降っても道路における路線サービスは、行政の役目だと思っております。

いよいよスノーシーズンに入っていくわけなんですけれども、白馬に来られる観光客の中には、仕事

を終わらせて、夜間スキーやスノーボードを車に積み込み、早朝に白馬に到着するような目的で出発される方が多くいらっしゃいます。また、観光関係者や住民の皆さんも、早朝より出勤される方も多いです。

やはり夜間に雪が降れば、除雪事業者のそこは働きにかかっているのかなど。しかし、働き方改革やオーバーワークが禁止の時代です。今は、サービス残業も厳しく指導されることもあろうかと思えます。しかし、そんな状況下でも、路線サービス、行政サービスのためにやっていただいている、そういうふうには思っております。

まず、お聞きしますが、観光地として除雪の在り方をどのように考えているのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、切久保議員の質問に対しまして、除雪業務、私ども建設課で対応しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、観光地として除雪の在り方をどのように考えるかというご質問でございますけれども、確かに白馬村の場合、いわゆる一般の村民が生活する生活路線もあり、なおかつ村外から特に雪道に慣れないお客様にお越しいただくという観光路線も抱えておりますことから、やはりその双方で、しっかり除雪の対応をしていかなければいけないというのは間違いないことだというふうに思えます。

ただ、観光路線だから、例えば除雪出動基準というのも一定の降雪量で出ますよと、出動しますよと決まっておるんですけれども、現状では観光路線だから、あえてそれを基準を下げた出動回数を多くしているということは現在行っておりません。

考え方なんですけれども、生活路線の中でも、いわゆる各地域から除雪の、新規除雪をしてほしいという要望を数多くいただいている中で、全て100%応え切れているわけではございませんので、逆に観光路線、逆に優先でやっていくという話になっていきますと、当然その分コストもかかってくるわけでありますから、生活路線を重視をするのか観光路線を重視するかという観点ではなくて、いずれの路線も最低限の除雪体制は維持していかなければいけないという観点で作業を進めておりますし、特に、事業者の皆さんにもそんなこともお願いしておりますので、その点でご理解をいただければありがたいのかなと思っております。

先ほど、特にオペレーターの確保なんかの課題でも、ご指摘をいただいておりますが、まさしく切久保議員ご指摘のとおりでありまして、私どもも、いわゆる直営でオペレーターも抱えております。金額だけの問題だけではなくて、いわゆる今このコロナ禍で、体調を崩してしまえば、果たして明日の除雪ができるのだろうかとか、そういう心配を毎年抱えながら除雪業務に臨んでおりますけれども、ご指摘のように、各事業者の皆さんが抱えている課題といいますか、本当に悩みというのは、私どもも理解はしているつもりでありますので、そういった面では事業者の皆さんとしっかり情報共有しながら、今年もう既に除雪業務発注になっていきますから、来年度以降しっかり課題

を共有して業務に当たっていきたくと、そういうふうを考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） これは、私、宿泊業やっておりますけれども、お客さんによく言われることで、どっちかという褒められる言葉ですね、大町市から白馬へ入ってくると急に道路が走りやすくなると。急に、要するに除雪がきれいに行われているという、お褒めの言葉をよくいただきます。それは、本当に大町市と白馬村の除雪体制の違いなのかなと。私も具体的にお客さんに説明できるわけではないんですが、そういったお褒めの言葉をいただいている白馬村の除雪事業というふうに、私も思っております。

そういう中で、誇れる除雪事業なんですけれども、ここに来て、本当にコロナやウクライナ情勢等によって様々な課題、問題があるわけなんですけれども、そういう中で、ちょっとお伺いしたいのは、この褒められているこの除雪事業を、また未来に維持、継続していく上での課題に対して、何か策やそういう考えがあるのか、それをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 具体的な策ということでございますけれども、やはり一番は、やはり先ほども課題の中に出てまいりましたけれども、やっぱりオペレーターの高齢化ということ、それから担い手の不足という部分が非常にやっぱり悩ましい課題でありますし、それにどう対応していくかというのが、本当に重要な課題だと思います。

先ほども村内の除雪が非常にきれいにできているというお話ございましたけれども、やはりそれは、それぞれの路線でのオペレーターの皆さんの本当に長い間の経験というものが、やっぱり活かされていることだというふうに思います。

しかしながら、やはり高齢化という問題もございまして、それがいつまで続けていけるかという、当然そういう課題もございまして、例えばその除雪の業務の中に、いわゆる最近で言いますとDXですとか、そういったようなものを取り込めることによって、なるべくオペレーターの省力化が図れないか、そのような実際研究といいますか、検討も今内部でやっている部分もございまして、まだ実用化には至っておりませんが、そんなことも研究もしながら、将来的に除雪業務に活かしていければいいのかなと、そんなような考えを持っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） なり手不足とか、そういったものの解消になるような案を私も持っているわけではないんですが、過去には調べたところ、石川県で国交省が除雪オペレーター育成として、技術向上の支援事業というようなことも行なったりというようなこともしているようでございます。引き続き、やはりなり手不足等は解消に向けて努力していかなければいけないのかなと

いうふうに感じております。

次に、伺いますけれども排雪ですね、排雪については、この白馬村にルールというようなものがあるのか。また、どういった場所に排雪をしているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 今、排雪場所、いわゆる除雪をした雪の押し出し場の問題でありますけれども、確かにこの問題も現在課題の一つになっておりましてですね、従来は、それぞれ地域の皆さん、いろいろご協力をいただきながら、基本的に建物のある敷地の中には押し込みできませんから、空き地であったり、冬は使わない農地、そういったところをお借りをしながら雪の押し込みをさせていただいております。ただ、そういったところでも、最近新たに住宅が建ってきて押し込みができなくなっている。

一方で、従来、実際作業に当たっていただくオペレーターの皆さん、それから、地域の区長さんの協力もいただきながら、場所の情報提供なんかもいただいて確保してきたという経過もございますけれども、なかなかそこら辺で地権者自体が分かりづらくなってきているという部分もありまして、そういった面でご協力が得づらくなってきているという実態もございます。

今、本当に、じゃそれが即、改善策があるかという、非常に難しい問題でありますけれども、やはり地域の皆さんとしっかり協力関係を築きながら、やっぱりやっていくことも必要だと思いますので、また、この後12月に区長会等もございますから、そこら辺のお願いも、しっかり地域の皆さんにお願いをしながら、円滑な除雪作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 排雪の部分は、私、除雪業者のほうにヒアリングした中で、恐らく路線によって違うと思うんですけども、雪捨て場に非常に苦勞するというお話を聞いております。業者の方も、未来の白馬村の道路改良するに当たっては、スノーシーズンも視野に入れた道路改良をしてほしいというお話を私もいただいております。

次に、平成30年12月にKDDI株式会社と地域活性化を目的とした連携協定をしておられます。この中の取組に除雪作業の運行支援という試みがありました。大変、興味深い取組だと思っております。

伺いますが、その後、その除雪作業の遠隔化等に向けた何か新しい計画、アクションがあったのかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） ただいまKDDIとの連携協定の話がございましたけれども、実際にただいまご意見ありましたとおり、KDDIさん、それから、京都府内の大学も入っていただきまして、検討してきた経緯がございます。

この検討のまず発端といいますのが、当時、普及し始めました5Gを活用して除雪業務にどうやって生かしていけるだろうかという観点で進めさせていただいたわけですが、まだ全て5Gのハード的なものが、各除雪の路線、全ての沿線で整備されている状況ではございませんことから、実際のところはなかなか実用化に至っていないという現状でございます。

KDDIさん、今実際この協定のほうから今外れておりますけれども、京都府の大学の皆さんの研究が引き続き続いておりまして、それに対して村が協力する形で、いわゆる、先ほど私ちょっとDXという話もさせていただきましたけれども、ある意味、自動化ですとか、省力化ができないかという検討は引き続き進めております。

例えば、除雪の路線上に障害物があるかないかというのを自動で感知することによって、初めてのオペレーター、慣れないオペレーターでも対応できるようなシステムができないかとかですね、あるいは降雪の管理なんかも、その中でできないかといったような業務の検討もしております。これもまだちょっと今実用化に向けた、最終的な結果とか出ておりませんが、今シーズンもその大学と協力をして検討することになっておりますので、いつか近い将来、そういったことが活用できればいいのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 5Gを利用してということでございますけれども、私も調べたところ、この5Gというのは、スマートフォンを使うというよりは、社会を支えるネットワーク技術というふうに言われているということでございますので、除雪作業だけじゃないと思いますけれども、やはり社会における様々な問題解決に使われていくのかなというふうに思っております。

私の勝手な想像ですが、例えば塩カル散布なんか自動運転になるのかなとか、5Gと関係あるか分かりませんが、再生可能エネルギーで歩道は融雪になっていくとかですね、私も除雪事業がそういったテクノロジーによって課題が解消される、そんな時代もいずれ来るのかなというふうに期待はしているところであります。

もう本当にそういうテクノロジーが、早くやはり課題解決につながればいいとは思いますが、やはり問題は、それよりも早く様々な問題によって除雪事業者が撤退してしまうようなことになってしまいますと、観光地白馬としても、先ほど私言いました除雪、非常に評価されていると。こういった評価も落ちてしまうようなことになっては非常に心苦しいなというふうに感じております。ですので、一つ一つ解決してほしいなというふうに思っております。

次に、今定例会にも除雪作業に関する陳情のほうが上がられているんですけども、現在の社会情勢や雪不足による出勤機会の影響なので業者の方も先が見えない状況に置かれていると、非常に不安の声も多く上がっております。

除雪費の体系について伺いたいと思いますけれども、その除雪費の体系が、管理費それから、稼

働費というのに分かれていて、この単価が県単価の0.6%から0.7%ぐらい。それから、夜間等の時間外設定というのではなく、日中の基準単価のみということになっていると。事業者へ伺ったところ、オペレーターに支払う時間外勤務等というのは、別途支払いが生じていると。県単価にもしなったとしても、ぎりぎり維持できるかどうか、恐らく苦しい状況ではないかというふうに伺いました。

そこで、伺うんですけれども、村の除雪事業も県と同等にしていくというような考えはないのか伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、除雪費に関するご質問でございますけれども、ただいま切久保議員のご質問の中で、県の基準の単価の0.6%から0.7%とありましたけれども、恐らくそれ情報の間違いではないかと思えます。おおむね6割から7割、60%から70%の設定をさせていただいているということでございますけれども、そもそも私どもが業者さんに発注する段階での発注の基準ですとか、仕様・条件は県と若干異なっている部分もありますので、一律に県の単価とそろっているわけではございませんし、これは町村のレベルでいきますと、私ども白馬村だけではなくて、ほかの自治体、町村も同じような状況でございます。

若干ちょっと除雪費の契約の状況、ご説明させていただきますと、先ほど管理費と稼働費というご質問ございましたけれども、管理費といいますのは、いわゆる雪が降っても降らなくても、稼働実績がなくても一定額をお支払いしますよというものでございます。

稼働費は、逆に除雪の実績に応じて1時間当たりの単価を決めて契約をさせているものでございまして、かつて私ども平成28年までは、管理費の支給というのはございませんでした。いわゆる稼働費、動いた実績に応じて精算するという方式だけだったんですけれども、平成28年の当時、非常に雪が少なく、稼働が少なく、業者の皆さんも本当に大変な思いをされたということで、平成28年から、翌29年度からですか、いわゆる管理費というものを導入をし、さらに令和元年度、こちら、この年も非常に雪の少ない、まれに見る雪の少ない年で、同じような状況がございましたことから、この管理費というものを倍額見させていただきまして、総体の予算では6,000万円ほどを管理費に充てさせていただく形で対応させていただいております。

事業者の皆さんからしますと、先ほどのいわゆる時間外の条件も含めて、県にぜひ準じてほしいというご意見、私どもも伺っておりますけれども、なかなか一気に県の単価にまで合わせるということは厳しいわけですので、毎年毎年そういったような状況も踏まえながら、業者さんの意見も伺いながら、改定をしてきております。

今後もそういったことで続けてまいりたいと思えますし、今年度も特に稼働費の設定に当たりましては、価格が非常に、燃料費が上がっておりますから、単に前年と横並びということではなくて、平均的にいくと、機械によって金額違うんですけれども、7%から9%ほどの増額をさせていただ

いて契約をさせていただいているということでございますので、そういった点も含めてのご理解をお願いできればと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 条件は年々、少しずつではあるけども良くはなっているのかなというふうには感じますが、ひとつ伺いたいのは、業者への支払い条件、この支払条件というのは、どのような条件で支払っているのか伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 支払条件と言いますと、今先ほど説明もさせていただきましたけれども、稼働費、いわゆる除雪で出動した実績によるものにつきましては、毎月、月ごとに精算をいたしまして、翌月にお支払いをさせていただいております。

それから、管理費の分につきましても、これは固定した金額でありますから、もうその決まった金額、契約した金額、それぞれ所有している台数分に応じてお支払いしているんですけども、年度当初ですね、いわゆるシーズン前、12月に全体の6割お支払いをし、シーズンが終わる3月の段階で残りの4割分を稼働費と合わせて精算をさせていただいているという形でお支払いをさせていただいております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） やはりこの除雪業者もこの原油高等もあって、コストはどんどんかさむ中で、せめてこの支払い条件ですけれども、例えば、今稼働費は月ごとにとということでしたけれども、例えば、未締め翌月もう10日にお支払いできるとか、それから、管理費も事前の12月に6割お支払いしているというようなことですけれども、思い切って全額12月に支払うというようなことをするだけでも、除雪業者のほうは非常に助かるのかなというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただけたらというふうに思っております。

次に、除雪事業者が使用している除雪用の機械なんですけれども、この使用期間のほとんどが冬のみしか機械は稼働できないと。私も意外だったんですけども、年間通してほかの土木事業なんかに使われるのかと思ったら、除雪の機械というのは、もう冬しかほとんど使うことがないということでございます。

そうすると、やはり非常に高額な投資をして、業者も購入しているんですけども、冬だけのやはり稼働ですと、なかなか返済の計画というのが難しいところがあると。村の「除雪運転者の心得」というところにも「機械は常に点検整備を十分に行い、具合の悪い箇所は早急に修理をすること」というようなことになっているんですけども、除雪機械自体をやはり保有すること自体が、経営上リスクが大きいというヒアリングで回答をいただいております。

やはり返済がうまくいかなければ、やはり撤退せざるを得ないというようなことにもなるのかなというふうに想像もつくんですけども。

そこで、お伺いしたいのが、白馬村の除雪事業というのは民間の機械持込みがほとんどだと聞いております。県からの除雪車両貸出しを増やしていただくようお願いするべきというふうに私は思うんですが、その辺の考えをお伺いできたらと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 除雪機械について、県から貸出しを受けてやるべきじゃないかというご質問だと思いますけれども、やはり基本的に県は県として管理しなければいけない国道、県道がございます。当然、その分については、業者委託なり自前で機械を購入する形で手配するわけでありまして、村が管理する村道については、村が直営で機械を購入するのか、あるいは今回のように業者さんをお願いしていくのかという選択になるわけでありまして、なかなか県のほうに、その機械の分まで負っていただいて貸出しをしてほしいというのは、正直厳しいのかなというふうには考えております。

一つ考えられますのは、村道分に関しては、村が機械を取得をして、それを貸与するというのも考えられなくもありませんけれども、現在、白馬村で動いている機械は全部でいくと80台あります。一部4台ほどは村が所有して貸与している。例えば塩カルの散布機、車なんかそうなんですけれども、貸与しているものがありますけれども、ほとんど業者さんのほうに手配をいただいているという状況でございまして、その分を全て導入から村で負うということになると、相当なやっぱり財政的な負担も生じてきますので、やはりそこら辺を勘案しながら、やはり業者さんにも負担のない方法はどういった方法ができるのかというのをやっぱり検討していくべきなのかなと思いますので、なかなか今現状では全てをこちらの村のほうで賄うというのは厳しいというのが現状だというふうには考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） もちろん私も全て県からというふうに思っているわけではないんですけども、やはり除雪業者が機械を保有するという、このリスクが非常に大きいという、この声が一番大きいなというふうに私も感じています。そこをぜひ改善できたら、未来にこの除雪事業が継続していくのかなというふうに感じております。

もう一点、参考までに言いますと、除雪機械は注文してから納入までに2年ぐらいかかるそうです。まして現在の社会情勢ですと2年で予定どおり来るのかどうかというところも疑問なんですけれども、そうすると2年先に来る機械に、こういう課題が多い中で、もう数千万の投資をするのかということに、やはり民間企業というのはなってしまうということでございますので、やはりその除雪事業に絶対必要なこの機械なんですけれども、ここに非常に課題があるということでございます。

すので、何かひとつずつ改善をしていく策を行政としても、やはり考えていただけたらというふう
に思っておりますので、お願いしたいと思います。除雪事業については、以上で終わりにします。

次に、白馬高校についての質問をさせていただきます。

白馬高校について。県の再編基準である160人以下、かつ地元の中学校から卒業生の半数以上
が入学しない状態が2年連続した場合、高校再編対象となり、他校との統合、分校化、中山間地存
立特定校の指定、募集停止の4つの方策から選択することになります。5月1日現在で、白馬高校
全校生徒数は140人で、県の三次再編整備計画が確定すると来年度から適用となります。来年度
の入学人数が少ない場合には、令和6年度には4つの方策から決定することになります。

そこで、以下の項目について伺います。

1、本年度の人数が既に再編基準に抵触していますが、人数が減ってきた要因を分析しています
か。

2、平成27年6月に締結した白馬高校に関する連携協定書及び経営運営に参加する地域案に基
づき、現在行っている内容と課題、また存続を含めた今後について伺います。

3、全国から生徒募集をしている島根県や高知県などは、中高連携を取り入れ地元中学生の入学
人数が増えている高校があります。中高連携を推し進めることで、学びや育ちの連続性により未来
へつなぐ教育ができるのだと思いますが、考えを伺います。

また、中高連携を行なうには、両村の教育委員会が同じ方向を向かないと実現できません。少子
化が進む中で、どこまで真剣に考えているのか。考えているなら、いつ行なうのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 白馬高校について、3項目のご質問をいただいており、最初の2項目は私が
答弁いたしますが、最後の項目は教育長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

まず、白馬高校に関する最初のご質問、生徒数減少の要因を分析しているかについて、お答えい
たします。

これは、昨年6月議会においても、生徒減の原因を切久保護員から質問され、そのときの答弁で
は、地元中学校卒業生の減少、コロナ禍による募集活動の制限と遠隔地進学の自粛傾向があること
などが要因ではないかと答えています。

令和2年が両村からの入学生徒数が25人だったところ、令和3年は23人となっており、2人
減っております。

また、県内からは19人から17人と2名減、全国は11名から8名の3名減となっております。

令和3年と今年の入学人数を比較しますと、両村からの入学人数は増減がなく、県内は1名減、
全国は3名減となりましたので、昨年の分析内容と今年度も大きく変わることはありません。

令和元年度まで実施していた東京をはじめとした大都市部での対面による全国募集活動が、新型
コロナ感染症拡大により、令和2・3年度は全て中止となり、白馬高校における個別リモート説明

にとどまり、インパクトに欠けたこと。

さらには、学校関係者からは、全国各地で新型コロナによる学生寮の集団感染発生のニュースもあり、高校・大学進学において、自宅から通える地元志向が増えている傾向があるとも伺っており、そのあたりも要因の一つかと思うところです。

また、白馬山麓事務組合が、令和3年度から参加しています「地域みらい留学」では、令和3年度の参加校が40校だったのに対し、令和4年度では90校と、全国募集を行なう高校が年々増加している状況です。

探究学習など特色のある学びを売りとする強豪高校が増えていることや、寮生活においてはエアコン付き個室を居住環境の選択条件とする生徒も多くなっていることなども、生徒獲得に苦戦している要因かと分析しています。

次に、白馬高校に関する連携協定書及び経営に参加する地域案に関連したご質問ですが、平成27年6月に締結しました長野県白馬高等学校に関する連携協定書では、教育活動の充実、部活動の振興、学校運営への参画、生徒の募集活動に関することを連携事業として協定し、高校魅力化を進めてまいりました。

学校運営への参画として、学校運営協議会があり、学校運営について議論すべき場でありましたが、前年度までの協議会が学校の現状や支援事業を報告する場となっていて、学校運営の方針などを積極的に議論してきていなかったことが大きな課題となっておりました。

今年度、協議会側からこうした課題の問題提起を受け、長野県教育委員会では、様々な立場の方から幅広く意見を聴取する必要があるとし、7月の県教育委員会定例会において、学校運営協議会委員を10人から15人以内と委員数を増やし、意見交換の場を設けるなど課題解決に向けて取り組んでいるところです。

存続を含めた今後につきましては、1つ目の質問でお答えした分析も踏まえ、今年度は、東京、名古屋、大阪での直接面談による募集活動再開、寮へのエアコン設置をはじめ、住環境改善に取り組むとともに、地元白馬・小谷両中学校保護者との懇談会開催等、白馬高校とともに再編基準回避への活動を強化しているところです。中でも、白馬高校が地域一体となっ行なうカリキュラムに魅力を感じ、中学生から選んでいただけるよう、生徒目線のSNS等を活用しながら、全国募集活動や地元中学生から選ばれるような時代に即した生徒募集活動に力を入れてまいりたいと思います。

以上2点について、私からの答弁となります。

議長（太田伸子君） 平林教育長。

教育長（平林豊君） 白馬高校について、3つ目の質問に対する答弁をいたします。

島根県、高知県では、中高で連携校を設定し、高校選抜試験において別枠で入学できる制度を県の教育委員会が実施し、成果を上げていると聞いております。

切久保議員は、白馬山麓事務組合の視察に参加され、島根県や高知県の様子を研修していること

から、よいところを取り入れていけば、魅力ある学校づくりにつながるものと思います。

中高連携事業としましては、授業参観、教科別研修、出前授業、部活動交流などが考えられますので、定期的に白馬高等学校学校運営協議会を開催し、活発な協議・検討を重ねていく中で、方向を決定していく必要があろうかと思えます。

村立中学校と県立高校という、設置者の立場を超えた学校間連携の取組を充実・深化させることにより、子供たちの学びや育ちにつながる教育ができるものと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） まず、人数が減ってきた要因として、やはり一番はコロナの問題が大きいのかなというふうには理解はしております。

それから、全国募集もみらい留学のほうに参加しているわけですが、昨年は90校が参加するという事は、もう全国の子供の取り合いのようなイメージが出てきます。やはりそうになると、本当にやっぱり地元、白馬・小谷の中学校から白馬高校にぜひ来ていただく、そういったことを考えていかなければ続いていかなのかなというふうに感じております。

まずお伺いしたいのは、現状、白馬高校の支援系のほうが寮の運営等をしていただいているんですけども、学校側とそれから支援系の連携について、ここにどんな課題があるのか伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。高校と支援系の連携についてであります。

これ従来から非常に課題ではありました。ですが、2年前ですか、今の関校長先生が就任してからは非常に風通しのいい関係にはなってきています。

支援系の担当補佐がほぼ毎日高校のほうに出向いて、打合せ等を行っています。ただ一部の中で、例えば高校の日程とか行事が突然変わった場合に、それがなかなか支援系には伝わる場合があるんですけども、寮イコール、例えば昼飯の世話とか、そういったいろんな送り迎えの関係とか、そういったことで、ちょっと連絡不行き届きがあるという課題があるというふうに報告を受けました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 支援系のほうから、学校側との連絡がうまく行き届いていないというような話を伺いました。

具体的には、支援系のほうに、学校のスケジュールどおりに行かないこともあろうかと思えますけども、そういった変更が生じたときに支援系のほうに何の連絡もないと。急にお弁当がいらなくなったとか、必要になったとか、急に送迎が必要になったとか、そういったことのやはり連絡がなくて、急に子供からお弁当どうなっていますかというような連絡が入ると。そういった細かい部分

もいろいろあるようでございます。

これは行政というよりは、学校の先生も寮生の生活に関心がないのかなというふうに、やはり見て取れるというようなこともおっしゃってございました。本当に連携がいろんな部分で足りていないのかなというふうに、私もいろいろ調べている中で感じております。

ちょっと長く話させていただきたいんですが、今年1月3日の信濃毎日新聞に、全日本スキー連盟がスキーノルディックコンバインドの若手を養成するエリートアカデミーをつくるという記事が出ました。受皿として、白馬高校に入学し、寮には入らずに別で用意されたアカデミーの施設で生活するというようなことです。

ほかにも、マウンテンバイクを志す子が入学してきていますが、これは学校側では面倒を見ずに、言い方ちょっと乱暴ですが、個人的に勝手にやっているというようなことでございます。

過去には、基礎スキーやスノーボードを頑張りたいという子も多く入学してきていたんですけども、白馬高校では満足いく経験や指導を行なうことはできなかったというふうに聞いております。

白馬高校のこういう状況を心配して、いろんな案を出してくれる方もいらっしゃると思います。新たにサッカー部をつくったらどうかと話をいただきました。学校側からは、サッカーをやる子がたくさんいれば、すぐにでも部活動として行なうことは可能だという回答はいただいたんですけども、白馬高校にはサッカーを志す子を集めるためのノウハウはありません。白馬のアラグランデサッカークラブをお願いして、15歳以上のチームを組織化していただくことでスタートしました。

このように、いろんな形で白馬高校に来てもらえるような、あるいはもう来ている子がいるわけなんですけども、こういう人たちに、高校はもちろんなんですけども、村として気にかけていかなければ持続していかないかなというふうに思います。

もうこれは早速お願いであれなんですけども、学校側と生徒それから支援係、行政ですね、それから村内の様々な立場の方々がいらっしゃいます。これらをつなぐコーディネーターというものがやはり必要なというふうに感じております。このコーディネーターがいれば、本当にささいなことでもそうですし、生徒から白馬高校行ったけども、何もしてもらえなかったというような声が、SNSをはじめとして飛び交うようなことにはならないかなというふうに感じております。ぜひ、ここは検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、寮運営についてなんですけども、現在、男子寮と女子寮の2棟を運営しているわけなんですけども、寮から下宿のほうにシフトする生徒もいるようななんですけども、これは理由はどんなところにあるのか伺いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 寮への流れというものでありますが、発端は一昨年のやはりコロナでありまして、当時、寮かなり人がいて、感染予防をするという観点でどうしても部屋は一人部屋にしたということがあって、そうするとどうしても収まり切らないので、協議というかお願いをして、

近隣の宿泊施設にしばらくいていただくというような、寮費等はあまり変わらないようにしていた時期がありました。そうすると、宿泊施設に移った方々からすると、個室でさっき言ったエアコンがあったり、シャワーがあったり、そういった環境を比べるとやはり寮よりはそういったほうが快適だという意見があって、そこら辺の風評というか感想が広まると、私は下宿のほうがいいのかなという生徒もいたというふうに聞いています。それで下宿のほうへという流れも若干はありましたが、今で言っても、県外、あと通えない県内の生徒の7割は寮、3割が下宿というような比率になっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員の質問時間は、答弁を含め6分30秒です。質問はありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 下宿には1室1名というようなメリットがあるということだと思います。ただ、民間ですので、受入れできなくなるというような可能性もあろうかと思えます。

8月に行われた山麓組合の定例会で、管理者挨拶で、村長が男子寮の休館部分の改修が必要で計画を進めるというような話があったんですけども、耐震問題だというふうに聞いておりますけども、耐震工事といえますと結構金額もかかるのかなというふうに感じております。

私、11月の初めに北海道の福島町に山麓議会の視察に同行させていただきました。福島町では、福島商業高校を核とした地方創生プロジェクトということで、青少年交流センター、新潮学舎という寮をワーケーションルームとか、ゲストルームなんかとの複合施設として建設しているところを見させていただきました。これは財源として、国の補助金が事業費の2分の1ということでした。このハード面の地方創生拠点整備交付金というものと、それから今ある寮、瑞穂にある寮、この不動産を売却すれば新しく寮を建設することも可能ではないかなというふうに、アバウトですけども思っております。

伺いたいのは、私、今ある古い寮に大きなコストをかけるよりも、学校の近くに新しい寮を用意するほうが、この先、未来を考えたときには、よいのではないかというふうに思っているんですけども、これは村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 寮を学校の近くにとのお話なんですけど、先ほど出ました、学校の先生方が寮への生徒の生活にあまり関心がないのではというお話があったんですけども、その解決としても、近くにあるというのは一つメリットがあることかなというふうには感じております。

実際にそういうことになれば、確かにメリットが多いなというふうには感じておりますけれども、先ほど切久保議員のほうから提案がありました交付金等を勘案しながら、そちらのほうを選択肢として有効であれば、可能性としては大きいのかなというふうには思いますけれども、ちょっと現段階では、そこまでまだ細かく私どもも精査しておりませんので、お答えしかねる部分がありますが、

選択肢の一つとしては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。あと2分50秒です。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 次に、中高連携という部分なんですけども、白馬高校はやはり特定校ということになってしまった場合に、やっぱり全国募集という部分は、先ほどもみらい留学に90校近く参加しているというようなことも含めて、全国募集は非常に厳しい状況の中で、やはり地元から入学していただくという中で、実際に島根県や高知県が結果を出している、その中高連携ですね。これはぜひ検討していただいて、学校運営協議会のほうでも、ぜひ計画を出していただきたいなというふうに感じております。

併せて、白馬インターナショナルスクールが9月に開校しましたが、ここもやはり白馬高校には国際観光科という科がありますし、語学という側面からも、いろんな連携ができるのではないかとこのように感じておりますので、ぜひ検討していただきたい、そういうふうに思っております。

私の質問は以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

8月の村長就任からおおむね4か月が経過いたしました。俗に言う約100日のハネムーン期間では、各関係機関への挨拶回りや前任者からの事業の引き継ぎ、ブリーフィングなどで、考える間もなく、あっという間に過ぎてしまったとご推察申し上げます。この数か月間において、新村長への表敬訪問や懇談会、あるいは会議等へ参加した村民や関係者からの村長への評価は、冒頭の挨拶はもちろんのこと、その笑顔から話される言葉は分かりやすく、しっかり伝わってくると、とても高い評価を伺っています。

白馬の景気は、コロナ禍により下がってしまいました。景気は気からと申します。村長の笑顔の下で、前向きに明るく元気に景気をよくしていきたいと願うところであります。

さて、これからは、村長の公約に掲げた政策を具体的に予算化し、事業として実現していかねければなりません。厳しい財政状況ではありますが、どのような考え方で、どこから手をつけていくのか、またいつまでに実行していくかなど、地域住民は大きな期待をしています。

そこで、村長公約について、次のことについてお伺いしてまいります。

1、スローガンである持続可能な次の白馬へについて、大まかなブランドデザイン、あるいは将来のイメージは何か。また、第5次総合計画や観光地経営計画との整合性について伺います。

2つ目、持続可能な観光地への政策の中で、その優先順位について、どこから手をつけていくのか。また、観光局の代表理事についてどのようなお考えお持ちか。さらには、議会から出された観光組織の提言についての所感を伺います。

3つ目として、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、観光客並びに事業者、住民への対応について伺います。

4つ目、福祉について、子供向けの公園の整備や給食費の負担軽減、障がい者グループホームの誘致など具体的な取組はどのように進めていくのか伺います。

5つ目、行政サービスについて、住民との対話集会の開催やおもてなしの心を育む職員研修の開催、行政のデジタル化による業務の効率化と高齢者にも分かりやすい取組など、協働のまちづくりを掲げています。具体的にはどのように推進していくか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 津滝議員から過分なお言葉を頂戴し大変ありがたく思うとともに、改めて身の引き締まる思いであります。

村長公約につきまして、5項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の持続可能な地域であり続けるための要素として、社会的持続可能性、経済的持続可能性、自然環境的持続可能性等が必要であると考えます。社会的な持続可能性としては、特に少子高齢化に伴う人口動態の変化に対応できる社会である必要があるということであり、そのための施策として、子育て世代への支援や教育の充実、デジタル化の促進による人口減への対応、また高齢者の介護予防や公共交通の充実といったものが考えられます。経済的な持続可能性としては、長期的に適正な経済活動が可能だけの収益があることであり、基幹産業である観光業でいえば、1年を通じて安定した集客がある観光地を目指すことが目標となるかと思えます。自然環境的な持続可能性としては、今ある森林や水、雪などが将来もよい状態で残っているということであり、そのための施策として、ゼロカーボンへの取組や農業の振興、森林整備、環境保全保護活動などが挙げられます。それらを総じて、持続可能な次の白馬へのランドデザイン、またはイメージとしては、世界中から四季を通じて多様なお客様がお越しになる、自然環境豊かで多様な人たちが暮らすユニバーサルデザインの村であると思えます。

第5次総合計画では、白馬村の基本理念として、白馬村の豊かさを多様であることから交流し学びあい成長する村としており、4つの基本目標として、安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事をつくりだす村、一人ひとりが成長し活躍できる村、魅力ある自然を守る村を掲げておりますので、当該イメージと合致しているものと考えます。また、訪れる人それぞれにとっての居心地のよさの

提供を目標像に掲げておる観光地経営計画とも整合性があると考えます。

2点目の持続可能な観光地への政策の中の優先順位と観光局の代表理事に関する考えについてお答えします。

持続可能な観光地への政策の中での優先順位ですが、公約の中では細かく9つの項目を挙げました。このうち、他言語での発信による村長自らのトップセールスと、感染症対策の多言語化を充実し、マナー条例の周知徹底を図ることについては既に実行してきている部分でもありますので、引き続きさらに力を入れていきたいと考えておりますが、それ以外で次にということになりますと、やはり通年でより多くのお客様に来ていただくための四季を通じた付加価値の創造と活発なプロモーションになるかと思えます。そのためには、観光団体の連携強化も必要であり、観光財源の確保についても昨日の答弁でも申しましたとおり、持続可能性の観点から不可欠ですので、同時に取り組んでいかななくてはならないと考えております。

また、観光局の代表理事に関する考え方についてですが、白馬村観光局定款では、代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括するとしており、代表権と業務執行権を持っています。業務の執行とは、法人の目的を達成するための具体的な事業活動、事業計画の企画立案、商品の仕入れ、サービスの提供、営業活動、職員雇用、資金調達等を行なうこととされており、これらを踏まえて代表理事に求められる能力を私なりに考えてみますと、大きく次の3つの能力になるかと思えます。1つ目は専門能力です。観光統計や経営数値等の各種データを分析し解釈する力や、企画力と必要な法令や制度に関する理解、プロジェクトマネジメント能力です。2つ目は対人関係能力で、対話力や表現力、調整力になります。3つ目は概念化能力で、課題を発見して解決に向けた戦略を構築する力になります。

10月24日の観光局理事会におきまして、前下川代表理事の辞任に伴い、理事の互選により株式会社五竜の伊藤社長が代表理事に選任され、同日付で代表理事に就任いたしました。伊藤代表理事はこれら能力をお持ちになっている上、民間会社を経営する中で人材育成を含めたマネジメントにも長けた方であると感じておりますので、適任のお一人であると感じており、議会から頂いた提言書の民間から選任されるのが望ましいという内容とも合致していると思えます。この点につき、今回については私が観光分野の経験があることから、村長が就任することを妨げるものではないとも提言にありますことから、今後の自身の職務をこなしていく中での状況と現代表理事の遂行状況を勘案し、そのあたりも検討してまいりたいと考えております。

議会から提出がありました提言書の観光組織の提言についての所感ではありますが、私も公約で「観光局や振興公社、Hakuba Valley Tourismなどの観光団体の役割整理や連携強化をし、効率化や機能向上を図ります」と掲げてあり、内容的に大変同感ができ、参考になるものも多いとありがたく感じております。しっかりと取り組まなければならないと考えているところでございます。

3点目の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

初めに、住民への対応についてですが、今冬はコロナと季節性インフルエンザの同時流行による医療の逼迫が心配される中、ウイズコロナにおける感染症対策として、政府は新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持していく方針を示しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を2類相当からインフルエンザと同じ5類への法的位置づけの見直しの検討の話も出ています。

村としましては、感染症対策につきましては、手洗い、必要な場面でのマスクの着用、3密の回避などの基本感染症防止対策の徹底に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、重症化予防のため、速やかな新型コロナワクチン接種を進めてまいりますので、改めて村民の皆様におかれましてはご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光事業者及び観光客への対応についてですが、11月29日に観光関係の事業者を対象に、感染症対策に関する説明会を開催しました。この説明会は、次の2点を主な目的に開催しました。1点目は、外国人観光客受入れ再開に当たり、住民、事業者、従業員、観光客の感染症や医療に関する不安を解消し、感染症対策を徹底させ、快適な生活環境と滞在環境を確保することです。2点目は、国や県の定める感染症対策に関する情報を正確に伝え、村内事業者にそれを徹底させることにより、住民、事業者、従業員、観光客にとって安全・安心なスノーリゾートを形成し、インバウンドを含めた観光産業の回復・再生の第一歩を踏み出すことです。また、会議では外国人観光客への周知の方法についても皆さんのご意見をいただき、村としまして感染症対策ムービーを作成し、マスクの着用ルール、マナー条例等について観光客に分かりやすく伝えることとなりました。

この冬は、コロナ禍で迎える3シーズン目となりますが、事業者においてはこれまでの経験から様々な知見が培われたはずですので、それを徹底することが肝要であると考えます。また、感染を完全に防ぐことは困難ですので、事業者においては感染を早期に発見して感染拡大を防ぐことに注力する必要があると考えます。

4点目の子供向けの公園の整備や給食費の負担軽減、障がい児グループホームの誘致など具体的な取組についてお答えします。

まず、子供向けの公園の整備については、現在進めております図書館等複合施設の整備の中で、小さいお子さんから小学生が遊べる公園や、雨天でも遊べる屋内のプレイルームを併設することで検討しております。また、ウイング21の世界の樹木園の活用や、振興公社との兼ね合いにもなりますがグリーンスポーツの有効活用も検討してまいりたいと思います。

次に、給食費の負担軽減についてですが、9月定例会で加藤亮輔議員から無償化の一般質問があり、「食材の高騰の影響で原価が高くなっている現状等もあるため、質や量や栄養価を落とさないことを前提に負担軽減をまずは継続し、財政状況等を総合的に勘案して判断する必要があると考えます」と答弁いたしました。明確にいつまでにどのくらいといったことは示せませんが、近隣の状

況などを見ながら判断していきたいと考えております。

次に、障がい者グループホームの誘致などにつきましては、今月2日に議会の皆様とグループホームに関する勉強会を開催させていただきましたが、長年にわたり切望されている施設であり、白馬村第5次総合計画の基本計画、安心してみんなが暮らせる村、支え合う福祉と健康の村づくりの理念からも白馬村に必要な施設であると考えます。勉強会でも報告させていただいたとおり、現在、小谷村とともに事業者側と具体的な施設整備実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、行政サービスについてお答えします。

本定例会開会の挨拶でも触れましたが、令和5年度予算編成において、私の公約を実現するために重点的かつ積極的に取り組む事業としての一つに、デジタルトランスフォーメーションの推進を掲げております。これは、デジタル社会に対応した行政サービスを目指し、創意工夫して臨機応変に対応するため、デジタル技術の活用により業務効率化を図って、行政サービスのさらなる向上につなげていくための事業を推進していくという方針で、新年度に向けて具体的な施策を進めることとしております。

行政のデジタル化を推進しつつも、情報発信については紙媒体、デジタル媒体など様々な方法により、多くの村民に行き届くよう、それぞれの特性を考えて内容ごとに使い分けをすることはこれまでと同様です。

また、防災無線でもこれまで以上に災害などの安全面に関わるものを中心にタイムリーに発信していくこと、ユーテレでも同じく安全性に関わるものや課題解決のために村民の協力が必要な各種取組などを常に情報発信するようそれぞれ指示しております。

さらに、村のホームページやSNSの存在を認知してもらうことも重要であると考えており、そのための見やすいホームページの設計も必要と考え、これらについての方法についても新年度に向けたデジタルトランスフォーメーションの課題として既に指示しております。

協働のまちづくりとしての村民との対話集会についてですが、本村の基本理念でもあります多様性と学び合いをテーマに、白馬村にとっての豊かさを追求し続けていくためには、住民参加による共創の地域づくりが不可欠と考えています。

コロナ禍でストップしてしまっていた行政区の課題把握を念頭にした各地区との対面の地区役員懇談会について、各地区役員宛てに改めてご案内をさせていただき再開しました。今後は、より広く住民が参加できるように対面以外にもZ o o m等を使ったテーマ別のオンラインによる対話を実施できるよう検討していきたいと考えております。また、行政の重点施策や事業についてもより多くの住民の皆様との積極的かつ柔軟な双方向対話に取り組んでいければと考え、さらにこのような手法の中で年代別といった双方向対話にも取り組めればと思います。

職員研修の開催については、これまでも開催しているテーマに加え、私も職員が聞けば参考とな

る各分野の著名な方の講演等も開催したいと考えており、職員にはグローバルな視点を取り入れつつ、私が常々模範と申し上げているオリエンタルランドにおけるおもてなしの精神を持ってほしいと考えておりますので、面談や日常の接点の中でさらに伝えたり、おもてなし研修の実施なども取り入れたいと考えています。

白馬村人材育成基本方針の中では、目指すべき職員像として、常に村民の視点に立って考え、行動する職員、村民に信頼される豊かな人間性を有する職員、政策形成能力や経営感覚を備え持つ職員、新たな課題への挑戦と自分を変革できる職員、職場の仲間と協調し、職場全体に貢献する職員とあり、それらを達成できる職員になっていただきたいと思ひますし、そうしたモチベーションを持ってもらえるよう、やりがいある職場環境整備をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

白馬村の場合は、この第5次総合計画という行政の一番柱になる計画をもって行政運営をしているわけで、これはどうしてもつくらなければいけないというものではなくて、以前、一般質問の中でも申し上げたこともありますけども、村長が必要とするものであればつくってもいいと。以前は、地方自治法により定められていましたが、今はそういうことではないと。ですから、丸山村長に替わられて、いやいや、私はこの総合計画には自分の考え方を持っていないので、新たにつくり直す、でもこれは全然構わないと思ひます。ただ、もうこれは既に動き出しているものなので、やはりここに整合性は持たせないといけないのかなということでもあります。さらに、議会の承認もこれは必要がないということでもあります。例えば他の市町村においては、村長が替わったときに施政方針というようなものをつくって、それに合わせて新たにまたつくり直したというようなところもあったりなんかするので、私はその考えには賛同かなというふうに思っています。一応、これに合わせて、丸山村長のほうは私のつくった公約の中でも整合性はあるというようなことで、これをそのまま進めていくということにしているということでもあります。

毎回話が出ています白馬村の豊かさとは何かということで、多様であることから交流し学びあい成長する村ということで、これをいつも問いながら村づくりをしていくということになるんですけども、結局10か年計画の中で、この構想の部分については、あと3年、2025年、令和7年までこれをやっていくということで、1年前の年からまた次のものをつくるかどうか分かりませんが、やっていくということになるんですけども、この豊かさとは何かということを問い続けているということに対して、丸山村長の改めての考え方をもしお聞かせいただければと思ひます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、津滝議員がおっしゃるように、この第5次総合計画の内容についてというところで、私は考えとしてはこれを踏襲したいと思ひますし、書かれていることは現段階

この白馬村の情勢にも非常にマッチしているものというふう感じております。ただ、この後の、最近ですと世界情勢が大分不安定になってきておりまして、様々な物価高騰ですとかが起きておりますので、そうしたものを勘案して方向性を変える必要、もしくは文言等を変えることが必要であれば、そのときにはまた検討したいと思っておりますが、現段階ではこの内容で合致しているというふうに考えております。

その中で、豊かさについて常に問われているわけですが、ある意味この豊かさとは何かということへの回答に関しては、昔のままで来ているものも多くあるかと思えます。近年でいうと、この多様性というところが非常に強調されているところが特徴かなというふうに思いますが、それがあえてこの時代になって特に強調されてきているというのは、やはりグローバル化といったところによる様々な、一つは国にルーツを持つ人たちが白馬に住まれているということもありますし、加えてジェンダー平等といったようなテーマも出てきております。とにかく人と人とがそれぞれ違う特性を持っているんだよというところを現代になってかなり強調してきておりますので、昔からあるテーマではあるとは思いますが、特にここ最近、改めてそれが豊かさの象徴であるということを強調しているところだと思いますので、感想というか、この豊かさが常にうたわれているというところではいいと思います、自然の豊かさというのは以前からももちろん強く言われてきたところで、現在も踏襲していますが、加えて人の多様性というところの豊かさがより今後白馬で持続可能な地域をつくっていくためには重要なんだよというところをあえてうたっているのかなというふうに感じております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 第5次総合計画、もう既に後期版に入っています、計画の部分については肅々とそれを行政側のほうが進めていくというような形になるかなと思います。もともとこの5次総合計画の前に4次があって、4次を当然踏襲しながらということになるのですが、その中ではむらごと自然公園、そこからもうかなり時間がたっていますが、私はこのむらごと自然公園の理念というのは非常に重要だと考えています。今、そういった意味で村長とこの自然の豊かさという部分を共有できたかなというふうに思っています。ここでは、住んでよかった、生まれてよかった、来てよかったという暮らし方を育てていくということがありまして、これを実は、この白馬の豊かさとは何かというところに踏襲してきているということだというふうに私は考えています。

その中で、観光地経営計画、これも後期計画のほうに既にもう入っておりまして、10年計画になっているのですが、25年、令和7年までやはり総合計画と同じような形で観光地を運営していくという観点から、白馬村の観光を考えていくという指針になっているかなというふうに思います。ここでは、恵まれた自然と山と雪が育む生活・文化を未来へ残すマウンテンリゾート・Hakuba というのが一番大きなテーマになっていて、枕言葉のように世界水準のオールシーズン型マウン

テンリゾート・H a k u b a というような名前で皆様に理解していただいているかなというふうに思います。

昨日もこの中で財源の問題なんかもあって、今日の新聞にも出ておりましたが、改めて観光税を導入するためにいろいろ検討していくというようなお考えを伺いました。この中で、いつから議論を始めて、いつまでにこれを実行していくかというような、ここはアバウトでも構わないと思うのですが、お考えを持ちであればお知らせいただけたらと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 昨日の答弁でも少しこの部分に触れたところもあるので、重複する部分もございいますが、まず観光財源が必要だということは、村民の皆さん共通して考えている部分だと思います。そのための手段として何が適切かということで、観光税が一つ考えられるというところになるかと思います。この議論に関してなんですが、今まで少しコロナで止まっていたという側面があったかと思うんですけども、先ほどもお話しさせていただいたとおり、ウイズコロナという中で、社会経済活動を行ないながらというフェーズに入ってきておまして、加えてこの冬、特に海外からのお客さんの再開というところがございまして、動き出してきているという中では早急に議論を進めていくことにより、来ていただいたお客様に受益者負担ということになりまして、きちんとリゾート滞在していただけるような環境を整えていかなくてはなりませんので、早急に始めていくべきであるというふうに感じております。もう期間としては、議論の再開は年明けにもスタートしていいのではないかと感じております。ただ、答えをいつまでに出すかという点に関しましては、昨日も出てまいりましたとおり、特に宿泊税ということに関しては様々なご意見があるというところがありますので、そうしたところのすり合わせ、さらには長野県の動向とのすり合わせといっている部分もございまして、丁寧に進めていかなくてはならない側面もありますので、いつまでと言うことは、そちらに関してはできませんが、なるべく早い段階で決定もしていければいいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私たち議会からも、先ほど村長のほうの答弁の中にもありましたが、共有していただいた観光税ということに対して、非常に理解を示していただいたということで、そこから始めるというような形になっています。やはり観光をやっていくそれぞれの行政体としては、いろんなものにお金がかかってくるわけですけど、なかなかこれに対して、もともと国はそういった観光に対して希薄な考え方を持っていたので、財源がなかった時代がかなり続きました。こここのころに来て、初めて海外のお客様を迎えるに当たって、あまりにも恥ずかしいインフラであるので、何とかこれを改善していきたい、だからいろんなものにも補助金も今つけ始めてきてはいますけど、そうは言ってもまだまだ足りないのが現状であります。しっかりと議論をしていただいて、早くに

結論を出していただければと思います。

その中で、観光地経営会議というのがありまして、これは令和3年7月27日からもう既に全然、1年以上開催されていない状況があります。後期計画の中では、いわゆるこの使途金についてどういうふうにしていくかということが求められてきていまして、観光地経営会議の開催のことと、それから早期の開催ですね、それから観光政策審議会への格上げ、ここをもう少しグレードを上げて、もっとしっかりと審査できるような形にしていってどうかと、使途金についてですね、観光税の使途についてですね、それからどのような形で徴収していくかというようなことも多分ここである意味検討されていくのかなというふうに思うんですけども、ここあたりは観光地経営会議についてどのような所見を持ちかお伺いします。観光課長もしくは村長でお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうから先に、少し私の考えというところで回答させていただければと思いますが、観光地経営会議につきましては、確かに昨年以來ストップしてしまっている背景があります。コロナ禍というところもあるんですけども、メンバーもなかなか集まりにくい環境もあったかと思いますが、これに関してはやはり会議を再開する必要があるというふうに考えております。特に、先ほどとちょっと重複しますが、コロナ禍から今新たなフェーズに入ってきている動きがありますので、そうした中、目標とする部分は変わっていないと思うのですが、そこへ到達するための手段というところで動きが出てきているところでありますので、やはりそれに関してしっかりと会議していく必要があるというふうに思っております。

また、観光財源の使途というところになりますと、一定の検討する組織、また実際の検証する組織、そういったものがなくなってこようかと思えます。そちらにつきましては、昨日お話ししました観光税の検討の再開に合わせて、そちらの組織に関しても現在担当課とそういったものが必要であるという話を進めておまして、実際にどういったものにするかさらに詳細を詰めているところでございます。いずれにいたしましても、津滝議員がおっしゃるとおり、しっかりとどういった使途で使うのかというところを検討する会議体、それから検証する組織というものがなくなってこようかと思えます。

私のほうからは以上です。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 観光課からお答えいたします。

後期の取組方針の中の一つに、観光地経営会議をひとつ格上げしましょうかという提案がありました。これについては、今年度中にも着手していかなければならないというふうに考えているんですけども、その着手に当たって1つポイントが、観光財源の議論の再開というものと強い関わりを持っていくのかなというふうに感じておりますので、経営会議自体が使途を決定する組織になるというようなことではなく、観光地経営会議の格上げと、それと観光財源の検討の再開というのは、

深い関係を持ってこれから進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうすると、財源検討委員会は検討委員会として開催し、観光地経営会議については現状のまま、メンバーは当然入れ替えるというような話は以前からしておりましたので、これを政策審議会へ格上げしていくような形で2つの会議体が出来上がって、その中で両方で調整しながらやっていくというような解釈でいいのかなというふうに思います。

それで、観光地経営会議の下にプロジェクト推進チームというのがあって、データの収集と分析、活用という形があるんですけども、俗に言うと、このDMOでいろんな統計データを駆使しながらこれを進めていくという形になるかなと思うのですが、実際、機能をしていないのではないかなと私は思っているんですね。ここのところについて、観光課長、どういうふうにお考えですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

各種統計データにつきましては、村が取得するというような、主導を握るべきものだというふうに考えています。それについて、観光客の来訪者調査でありますとか、今ちょっとストップしていますけども、モバイル空間統計の調査というようなものを作ってまいりました。その結果をそれぞれのDMOにお渡しして、それを活用して戦略を立てるというようなことをやっていただいております。地域連携DMOであれば、インバウンドに対して、どの国をターゲットにするのかというようなことを検討していただいておりますし、地域DMOである白馬村観光局においては、どのような媒体を用いてどの世代にアプローチしていけばいいのかというような場面で使っていただいているというふうに認識しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この実行部隊ですね、ある意味、やっぱりこれをしっかりと活用できるような、ここはやっぱり観光地経営会議が、今の段階ではそういう呼び名になってしまいますけども、ここがしっかりと機能しないとやっぱり前へは進めてはいけられないというふうに思っていますので、よろしく願いしたいなと思います。

今、観光局の話が出ましたが、先ほど残任期間が今伊藤代表理事にお願いをしているという形になっているんですけども、その後はこれから検討していくという話になっています。私も私見でありますけども、議会から申し上げたとおり、民間から活用するのは私はよろしいかなというふうに思っています、もちろん丸山村長、非常に観光については詳しい方ですので、2人がしっかりとタッグを組んでいただければさらに大きく前へ進められるかなというふうには思っていますので、そこらあたりもご配慮をお願いしたいなというふうに思います。

さらに、この実行部隊の中で一番統率していくのは、観光局のいわゆる事務局長であります。お聞きしたところ、残りの期間は2年間ということであるようではありますが、今まで公募で選んでいたので、ここらあたりはどのようなお考えなのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 観光局の代表理事につきまして、心強いお言葉ありがとうございます。私も伊藤社長、これで一応残任期間という形になりますけれども、下川前村長の、まずその状況を勘案してというところにはなりますが、非常に能力のある方ですし、既に先月、恋人の聖地の関係で、白馬村が最高賞を受賞させていただけるようなのも伊藤社長のお力添えがかなりあった部分がありますので、非常に期待しておりますので、一方で、私のほうも実際にその選択肢として代表理事ということになった場合には、現在の職務を遂行する中で、実際に本当に能力が発揮できるかというところは、先ほど4か月目というふうなお話が出たのですけれども、まだやはりそちらまで手が回るという言い方をしているのか分からないのですが、余裕が見えている状況にはありませんので、やはりそこはきちんと機能を果たすために一番適任な方になっていただくことがよいというふうに考えております。

事務局長についてなんですけれども、任期が2年後というところなんですけれども、私は定款にのっとりた方法をきちんと取ってやっていくということを前提に考えておりますので、定款どおりに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 事務局長について少し補足させていただきたいと思います。

事務局長の任期は、2024年5月末まで、ですので約2年あります。これまで、最初は公募をしまして、その後、評価に基づいて任期を延長してきたというような形になっております。その評価自体も理事会において評価をして、その結果に基づいてということになっております。また、これから先2年後につきまして、どのようにするのかということなんですけれども、観光局の執行機関であります理事会のほうで評価して、継続するのか、または公募になるのかというのは、理事会の中で決定していく事案になりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 観光局、いろんな人選等々については、私ども議会からも定款やいわゆる諸規定に基づきながら進めていただきたいということを申し上げておりますので、そこのところをよろしくお願ひしたいなと思います。

持続可能な観光地へということで、今説明を村長のほうからいただいたんですけども、私の提案の中に一つとして、Hakuba Valley Tourismのほうでははっきり言って私の私

見ですけど、ガストロノミーツーリズムというのをやっているんですが、もう全くもってないないなっていう、あんなことをやるのだったらやめてほしいぐらいに思っています。もうちょっと地元のことをよく考えろと言いたくなります。ガストロノミーツーリズムというのはどういうことかということ、その土地の文化に触れることを目的としたツーリズムです、食文化に触れることを目的としたツーリズムであります。実際にそういうことを理解している人はあの中にいるかということ、いないですよ。何かそのイベントをやられたんですけど、ランドステーションでね、ほぼほぼ誰も聞いていないですよ、話をね。あんなところに補助金を使われるというのは非常に残念だなというふうに思うんですけども、このガストロノミーを始めることによって、農業、食、伝統文化、芸術を育んでいくと私は考えています。ヨーロッパでは当たり前のごとく、これを探索することが一つの旅行のスタイルになっていると言って過言ではありません。ですから、自然だけではなくて、その文化に触れていくということが非常に大事ななど。

長野県の観光機構では、現在、発酵食品をテーマにして行なわれています。長野県全体です。軽井沢では、美食の佐久平の酒蔵、千曲川のワインバレーみたいなことをやっています。では、このご当地白馬を中心としたHakuba Valleyではどういったことをやっていくのかというようなことなんですけども、ここの再構築、ぜひ村長にお願いしたいなど。

さらに、インバウンドが非常に何回も村長のほうからも期待をしているというような文言なんですけども、やっぱり国内、インバウンドも確かに大事なんですけど、国内も非常に大事ななど私は思うんですけど、そこら辺りのところを含めてご見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 国内がまず大切ということに関しては、当然のことだと思っています。まず、そこがあった上でのインバウンドという考え方であろうかと思えますし、インバウンドのみに頼っているものではありませんで、国内、将来的に見たときに人口減少等の問題があるので、幅広いポートフォリオを描いて、リスクヘッジをするためにインバウンドも必要というところと、特に現在ですと円安の影響とかもありますので、そういった中で外貨を稼ぐというところは経済的にも理にかなっている部分がありますので、インバウンドに取り組むというのは選択肢の一つというところで考えております。

先ほどのガストロノミーツーリズムの話なんですけど、昨日の太谷議員からの一般質問と重なるところがあると思うんですけども、まさにこの地元ならではの文化、それが食文化であったり、農業であったり、芸術、そういったものと密接に結びついていく、それこそがその土地ならではの魅力であることを伝えること、それに魅力を感じていただくことがガストロノミーツーリズムの本質だというふうに思っておりますので、地元のものを生かして、多くのお客様に来ていただく、これはの通年型、特に滞在型を目指していく上でもより価値のあるもののコンテンツの一つになろうかと思っておりますので、昨日の芸術文化活動等々を含めた中での取り組むべき大きな魅力になるものの一

つだというふうに考えております。

せんだって、そのスノーピークの場所で行なわれたイベントに関しては、私もちょっと短い時間だったんですけども、ちょうどそういった時期だったので、聞いている中では、地元の方たち、農家の方たちも交えてやっておりましたので、非常にほのぼのした雰囲気の中で、雰囲気はいいなというふうに思いましたけれども、一方で、津滝議員がおっしゃるように、まだまだというところがもしあるようでしたら、今後そういった当事者とも連絡を取り合いながら、よりその地元のよさがアピールできるようなもの、本物志向というんですか、そういったところを強く強調できるようなガストロノミーツーリズムを構築していけるように、こちらからも働きかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ガストロノミーツーリズムは、やはりこれから白馬のマストに私はなると思います。もう今、著名な料理界の料理人さんたちが相当白馬にも入って来ていて、白馬の食材をまたかなり評価していただいているという現状があります。今年の冬から何軒かそういうお店もオープンされるようでありますので、ぜひそんなことに期待していきたいと思っておりますし、またご活用をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症対策ですが、この間、説明会を村のほう主催で各種団体の方にご参集いただいてやられたということは、大変私も評価しておりますし、シーズン前で非常に第8波ですかね、始まるのではないかというふうに言われている中でやったことは、非常に評価したいなというふうに思います。

世界的には、今も進行中でありますサッカーのワールドカップ、見ていただいても分かるかと思うんですが、もう何万人もいる中で、マスクをかけている人なんて誰もいませんよね。世界はそういうことにもう変わってきたということ、やはり日本の国民の皆さんにも理解していただくのも一番大事かなと。

その中で、一番重要なのは私は何かなというふうに思うと、やっぱりワクチンしかありません。ワクチン接種しかありません。今、4回目なのか、5回目なのか、6回目なのか分からないんですけども、いろいろお話もありましたけども、ぜひこのワクチン接種をぜひ勧めていただきたいなというふうに思います。

それから、福祉に関してですが、子供向けの公園の整備だとか、給食費の軽減という中で、私のところにそれぞれの保護者の皆さんからこんな要望をいただいています。

例えば、給食費のほうですが、給食費は負担と思っていない。今よりも多く支払ってもよい。子供たちへ今より、よりよいクオリティーの高い食事を提供してほしいというような考えを持っていらっしゃる方もおられます。

それから、子供向けの公園ですが、これは多分未満児向けの公園を想像しているんだと思うんですけども、小学生以上は習い事が多くて公園で遊ぶ時間なんか、今正直言っていないというようなことのようにです。そのような財源があるなら、学校環境や体育施設、もっとよくしてほしいと。

寒い体育館で、確かに体を動かせば温かくなるのかもしれないけど、夏はやっぱり逆に暑いということになりますので、やっぱりこういう環境、和式の汚いトイレ、怪我をしないような芝のグラウンド、日曜日もしっかりと使用できるような屋内競技場、こういうようなものがやっぱり今の保護者の皆さんには必要だというふうに要望を受けておりますので、そういった考えもあるということをお伺いしています。

私が今述べたようなことについて、村長どのようなお考えをお持ちかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、感染症のほうにつきましてですが、せんだって説明会をいたしましたので、これから、その内容をより多くの事業者の皆様、そして住民の皆様、さらに観光客の皆様へ伝えていけるように、情報発信をしてみたいというふうに考えておりまして、ちょうど昨日も、冬に海外の方向けに発行しますエッセンシャルガイド、そちらは食事処が書いてあるんですが、そちらの掲載等もお願いをしたところであります。

先ほどワクチン接種の話が出ました。まさにこれを推進していくところも説明会の中で話させていただいたところでございます。

特に、やはり副反応の問題等がありまして、3回目に強かったというような話もあり、なかなかその先を打ちたくないというご意見もありますので、そこに関してなかなかどうしても打ってほしいということは難しい部分があるかと思いますが、やはりこれから大勢のお客さんを迎えるシーズンに当たって、またさらには寒くなりますので、換気があまりできなくなるシーズンになりますので、それを前に、ぜひ受けていただきたいということは、引き続き発信していきたいと思っておりますし、村としましても、なるべく最新のという言い方をするんですかね、新しい株への対応のワクチンを打っておりますというところをPRしているところでございます。

各種福祉関係につきまして、様々なご意見があるというところですけども、非常に有り難いご意見をいただきありがとうございます。

やはり声の大きいところですか、限られたエリアからの声ということをもって決めるわけにはいきませんので、そういったところを議員の皆様からも引き続き、それぞれのお立場で情報を集めていただいて、提言いただけると有り難いと思っておりますし、給食費に関してはちょうど加藤ソフィー議員がせんだってアンケート等を募集していたと思っておりますので、またそういったものも共有していただきたいと思っておりますし、こちらの行政のほうといたしましても、昨日からお話出ているとおり、具体的な何かものが出たときにはパブリックコメントですとか、あとはアンケート、さらには先ほど答弁でもさせていただきました懇談会といったものを幅広く行いながら、情報収集に努めて、住

民ニーズを的確に把握していけるようにしていきたいと思います。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） あと何分ですか。

議長（太田伸子君） あと10分50秒です。

第8番（津滝俊幸君） 次に、行政サービスのほうなんですけど、もう既に村長のほうで職員との対話をして、それぞれ面談をなされているというような話も漏れ伝わってきております。とてもいいことだなと思っています。

その中で、やっぱり住民とのこの対話というのは非常に大事で、なかなかちょっと時間が取れなくて、年度が変わってからそれぞれの地区に出向いておやりになられるということを伺っていますので、ぜひそれは対応していただきたいなというふうに思います。

他地区では、住民との100人会議というようなことを行って、一堂に集められるかどうかは別として、たくさんの皆さんからいろんな意見を公聴するという活動をやっぱり今行政はやっています。それこそ冒頭で申し上げられた多様な文化をどのような形で捉えていくかというような中では、必要なことなのかなというふうに思います。

それから、職員研修でおもてなしの心という形のところなんですけど、このところについては、ご自分の経験を生かして、サービス業、同じようなところでサービスという言葉を使わせてもらいますけども、これを活用しながら職員に分かっていただくということで、ぜひそのような形で、この庁舎の中が非常に活気がある、非常に笑顔のあふれるような形になっていただければなというふうに思います。

行政のデジタル化なんですけど、このことについては以前から私も申し上げていることなんですけども、この間、シニア会との懇談会を行った中で、いわゆるスマートフォンは皆さんお使いですかというようなことを質問させていただきました。来ている方たちはほぼ皆さんスマートフォンをお使いだということを知っています。また、シニア会の中でも、この使い方についていろいろ、いわゆる研修会っていうんですかね、そういうようなこともやられているというようなことなので、さらにおかしな方向に行かないように行政が中心となって、対応していただくことが大事かなと思っています。

そんな中で、以前、総務課長がなかなかこのデジタルを導入するのに、どこから手をつけていいのかって、なかなか非常に難しいというような話がありまして、私はやっぱり専門のチーム、もしくは担当課、そういったものをつくられたらどうかというようなことをご提案させていただいたんですが、ここらあたりのところについて、ご見解をお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まず、前半の面談のほうとか、住民のほうの皆さんとの公聴については、引

き続き進めていきたいと思ひますし、職員との面談を行つておりますけど、まだ全ての職員とできているわけではございませんので、そちらも引き続き行きたいと思ひますし、なかなか私が実際に職員の皆さんが現場で仕事をしている姿を見てというところも、現状できていない部分もありますので、そちらをもっとしっかりこれから時間をつくつていって、現場の課題ですとか、よりよい環境をつくつていけるように努力していきたいというふうに思ひます。また一方で、当然ですが、住民の皆さんのお声を聞く機会をそれ以上につくらなくてはいけないと思ひておりますし、昨日、加藤亮輔議員から職員の待遇についてのお話出ましたけれども、やはり私としてはもちろん職員の待遇をよくしたいという部分がありますけれども、一方で、まずは住民サービスというところもありますので、その辺のバランスを取りながら考えていきたいというふうに思ひております。

デジタル化について、スマートフォンが結構普及しているということで、非常にそれは私どもとしても、今後の施策を取っていく上で有り難い情報でありますし、一方で、誰一人取り残さないというところではありますと、まだ全員が全員というわけではないので、そういったところも取りこぼしのないように対応していきたいというふうに考えております。

デジタル人材に関しては、これまでもそういった人材を登用できないかというところで、数か月にわたり進めてきている部分もあります。ただ、なかなかそのマッチングというところで、うまく進んでいないというところもありますけれども、これに関しては引き続き進めていく予定でありますし、そうした方が実際にまだ決まていない段階でも、総務課の中で、特に今ネット関係をやっている方に、具体的にここももう少しこうしてほしいですとか、我々の中でできることという部分もありまして、それに関しては進めてきているところですが、やはりさらに専門的になって、よりマイナンバーカードが普及していったりすると、行政サービスとしてもさらに専門性が高くなってくる部分も出てこようかと思ひますので、デジタル人材に関しては引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 最後のところになります。

持続可能な社会というのは、今に始まったことではないと思ひております。

持続可能な社会とは、現在の世代の要求を満たしながら、将来の世代が必要とする地球環境や自然を損なわない社会、次の世代が損をしないよう、要求を満たしながら、現在の世代も満足されるようなことが大事だと思ひております。

誰もが平和に豊かに暮らしていける社会をつくっていくこと、持続可能というのは、私の考えですが、当たり前のができていく、特別なことは必要としないというふうに思ひております。

この間の宿泊シンポジウムで、世界一幸せな村というのがテーマになっていました。とってもいいことだなと思ひました。ぜひ世界一幸せな村になれるように努力をしていただきたいなというふ

うに思います。

その中で、私もよく使う言葉の中にウェルビーイングという言葉がありまして、これは幸福とか健康というような言い方になるんですけども、健康というのはただ健康、病にならないということじゃなくて、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態のことをいうということのようであります。ぜひこうなるような村になっていただきたいなというふうに思います。

その中で、やっぱり観光というのは総合産業だというふうに思っています、白馬村の場合ですね。これが今主産業でありますから。全部がよくなないとやっぱりよくなれないと思っているんですよ。索道から農業、宿泊、交通、飲食、製造、全てが、これよくなっていかなきゃいけないと思います。

地域の皆さんは、新しい村長に相当期待しています。

この中でお手本となるのは、やっぱり白馬村と非常によく似た地域でニセコ、この間たまたまそのシンポジウムにニセコの片山町長が来られていましたけども、ここでやっぱり一番何が大事なのかということが、この自治基本条例というのをつくられて、それで地域の中をみんなでまとめていこうと、まちづくりは自ら考えて行動するというような考えの下にまちづくりをやっています。

人口5,000人ちょっとぐらいですけども、非常に活気のある村で、世界からもたくさんのお客さんが来ている。

ぜひ村長、この自治基本条例、誰一人残さないのではなくて、誰もが参加できる村づくりというほうに、中身は同じことなので、みんなが主役になれるような村づくりになれるように考えていただけないかなというふうに私は思うんですけども、地域愛とか白馬愛とか、こういったことをシビックプライドとかいうような言葉で言うらしいですけども、ぜひこんな村になれるように頑張ってくださいなと思うんですけどいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 期待をいただいているということで、全力でそこは取り組むつもりで、今回、この立場になりましたので、変わらず全力で努力していきたいと思っております。

自治基本条例についてなんですが、私もせんだってニセコ町のほうに、町長にこの間こちらでお会いする前に行ってまいりまして、そこで副町長に、この間町長が講演いただいたものプラス、さらにもう一時間ぐらいかけて内容を詳しく聞いてくる中で、やはりその自治基本条例に関しては非常に感銘を受けましたし、こういったもの今後の白馬には必要だなというところを感じた部分ではあります。

まだまだ勉強不足のところもありますので、しっかりとそこに関してはこれから学んでいきたいと思っておりますけれども、いいお手本だというふうに私も強く感じましたので、ぜひこういったものを取り入れることも含め、誰もが参加できるオープンな行政、そして、まちであるように、白馬村をこれから皆さんと一緒に力を合せてつくりに上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 最近、人材育成の中でKKDという言葉があつて、KKDというのは何かというと、経験と勘と度胸という言葉が略したものであります。

村長は行政の経験はないんですけども、でもやっぱり四十数年間、頑張つて生きてこられた経験があつて、先ほどのディズニーランドではないですけども、そういったようなものもあります。

最後物事を決定するときには、もう勘と度胸しかないんですよ。ですので、いいなと思ったら、あとはもう決めて、もうやっていただくと、みんなに協力してもらおうと、ぜひそんなことでいいまちづくりになれるように、私たちも協力してまいりたいと思っていますので、よろしく願いしたいなと思います。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木総務課長補佐が公務のため退席しております。

第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 第6番尾川耕です。今回の一般質問をやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ほとんど僕は一般質問でゼロカーボンしかしていなかったような記憶がありますし、3月定例議会はお休みさせていただいて、お休みというか一般質問をやっていなくて、全てこれのことに費やしています。またかと思われるかもしれませんが。

なぜかという、やはり2050年、その前の2030年までにどういった政策をしていくのか、この村自体がどういった計画を立てて実行していくのかというのが非常に心配で、それをやるためにも、この2025年、来年、再来年あたりからしっかりと動き始めないといけないというような危機感に立っております。

そして、また村長も新しくなりました。奇しくもこれで4年で終わるとは僕は思っていないので、2期務めると2030年になります。まさに2030年までにどこまで実質的な効果的なことができるのかというのが、今の現政の村長に問われている問題だと感じております。

また、長野県では、60%削減というのを求めています。国は46%なんですけども、さらに上積みして60%です。さきにCOP27が世界で開かれました。その会議の中でも、さらにこれより上積みしていく、さらに加速させていくというような方針もやはり聞かれるようになりました。

ますます厳しい温暖化対策、気候変動対策に臨んでいかないと感じるので、今もまだゼロカーボン、カーボンニュートラルの話をさせていただきます。よろしくお願いします。

まずは、建物の断熱は、ゼロカーボン、カーボンニュートラルの施策の基本となる柱です。建物は長期にわたって使用するもので、断熱性能を高めた住宅・建物は、長期間にわたり冷暖房エネルギーを大幅に削減します。

また、世界保健機構、WHOでは、寒さによる健康影響から居住者を守るための室温として18度以上を強く勧告しています。

国土交通省でも住生活基本計画において、ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの推進を進めています。

長野県のゼロカーボン戦略では、2030年の建物の目標として、全ての新築建物のZEH・ZEB化を実現していく、新築住宅が年間約1.2万戸と言われて、ビルのほうが年間1,000棟と言われています、とうたい、信州健康ゼロエネ住宅助成金制度をつくり、普及に努めています。

また、9月の定例会の私の一般質問で、しっかり予算を確保して、先行地の申請も含めた2030年までの脱炭素の計画をつくる庁内の横断的組織、専任者、また、村民等と協議会をつくらどうかという私の提案に、村長はやりたいというふうに思うと答えてくれました。

また、生坂村の地域おこし協力隊の事例も紹介させていただきました。その他にもニセコ町のように非常に多くの協力隊を集めている自治体もあるようです。総務省では、協力隊のほか、集落支援員、地域人材ネット、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネジャーなどの人材派遣で、地域の創造、地方の再生を図ろうとしています。

そこで、以下の質問を行ないます。

1、県と協議し、信州健康ゼロエネ住宅助成金を活用し、村独自の補助金制度を創設する考えはありませんか。

2、村の体制づくりと進捗状況は。

3、いつ計画をつくり、実行していくんですか。

4、来年度予算にそれらに関する費用を組み込む予定がありますか。

以上、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 村のゼロカーボン施策について、尾川議員から4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

先ほど尾川議員のほうからも発言がございましたが、これまでも同様のご質問を定例会でいただいております、その際には再質問でもお答えしている部分もございますので、重複する部分についてはご了承をお願いいたします。

1点目の信州健康ゼロエネ住宅助成金の活用と村独自の補助制度に関してのご質問ですが、現在、

庁内におきましても、県の助成制度と併せた村独自の助成制度が創設できないか、国の住宅に関する助成制度も含めて整理しながら検討を始めたところでございます。

ただ、現状で具体的な助成制度の内容が固まっているわけではなく、来年度の予算編成作業の中で細かい点について検討を進めていく予定でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目以降の質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

白馬村では、気候非常事態宣言を具現化する取組を明らかにするための基本計画である、白馬村ゼロカーボンビジョンを2022年1月に策定し、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、村民一人一人や村内事業者、行政が一丸となって目指す方針を掲げています。

村では今年度、この基本計画を村内へ周知し、計画を実現するため、それぞれの立場で実践できる行動変容の事例や施策推進の役割についての啓発活動を進めてまいりました。

また、行政の取組を加速させるため、村民や事業者の行動変容の取組を後押しする施策の構築や森林保全、森林活用と連動した環境施策の推進、さらには地域の一層の省エネ・ライフスタイルを促進させるための施策の在り方について、商工団体、建築業界及び関係者と引き続き意見交換を実施しているところです。

その中でも、特に環境対策に取り組んでいるグループとの意見交換では、地域全体の取組を進めるためには、村内等で各種の取組をしている方々との連携は必須であり、「ゼロカーボンに向けてテーマを決めた提案型の発表会を開催する。その際には、活動団体からの提案を募集して開催したらどうか。また、それらのテーマを組み合わせるなど、意見交換をしながら脱炭素先行地域への方向性をまとめる」といった建設的な意見交換もありましたので、これらの考え方も体制づくりの一つとして進めてまいりたいと考えます。加えて、ゼロカーボン推進のための人材として、地域おこし協力隊を活用できないか検討しており、任用を前向きに進める旨、指示しております。

一方で、再生可能エネルギー電力の創出と導入を図るための実現可能な計画の実行性という面においては、省エネ資源の調達手段や連携パートナーとのマッチングといったことが大きなハードルとなっており、実現に向けて現在できる動きはしておりますが、現段階で地域全体の具体的な再エネ導入、再エネ活用計画の方向性を描けるまでの状況には達していないことも事実です。

計画を描けるよう引き続き努力をし、一方で、それぞれの立場において実行できることを優先して実際のアクションをすることも極めて重要であると考えます。

こうした状況も踏まえつつ、来年度予算編成に向けては、当然、健全財政を意識しながら、ゼロカーボン政策、自治体DX政策及び子育て支援策の3項目については、公約実現の重点事業として位置づけており、ゼロカーボン政策については、実効性の伴う施策となるよう各課に対して指示しているところです。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありますか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 答弁ありがとうございました。話を聞く分においては、もうちょっと踏み込んでいろいろこれから3月の予算案に向かって決めていっていただきたいなと感じました。

そこで、再質問で1つ目です。私が提案させていただいた信州健康ゼロエネ住宅助成金について、ある程度調べていただいたと思うんですけども、今回のようにこういう話が来たときには、どこの課がこういうことを調べるのでしょうか。それを調べたときに、その担当者がどのように感じて、県がどういう狙いを持ってこういう助成金をつくったのかというのを感じられたことがあればお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、ただいまの尾川議員のご質問でございますけれども、まず今回の県の担当窓口、担当部署でありますけれども、いわゆる住宅部局のほうで担当しております、具体的には、出先機関の窓口としては大町建設事務所のほうが窓口となっております。したがって、この質問に関しましても、私、建設課のほうで答えをさせていただくわけでございますが、県の行なっている今回助成事業、補助事業でございますので、各種案内のチラシですとかパンフレットのものがございます。それは窓口にも用意をしております、一通りのご案内については窓口でもご案内できるような形になっておりますし、細かい点につきましては、現行県の制度で動いておりますから、県のほうへ具体的には聞いていただくような形でご案内をしております。

ただ、現状、私ども窓口のほうに、この制度に関して細かい点でいろいろ問合せがあったという報告といたしますか、事例はほとんどないというふうに聞いておりますので、周知が悪いのか、まだ徹底し切れていない分があるかもしれませんけれども、一応窓口としては、私ども建設課で対応させていただいているということをお願いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 周知が上手にできていないということは、そうなのかなと私も感じますというか、この情報って実際、あんまり出回っていないというのが実際確かです。県のほうに僕も連絡したんですけども、なかなか積極的に動いていないというふうにはお伺いしております。

県に直接確認したんですけども、今年というか4年度に行なっているのが、290件の枠ということで、県全体で290件の枠しか実際はないということなので、これを白馬に対応すると、対応というか白馬のほうで使う人がいるとなってくると、人口比だと1.2件ぐらいしか申請できないような仕組みになっているんで、県のほうもなかなか積極的に大々的に説明をしていくというのが、なかなか躊躇しているのかなと思います。

それで、こういった県の補助金に対して上乘せでつくっていくということは考えられるんですか。大体、国の交付金とか助成金とかっていう形になってくると、重複は駄目だよというふうに書いてあるんですけども、そういうのが重複は駄目だよと書いてない場合には、これは村独自でプラスアルファでつくっていくということは、制度的には可能なんですか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、ただいまのご質問でございますけれども、結論から言えば可能です。当然、財源的には村の独自の財源を使って検討していくという形になるわけですが、実は県の担当者にも確認したところ、先ほど長野県全体の数を質問されておられましたけれども、大北管内、大町建設事務所管内では、実質、今年、令和4年度に申請のあった実績は10件ほどだそうです。それはリフォームタイプと新築タイプと2パターンあるんですけれども、両方合わせて10件ということなんですけれども。残念ながら、白馬・小谷地域では実績がないということでしたので、そういった県の動向、あるいはその実績がないとすると、こういったところが普及し切れていない分なのかというのをしっかり検証した上で、村として先ほどご指摘のあった上乘せの補助事業ができるのかできないのか、あるいは助成の規模もどの程度にしていくかという検討をするわけですが、それは先ほど村長の答弁でもございましたとおり、今後予算編成の作業の中で具体的に詰めていきたいと、そういう考えであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それで、ゼロエネ住宅のこの補助金について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

新築と今リフォームというお話もありましたが、この2タイプ申請できるということでこういうチラシが配布されています。それで、新築のタイプに限っていきますと、50万円から150万円というような助成金がつくという形になります。それで、基本の50万円というものをゲットしようと思うならば、断熱性能が必要であるとか、県産材を使わないといけないかというような項目が幾つかあって、それに合致したものに対して最低50万は払いますよという形になります。

多分、お手元にチラシ、これ僕がつくったんですけども配付しています。こっちの長野県の地図が載っているほうの右上のほうを見ていただきたいと思います。四角の表の中の最低基準と書いてあるのが、県が求める方針の最低基準です。その一番上の行に外皮性能強化というのがあります。これが最低基準で50万円です。右のほうにいくと、推奨基準、先導基準というふうになっていくんですけども。それで、推奨基準で上げるとプラス20万円、先導基準でいくとプラス40万円という形になっております。さらにその下の黒の表を見ていただくと、ここはUA値の基準というふうに書かれた表があると思います。そこに右のほうに1、2、3、4、5、6、7、8というような地域区分が書かれております。真ん中よりちょっと左手の3の部分、ピンクの部分が、これが白馬の基準になります。縦のほうで断熱等級2から3、4、5、6、7というふうに書かれています。ここで外皮性能の部分が矢印でずっときて、最低基準からずっときていますけども、県の方針では、0.5というUA値の値をクリアすれば最低基準だよということになっています。先導基準というのが、ぐうっと下のほうになりますけども、0.20という基準。これ断熱等級7というよ

うな数値なんですけども、これをすればプラス40万円払いますよというふうな形になっています。私はここに先導基準に達する県のほうの申請した人には、村独自でプラス、例えば50万円を渡しあげましょうというようなことができればいいのかと思いました。それで、県の今年のほうで290件の枠しかないということで、年間10件程度想定すれば、10掛ける50万円で500万円程度でこういった政策を進めることが可能ではないかなと感じております。

もう一度、断熱性能のほうに戻ってきますと、県の最低基準0.5、等級は5なんですけども、今の建築基準法と建物省エネ法があると思います。一般の住宅の基準は、今、白馬村ではどのような数値になっているかご存じでしょうか、お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 誠に申し訳ありません。建築基準法の専門的な分野までは数値を把握しておりません。申し訳ありません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） すみません、実際、事前通告していないので、なかなか詳しい数値というのは分からないかと思えます。

実は現状では等級4という値になっています。それも義務ではありません。努力義務です。近隣の建築業の方々に、この白馬界限をやっていらっしゃる方にお話を伺うと、実際この0.5、等級4を満たしている住宅を實際建てるんですかということ、あんまり建ててないかもしれないよ。これは業者のほうがりっっかり施主さんのほうに伝えないとなかなかやらないし、もちろん施主のほうでしっかり暖かい家造ってよ、ヒートショックがない家を造ってよという望まれる方は、それに対して一生懸命やるんですけども、義務じゃないんで適当にというか、昔ながらの基準で、基準というかやり方でグラスウールをぺたぺたとはっつけて、ボードをぺっとやってやるというような造り方が多いというふうに聞いております。

そこで質問です。さらに詳しくなるんですけども、村内の建物、例えば用途、住宅とか、あとは旅館業、いろいろ用途があると思いますが、用途、床面積、築年数、断熱性能等のデータはありますか。ない場合はどういう方法で調べるのでしょうか、お答えください。これは建築課なのかな、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） ただいまのご質問でございますけれども、まず築年数ですとか面積、用途につきましては、いわゆる建築確認申請が、私ども村のほうを通過していく分に関しましてはデータベース化されておりますので、把握することは可能ですけれども、最近、ご存じのとおり民間でも建築確認を受け付けられますから、村を通さないケースもございますので、全て100%把握できているかということ、そういうわけではないというのが一点あります。

あと、私、建設課の所管ではございませんけれども、税務課のほうで家屋評価等は行なっており

ますので、その中で把握できるものがあるかどうかという分につきましては、いわゆる断熱性能の分というと非常に細かい分野のお話になってきてしまいますので、これから家屋評価するものについてではできるかもしれませんが、過去、古い建物のものでデータがあるかどうかという、恐らく無いと難しいと思いますので、それをピックアップするかどうかというのは、実際、そういう作業を行なう計画もありませんでしたし予定もありませんので、その点だけお答えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 誠にすみません。難しいというか、村の中にデータがないのかもしれないと思いながら質問しているので、その辺は分かっていますのでお願いします。さらに、新築の住宅建物の戸数、毎年何件あるのか。あとリフォームの戸数は何件あるのかというデータは、どこかで分かるのでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） すみません、リフォームに関しましては、いろいろなリフォームの形態があらうかと思いますが、先ほど言いましたような建築基準法上の手続が必要な建物については、当然、データとして出てくる可能性ありますけれども、いわゆる内装の改築のようなケースの場合には、手続が必要でないパターンがほとんどだと思いますから、正直申しまして、それを全て把握するというのは難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。なぜ私がこのような質問をするかという、データがないと将来にわたる計画はつくれない。計画がつかれないということは、予算化もできないんですよ。予算をどうやってつくっていくのか、捻出していくのか。それもそんなになかなか一気に大きな何億もというかけることもできないわけなんで、何年間にわたって、2025年、2030年をめどということであれば、30年であと7年ですよ。7年間でという予算を、どういうふうな蓄積で予算組みしていくかというのを考えないと、つくれないわけですよ。

先ほど簡単に、県の助成金に関して、上手に利用して白馬で10件ぐらい、50万ずつ出して500万の予算を組んでやったらどうかというお話をしましたけども、白馬の世帯数が大体3,500ぐらいと聞いています。データではありました。建物的には恐らく4,000棟ぐらいは建物はあるんじゃないか。この辺の数値というのは、具体的には知っていますか。分からない。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 建物の棟数につきましては、税務課のほうで課税台帳等ございまして用途別に把握をしておりますが、現在持ち合わせておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 税務課のほうにそれなりのデータがあるということで分かりました。そういうのも上手に組み合わせながら、対象とする、先ほど言ったように断熱性能がしっかり整っていない家のほうが実際多いわけですよ。県のデータでは、県のゼロカーボンの政策のほうのデータでは、今の段階で9割方は断熱性能が全然ないと。この等級4を満たしていないのが9割ぐらいあるということなので、ほぼほぼ全て断熱性能満たしていないわけですよ。

例えば4,000棟あったとします。それを毎年、僕も調べたデータなんですけども、大体年間60から100ぐらいの間で村内で新築されているというふうなデータを見つけました。新築100件ということで、もちろん建物を潰して建て直すということも十分ある。十分というかそういうのが多いと思いますので、100件。4,000件の建物を100棟毎年やっていくと、40年かかるわけですよ。それがまだ断熱性能が悪い建物を今造っていると、どうということになるかということですよ。

国の政策として、2025年から等級4、UA値0.56という値を義務化します。これは義務化しちゃいます。だけども、0.56なんですよ、等級4で。2030年に等級5にしようという予定にしています。それでも、UA値は0.5なんですよ。ここの先ほどの表の下のほうに小っちゃく書いてあるんですけども、世界のUA値の基準というのは0.28から0.38です。これが標準になってきています。だから、暖かい住宅なんですよ。非常に暖かい。ヒートショックが起きにくい。健康に非常にいい。そういう建物を造らないといけない。

例えば先ほど言ったWHOの勧告では18度、19度でしたっけ、言っていましたけども、アメリカとかドイツでも昼間は1.8度以上ないといけないよとか、ニューヨーク州なんかは夜でも13度以上保たないといけないよという、断熱性能が高い建物を造らないといけないというふうになっているんですよ。そうなってくると、日本の法制度、建築の省エネ法制度というのは全然遅いと。

長野県が、信州ゼロエネ住宅の先導基準のところへ0.2という数値をうたっちゃっているんですよ。これは実は建築業界の中では衝撃らしいんです。暖かいよね、すごいよねということなんですよ。

先日、宿泊イノベーションのイベントがウイングでありましたけども、そのときにニセコ町長が来られました。ニセコ町長は昨年だと思んですけども、庁舎を造り替えました。そのUA値が0.18なんですって。0.18はとてつもなく暖かいというか、何て言うかな、断熱効率がいいということですよ。北海道のあのニセコの町で断熱性能が非常に高い建物を造って。だから、エネルギーがかからずに暖房や冷房を使うことができるような建物というのを造ったということです。それを白馬も目指しませんか。

議長（太田伸子君） 尾川議員、そろそろ質問に入ってくださいよろしいですか。

第6番（尾川耕君） はいはいはい。ごめんなさい。結局はデータがないと、どういう大きさの家で、ある程度断熱性能、築年数が分かれば大体断熱性能分かるんですけども、こういった戸数のものをどうやってリフォームしたりとか改築していくかということを考えないと、そのデータがないとできないということですね。

議長（太田伸子君） 質問に入ってください。

第6番（尾川耕君） それで、予算がかかるというのであれば、なかなか数値目標もつくりにくいということですけど、数値が見えないということで予算もかかるので、ほかの方法はないかと思ったところに、これを条例化できないのかなというアイデアが出てくると思います。

例えば東京都は2025年から新築される住宅にソーラーパネルを設置する、義務づける案を12月議会に出しております。この議会に出します。都内で一定規模の住宅を供給するメーカーやデベロッパーなどに義務を課するのが特徴で、大手の50社が対象になる見通しということです。こういうことを断熱性能0.2を目指すんだよ。逆に0.2をやりましょうという条例をつくることをどこかのタイミングで考えていただきたいんですけども、それは可能なのでしょうか、不可能なんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 条例として制定すること自体は可能だと思いますが、先ほどちょうどニセコの話が出ましたので、ニセコ町の例でいいますと、新しく造る建物に関しては、このUA値で断熱効果を必ず計算してくださいという形でこれから進めるそうです。あくまで計算をしてもらうだけです。幾つ幾つ以下にしてくださいという話ではないです。そういう形は一つ例として考えられるかなと思います。

一方で、尾川議員がおっしゃるように、これから造るもの全て、断熱これ以下にしてくださいというような条例となった場合には、非常に恐らくコストがかかると思います。ニセコ町もちょうどいいタイミングで庁舎を建て直したんですけども、町長に聞いたところ、20億ぐらいということで、さらにいろいろな交付金等をうまく活用していいタイミングでできたんですが、今同じものを造れば倍近く、資材としてはかかるんじゃないかという言い方をされていました。ですので、これからそういった形で白馬で造るものに対して幾つ幾つ以下にしてくださいとなった場合には、非常にコストがかかるというところがありますので、現実的でないという部分もあると思います。もしそういうものを規定した場合に、コストをかけないとかいう建物が造れませんということになりますと、先日来出ております、子育て世代が住みやすい住宅ということと今度は矛盾が起きてしまったりしますので、その辺りは様々な要因を勘案しながらバランスを取っていかなくてはならないというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。実際のところはコストがかかって、なかなか一般住民の方に関しては、なかなかそれが踏ん切れないという方もたくさんいると思います。1.2倍ぐらいの費用がかかるというふうには言われていますので、例えば2,000万だったら2,400万ぐらいはかかるということでは言われています。だけど、県の試算では、17年ぐらいで回収できるよというふうなデータも出ているので、それをどういうふうにバランス取るのかということは考えていって、それを皆さんに伝えていっていただければいいかなと思います。

続いてです。体制とか計画とか予算という部分について、地域おこし協力隊を検討しているというふうにお伺いしました。これはそのほかの計画づくりとかは、地域おこし協力隊のほうで担っていただくという理解でよろしいんですか。それとも、庁内のほかの各課からサポーターみたいな形で出してチームをつくってやっていくというふうに捉えていいのでしょうか、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 各課にまたがる事項になってきますので、それぞれの課に担当者を置くのかというところは別として、やはり全ての課にまたがる事項にはなりますので、各課の協力というところは横断的に必要になってこようかと思えます。

どういった人の置き方をするというんですかね、役割分担というところまではまだ決めておりませんが、まずはこの計画をつくることも含めて、ゼロカーボンに特化したという、まずつくって横断的にその計画をつくり上げていけるような組織体制にはしたいというふうに思っておりますけれども、まだそこまで具体的にどの課のこの人というような話にはなっていないのが現状です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） やはり横断的にいろいろやっていかないといけない問題なので、しっかりタッグを組んでチームをつくっていただきたいと思います。

だけど、地域おこし協力隊って、今応募をかけている状況なんですか。だけど、分からないですよ、本当に来るかどうかというのが。それは非常に不安なんですけども。

実はこれも資料をつくっている最中に調べて、総務省のホームページとかずっと見続けていたんですけども、地域活性化起業人というところに白馬村の名前を見つけました。6月に2名の応募をしているというような表示があったんですけども、これは事実というか、その経緯をお教えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 地域活性化起業人の手挙げについては、尾川議員おっしゃったとおり手を挙げているという分はあります。ただ、これも企業側とのマッチングがなければ進まないというところで、やはり我々のいろいろと課題となっている、今でいう環境政策であったりとか公共交通であったりとか、複数の課題があるんですけども、そこら辺をうまくやっていただける方が、

マッチングする事業者がないのかなということ、お声がけをさせていただいたんですが、制度上の解釈でいうと、こちらに常勤になるのか、いわゆる月1程度のリモートの形になるのかという話になったときに、今の社会情勢の中では、なかなか派遣という形は難しいというような結論に至ったということです。何とかうまく合えばこの事業を活用したいという思いはあったんですけども、なかなかそれを詰めていく段階で先方とのマッチングとならなかったということで、現時点では、また別な方法で考えたいということで鋭意作業を進めているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） こうやって新しい取組というか、僕にとってはすごくうれしい取組をやっていらっしゃるんで、見つけたときにはちょっと感動したんですけども、上手にうまいこと新しい人材がまだ確保できていないということですよ。ありがとうございます。

そこで、地域おこし協力隊が上手に来ていただいたという前提でちょっと話します。本当になかなか来ていただけるのかなと、難しい問題なのかなとも思うんですけども、先日、松川村で地域おこし協力隊の発表会みたいなのを聞きに行きました。10名ほどの参加者が一生懸命熱を込めて自分たちがやってきた事業と、これからやりたいことを一生懸命語っていただきました。すごい熱い会でした。3年で任期が終わって新しい一般社団法人をつかって、高齢者福祉と育児サービスというんですかね、のマッチングをして、お互い子育てで赤ちゃんを抱えたお母さんとお年寄りの方が出会う場所をつかって、お互いにケアし合うような仕組みをつかって、それを仕事としてやっていこうとか。あと農業のほうでリンゴ農家をそれも法人化、一般社団法人なんですけども、やっていくという方向をつくったりしてくれていました。だから、地域おこし協力隊というのはしっかり伸び伸びと仕事をしていけば、そういった地域の人たちとのネットワークをつかってやっていける人材だと思います。

そこで、村長に9月の私の一般質問の回答で、職員の気候変動に対する気持ちや心持ちに関して喫緊の課題ですので、自分ごととして考えていかなくてはいけないので、一つ一つの行動を常に将来の気候のことを考えながら働けるような職員になっていただけるといいなというふうに思っていますとおっしゃっていました。

また、さっきの午前中の津滝議員の答弁にもありましたけども、個別面談をやっているというふうに聞いております。先ほど全部は終わっていないというお話を聞きましたけども、そのときに職員からはどういうふうな話を聞いて、村長からどういうふうなメッセージとかミッションをお話ししましたか。簡単でもいいのでお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 面談の内容ということでいいですか。たくさんの人をまず面談の機会をつくらなくてはならないということで、1人当たりの時間は非常に短いのが現状です。

もう一つは、私自身がまだまだ職員の皆さんと顔合わせができていないというところを解消したいという部分もありましたので、プロフィール紹介ですとか、今後の職員が思い描いているこうしてみたいこと、もしくは課題に思っていること、そういったところを聞いている部分がほとんどありました。実際にそこで何か課題が出て、私がこうしたほうがいいよというようなところのお話になっている状況ではありませんので、まずは本当に顔合わせとプロフィールを紹介して、よろしく願いますというようなところで現在は終わっている状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 尾川議員、通告に沿ったところで質問していただくようお願いいたします。

答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 僕が今質問した事項というのが、通告に従っていないというふうに感じるのかもしれないですけども、これは実は重要だと思っています。組織づくりをしっかりしないと、新しい課題にはなかなかチャレンジできない。今までやってきた職務というのが慣れ親しんでやってきているので、上手にできるかなと思うんですけども、こうやって気候変動の問題とか、あと少子高齢化の問題等もあります。コンパクトシティを目指していくとかという話もありますので、そういうこと新しいことチャレンジしていくためには、やはり職員の皆さんが意思疎通をしっかりして、忌憚なくいろんなことをお互い助け合いながらやっていかないといけないように感じるので、今のような質問をしました。

新しい村長は非常に明朗でにこにこしていて、いろんなことを元気に頑張っていこうというような姿勢をすごく感じますので、それをやはり職員の皆さんに伝えていっていただきたいと思うし、職員の方々もそれを受け入れて、ますますいい仕事に発展させていってほしいという願いで、そういった質問をさせていただきました。

そこで、先ほどの地域おこし協力隊の話に戻るんですけども、彼らはやっぱり新しい新天地を求めて、それもこういう風光明媚な田舎に来て、おいしい空気を吸いながら自分の目指すべき、例えばゼロカーボンということでお越しになる地域おこしの方は、ゼロカーボンの政策、カーボンニュートラルの施策を進めていきたいと熱心に思って来られる方です。彼らをしっかりサポートしていけるのも、職員の皆さんだと思います。それがない限り、彼らは3年間全うして新しい事業をこの地で興していくということができないのではないかなと考えて、こういうような質問をさせていただきます。

それで、ここで今の職員の皆さんにも、2030年、2050年の世界に向かって動いてもらうために、仕事の棚卸し的なことをやっていったほうがいいのかと感じます。ある職員に話を聞くとところによると、昔やっていたいろいろな事業の中の残り破片みたいなような仕事が残っていたりとかするんで、これが本当に仕事なのか、仕事じゃないのかみたいな話もちよっと伺ったこともあるし。まあ、これ無駄だという言い方はなかなか言いにくいんですけども、それがDXで簡単に処

理できるんであるとかね、自動化できるものは自動化させるとか、例えば手紙を郵送するというシーンなんかは、例えばメールで済むんであればメールでやっていくとかというのができないのかなと思います。

皆さんそれぞれが、課長の皆さんもそうですし、普通の一般の職員の方もそうなんですけども、そろそろ棚卸し、いろんな自分の仕事を見直しながら、ここを改革していくということをごんごん村長のほうに提案していったら、おのずと時間の余裕ができて、新しい政策、この気候変動に対する政策っていうのは、進めていきやすくなるんじゃないかって思います。

そういうことは村長は職員の皆さんにはお伝えしますか、どういう思いですか、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お伝えしますかという質問に対しては、ちょっとどうお答えしていいかわからないですけど。

今回、その3本柱ということで、昨日から申し上げてますとおり、やっぱりDXというのは、今後非常に行政サービスというところでは住民サービス、住民に向けてもプラスになると思っておりますし、職員の作業の効率化というところでもプラスになっていると思いますので、それを進めることが村民利益にもつながり、職員の利益にもつながるといふふうに考えておりますので、そちらに関しては積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、その行動の中で職員にも伝わっていくのかなというふうに思っております。

先ほど来、尾川議員がおっしゃられている気候変動に対する職員の意識というところで申しますと、前回の定例会でも申し上げたかもしれませんが、スマート通勤というような取組を始めていたりですか、掲示板みたいな、パソコンの中であるんですけども、今日もちょうどそこで節電の話が出たり、そういったところは職員たちも意識はしているところがございますので、引き続き村民の皆さんとともに、ゼロカーボン、地球温暖化防止に向けて、力を合わせて取り組んでいく意識を醸成していければというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 補足させていただきます。

業務の棚卸し云々、お尋ねでありましたが、常々公務員は当たり前のことだと思っております。無駄な事業をするために税金を投入しているわけではないので、そこはもう最低限のことだということで、私ども指示をしておりますので、メールで足りるものは今メールで行なっています。ただ、文書でなければいけないというものは依然として公務員の世界ではありますので、そういったものを間違いのないように行なうということ、間違いがあってはいけないのは私どもの業務だと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問事項の村のゼロ・カーボン施策についてに戻して

質問していただきたいと思います。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） それでは、ちょっと来年の予算に絡むことについて、ちょっと話したいと思います。

このゼロカーボンの施策について、やっていかないといけないということなんですけども。これは例えば計画をつくるに当たって、コンサルティングを雇うという考えとかをしているのか、それとも先ほどの地域おこし協力隊を中心になって新しいことを考え、計画をつくって実行させていくということを考えているのか、予算化も含めてどういったお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 来年度予算に向けてのこのゼロカーボンの推進の考え方ですけども、先ほど来、村長の答弁にもありましたとおり、環境に係わる政策についての地域おこし協力隊、この予算については公約実現事業ということで、人件費のほうには優先的に計上のほうはさせていただいております。

ご質問にありました委託の部分とか、その辺をどうするのかという点につきましては、委託については、前回の定例会でも話があったと思いますが、先行地域の指定を受けるためには、これと、恐らくシンクタンク系のものの力を借りないと厳しいという状況もありますので、それをどう考えるのかということになってこようかと思います。

いずれにしろ、村長の公約実現事業として掲げられたもの以外で政策的な事業につきましては、今月の下旬に村長、副村長とのヒアリングがありますので、その中で取捨選択をしていただきながら、なおかつ総予算の骨格がどのぐらいになるのかによって、それについても、場合によっては、これは財政担当課としての立場から申し上げますと、予算を組まなければいけないというミッションとなりますので、そこら辺はご相談をしながら、優先するべきものが出てきた場合には、ほかの事業を先送り、もしくはスクラップするという作業にかかりますので、現時点で具体的な内容をどういうふうを考えるのかという部分については、申し上げられないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は、答弁も含め後8分です。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） なかなか予算化というのは難しいのかもしれませんが、やはりしっかり予算をつけていただいて、新しい計画に当たっては、コンサルティングもスタートアップには必要なかもしれませんが、しっかり優秀なコンサルティングを選んでいただいて、予算化していただくことも必要かと思います。

地域おこし協力隊も何名雇うという、まだ公募は開始してないんですよね。ほかの地域も10名とかそういう大きな所帯を抱えている自治体もたくさんあるようなので、3名とか4名とかという

形で募集していただいて、しっかりその辺に、予算化も含めて邁進していただきたいと思います。これが要望ですので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時59分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。就任後、4か月を経過し、二度目の定例議会、また、初の予算編成期を迎えた丸山村長におかれては、村の課題も見え始めていることと思います。諸課題を解決するための庁内体制の構築や初人事もこれからです。丸山村長時代のスタートとなる予算編成であり、計画的な行財政を進めるための基本的な考え方が必要な質問、質問を通じて考えを固めていただくような質問をします。

お題は、ビッグプロジェクトの優先順位についてです。

今後の村政に控える10億円単位の事業費が予想される大型事業計画、ビッグプロジェクト。

当然に一気にできるものではなく、慎重かつ綿密な財政計画の上で、恐らく数年から10年ぐらいの間隔を開けてしかできないビッグプロジェクトに、どの順番で着手するかについて、現時点での村長の考えを伺います。

なお、この質問での着手とは、実施設計と着工です。計画の立案や事業工程表、ロードマップづくり、コンセンサスや用地の確保、事業費の算出のための概略設計などは各主管課が同時並行的に行なうものであり、順番付の対象にはしないでください。

当然に財政状況、特定財源の目途、PFI等事業手法の導入可否も関係することは分かっていますので、数年から10年ごとにそれらの条件は整うものとしてお答えください。

では、1番として、順番を聞くビッグプロジェクトは、以下の事業です。

まず、図書館、次に子育て支援施設、この2つは、現在は、図書館等複合施設という計画で出されているものです。

次、3番目、小学校の建て替え。

4番目、八方池山荘の建て替え。

5番目、二股浄水場の建て替え。

最後に、新道の駅。

②、最優先としたプロジェクトのみ、予定着工年度を伺います。

③、これらが全て更新計画であり、よその自治体ではほぼ終わっている教育や福祉など、村民福祉

に資する基本的施設の更新が、本村では遅れている理由についての村長の見解と、責任を担う立場となつての感想を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ビッグプロジェクトの優先順位について、丸山勇太郎議員より3項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、それぞれのプロジェクトについて、現状や背景を整理した上で優先順位につき述べさせていただきますと思います。

まず、図書館等複合施設につきましては、子育て支援ルームの建物が老朽化しており、早急に建て替える必要があることや、図書館と子育て支援施設を併設することで親子が本に親しんだり、多世代が集う交流拠点となるなど相乗効果も期待されることから、平成30年度の基本構想策定時に図書館と子育て支援施設を複合化する方針を決定しておりますが、昨日の加藤ソフィー議員への答弁でも申しましたとおり、老朽化の状況や耐震調査もしていない状況であることから、図書館等複合施設の建設が令和7年度までに何かしら着工できなければ、単独で建設することも考えなければならぬと考えております。

また、複合施設そのものについては、集いの場として幅広い世代から早期実現、要望の声も多くあります。

続いて、個別施設についてですが、学校施設では、最初に、ご存じの部分もあるかもしれませんが、学校の耐用年数の考え方から申し上げます。

目標耐用年数を建築物全体またはその部位、部材などが劣化による性能・機能の低下などにより、建築物全体の大規模な改造、改築または除去が必要になると予測されるまでの年数とし、耐用年数を関係省庁から公表されている年数と設定しています。この考え方に基づき、小学校については耐用年数40年程度であり、これを長寿命化計画で目標耐用年数65年程度としています。

南小学校南校舎が1972年建築なので2037年、北小学校北校舎が1971年建築なので2036年が長寿命化による目標耐用年数となります。新校舎を造る場合、実施設計1年、建築工事3年として4年間くらいが必要かと思っておりますので、着手は2031年、32年頃、つまり9年後10年後あたりになります。ただし、これは耐用年数から考えた時期であり、小学校統合の必要性の観点からのものではありませんので、あくまで建て替えプロジェクトとしての時期の目安となります。

次に、八方池山荘については、昨年、山小屋検討会議にて検討が始まり、本年よりリニューアルの検討が行なわれております。公共施設等総合管理計画個別施設計画で、八方池山荘は存続する施設として位置づけており、ロードマップどおりであれば、6年後の2028年リニューアル工事、7年後オープンに向けて、現在、議論が進められております。

この施設は、世界水準のマウンテンリゾートを目指す上でも索道事業者のゴンドラ架け替え等と

並んで重要な一つとなると考えますので、ロードマップどおりにいくよう努めたいところです。

二股浄水場建て替えについては、事業といたしましては、公営企業会計で一般会計とは別と考えるため、実際の優先順位の判断の際、比較に入れるかどうかは別としまして、二股浄水場は、昭和57年に建設され、耐震化が必要であることと、老朽化により各機械も更新の時期を迎えてきます。施設を有効活用しながら有収率の向上を優先し、できる限り遅らせたいと思いますが、水利権の更新がありますので、10年以内には行なう必要があると思います。

最後に、新道の駅ですが、昨日の松本議員への答弁でも述べましたが、一度は候補地の適正調査を行ない、その場所では、現状、現実的でないという判断に至ったと聞いており、また、ランドステーションができたことにより、お客様の動線も変わったことから、一度はストップしている案件になっているかと思えます。

しかし、今後、通年型の観光地としてさらに魅力アップしていくためには、雪不足によるスノーシーズンの短期化への対応や雨天対策などの観点からも、より魅力的な道の駅は必要になってこようかと思えます。

一方で、昨日も申しましたとおり、場所の選定を将来の松本糸魚川連絡道路のルートなども見据えて、より収益性のある場所に移動するののかといった問題や、コロナ禍での白馬への客足の伸びがどこまでになるのかといった点も考える必要があるため、現段階でいつ頃かは判断できません。

これらの状況を踏まえ、優先順位としては、1番目に子育て支援施設、2番目が図書館複合施設、ただしこれは子育て支援施設と一緒にできる可能性もあります。3番目が八方池山荘、4番目が小学校、5番目が二股浄水場。新道の駅は、観光客の動向次第で順番が変わるという考えでおります。

次に、最優先のプロジェクトの予定着工年度についてですが、先ほど申しました状況から、子育て支援施設を令和7年度までに着工する必要があると考えます。この10年ほどで数多くのビッグプロジェクトを実現することは非常に大変ではありますが、持続可能な地域や世界水準などの観点からは、前向きに進めていかなくてはいけないと感じております。

最後に、教育や福祉など村民福祉に資する基本的施設の更新が本村では遅れている理由についての私なりの見解でございますが、今年8月の村長就任以来、村の行政施策推進を左右する財政状況については、その推移のレクチャーを受けておりますが、やはり長野冬季オリンピック開催という、歴史上大きな事業をやり遂げた影響が、大きく現在にも関係していると感じております。

施設の計画的更新は、行政運営上非常に大切なことではありますが、一般会計で起債残高が117億円に膨らみ、公債費が毎年12億円から15億円と、年度予算の約4分の1を占めていた年度が10年近く続いたということで、そのような財政状況では、まずは先送りを余儀なくされたことは想像できます。そして、ようやく財政的に安定してきたと感じていた矢先に、神城断層地震という未曾有の大災害が発生したことも大変な影響を及ぼしたことと思えます。そうした中でも、村の第一使命として、災害復旧、復興に取り組みながら、新広域ごみ処理施設建設や給食センター

といった行政が責任を負うべき社会インフラの更新も行なっており、大変な中で達成できている事業もございます。

私が責任を担う立場となってというご質問ですが、財政状況の把握と予測をしっかりと行なった上で、基本は白馬村公共施設等総合管理計画に則りながら、コロナの状況や世界的な動向も踏まえ、更新に限らず、縮小、廃止も含めながら検討してまいりたいと考えておりますが、先に予算編成方針として、新年度予算を編成するに当たり、私が実施しようと考えている政策の重点事項や考え方を示した際の状況を勘案しますと、行ないたい福祉施策は多くあるものの、達成できるだけの資金には乏しく、経済活性化による税収アップのみならず、新たな資金調達の手法の活用等を積極的に行なっていく必要があると強く感じております。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 思った以上に具体的で、いい答弁をいただいたと思います。

くしくも私の質問は、昨日、今日と同僚議員の質問の総合的な質問になっているんですよ。もう昨日来、道の駅も出ていますし、少ない文化施設という話も出ていますし、子育て支援ルームを心配する質問も出ました。図書館等複合施設は何を複合させるのという、この後、トリの質問でまた同僚議員がやりますけれども、そういったことで、みんなこの辺心配している、大きな事業ということ。それぞれのプロジェクトについて、私の考えも示しながら、再質問していきたいというふうに思っております。

村長、前向きに取り組んでいただけることと、そういうような答弁でございましたけど、もし私が村長だったら、これらの超大型事業がこれからだということに本当に途方に暮れます、私だったら。超の境目がはっきりしないので超という文字は使わずに、あえてビッグプロジェクトという表現をしましたがけれども、どれを取ってもとても大きな事業で簡単には行きませんけれども、丸山村長は複数期村長をやられる人だろうと思っております、皆が思っております。その間には1つ2つは実現させ、残りも着工までの確実なロードマップづくりは、少なくとも任期中にはやり遂げなければならないと。

そういう中で、今回質問するきっかけになったのは、期限があるものがあることが9月の決算議会や取材を通じて分かったということ。また、八方池山荘の検討に当初予算が生まれ、私も委員の1人として参加しているということ。小学校の在り方についての1,800人抽出村民アンケートが実施されたこと。これらからこの質問をしてみる気になりました。

まず、期限があることについてですけれども、子育て支援ルーム。これは村長も答弁の中で触れられましたけれども、私も子育て支援課長に取材に行ったところ、もう令和7年度着工がぎりぎりだと、今の旧中部保育園の建物がそれもう限界なんだと。着工しても2年は恐らくかかりますので7年度着工に持っていくためには、もう来年度、令和5年度でPFIならPFI。PFIというの

は、テレビ見ている皆さん、ご存じないかもしれませんが、民間資金で建て、民間のノウハウを発揮しながら民間に経営していただくというのがPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですけれども、それがもう令和5年度でその企業が決まって概略設計して、令和6年度では実施設計をしなければ、令和7年度着工にはならないわけで。これ事実上、ちょっと難しくないですかね。その辺の見解をちょっとお聞きます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 今のご質問なんですけれども、担当課としては、令和7年度までに何かしら着工したいということで考えてございます。複合施設になりますと、例えば今、国の補助金を活用して、官民連携のサウンディング調査も行なっていますし、例えば公共施設ということで、国の補助金とか使って、民を使わずに建てることもあろうかと思えます。手法によっては、例えば官民連携でいきますと、公募でそこら辺を募集して、提案していただいたもので行なうということもございますので、そうなれば、ある程度時間かかるといことになれば、何かしらの着手が令和7年度までにある程度目途がつけば、担当課としては複合施設でいきたいということは考えてございますけれども、そのめどが令和7年度までにちょっと難しいということであれば、議員さんのほうからも提案があります子育て支援ルームを単独でという提案もございましたので、そちらのほうの検討も並行でさせていただきたいということで、一応、担当課のほうでは考えてございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今回、先ほど丸山勇太郎議員のほうから、これだけのビッグプロジェクトがあると、途方に暮れるというお話だったんですけれども、本当に大変なことだと思いますし、私も口で言うのは簡単ですけれども、これを実際にということになれば、本当に命がけということになる覚悟を持って、今回、挑んでいくつもりでおります。

そうした中で今、この順序を、今回、聞いていただいたんですけれども、私これ最初、一般質問いただいたときは非常に難しい質問だなと思ったんですが、そうした中で、改めて考えることによって、実際に、やはりそのぐらいの時間軸と危機感を持ってやらなくてはいけないということを感じましたので、非常に今回勉強になったなというところではあるんですけれども、今、令和7年度の話出まして、課長のほうから答弁させていただいたんですが、やはり複合施設の内容というところが絡んでくるんですけれども。令和7年度までにそれをずっと検討していつしまった場合には着工には間に合わなくなると思いますので、それより早く、どうするか結論は出さなくてはならないと思いますし、もし先延ばしした場合でも、子育て支援センターをもしぎりぎりまで引っ張ったのであれば、別の何か既にあるところに1回、子育て支援センターを入れていただいて、その間に着工を進めるといったような方策を取っていかないと現実的でないというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） だから今、先ほど子育て支援課長が言った目途というのがね、来年に立たないと無理なわけですよ、複合施設の場合には。だから、今のサウンディング調査というんですか、民間企業とのお見合いみたいなもんですかね、よくちょっと、よく分からないんだけど。そういう手を挙げるところがあるかどうかを探っていると思うんですけども。それがもう来年あるということにならないと、これはちょっともう間に合わないということになりますよね。それと、もし複合企業とする場合には、2年間とか2年半の工事期間中の仮の子育て支援ルームをどっかに作らないと、仮の場所を作らなきゃいけないわけで、これもなかなか難しい問題ではないかと思うんですよ。

そこでお聞きするんですけども、この図書館等複合施設と八方池山荘は、PFIでしかできないんじゃないかとそもそも思っているんです。そうでないと、村が事業主体では財政の圧迫は避けられませんし、また、維持管理費の負担には耐えられないのではないかと。PFIの企業体がなかった場合にはやらないのかを、それぞれの主管課長にお伺いします。観光課長と子育て支援課長。いや、生涯学習スポーツ課長かな、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

八方池山荘の建て替え計画については、これまで検討委員会の中で2回ほど検討されてきました。その中で、やはり事業の進め方として、PFI事業、この導入が一番近道だよねというお話もありました。観光課としても、その方法が唯一ではないですけども、一番なのかなというふうに感じております。

ご質問のPFIが、PFIというか、導入可能性調査で相手方が見つからなかった場合はどうするのという質問なんですけれども、何とか環境省とか、また観光庁、そういったところの補助金を見つけつつ、また、ガバメントクラウドファンディングというような資金調達の可能性もゼロではないと思いますので、そういった可能性をその方向へ切り替えて、可能性を調査していきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 生涯学習スポーツ課のほうでは、図書館等複合施設につきまして、現在、官民連携調査事業、それから検討委員会で進めておりますけれども、両方のケースで進めております。PFI、あと村が出すという場合について。スケジュールも変わっておりますけれども、それぞれの方法について、官民連携の調査事業で検討の上、最終的には村が決めるというような形で進めております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 八方池山荘はPFIが成立しないとできないと私思っていますし、一方でね、案外、八方池山荘がそういう企業体といますか、民間事業者が現れる可能性が、むしろ、八方池山荘のほうがあるような気がするんですよ。逆に、図書館のほうがないと思うんですよ。ない可能性がある。そのときにPFIが成立しない場合には、基金などが一定額になるまではやはり図書館等複合施設というのは先延ばしにするのかどうか、今、村の単独予算での着工ということも、もちろん特定財源はね、国からの交付金とかは得るわけですけども、やるという、両方の選択肢があるということでしたけれども、もう一度、そこ聞きます。PFIなくても着々と進めるわけですか。

議長（太田伸子君） 松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 担当課の生涯学習スポーツ課のほうで進めておりますのは、単独、それからPFIの手法で進めております、その調査事業自体は、最終的には、担当課を越した上の部分での最終判断ということになるかという、そういう認識でおります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 最初は総務課でやって、今は生涯学習スポーツ課で、今、中高生まで交えてコンセプトから見直ししてますよね。憩いですとか、交流ですとか、居場所ですとか。コンセプトから見直しているんだったら、複合化の組み合わせもやはり見直してもいいんじゃないかと。昨日から村長の中では、そのところ、かなり柔軟的な考え方を披露していただいて、何を複合化させるかは慎重に考えるというような答弁をされていますけれども。この後、同僚議員がやりますから私は深追いはしませんけど、図書館は、そもそも文化施設だと思っています。ですから、昨日も同僚議員の質問の中にもありましたけれども、文化施設は文化施設としての複合化がいいんじゃないかなど。本当に昨日の質問の中にもありましたけれども、白馬村の文化施設はウイング21だけなんですよね、この公共施設等総合管理計画の中では。また、博物館は、人が行かずの歴史民俗資料館・林業展示施設のみということで。だから、何を複合化させるかというのはちょっと柔軟な考えを持っていただくのがいいと思うし、また、それはこの後の同僚議員の質問に任せたいと思います。

複合化する場合も、放課後児童クラブはいいとしても、もともと性格が違うのが子育て支援ルームだと思うんですよ。子育て支援ルームの目的は、昨日、くしくもやはり同僚議員の質問で、子育て支援課長から、家で子育てしているお母さん方の冠婚葬祭ですとか、通院ですとか、一時的な育児疲れ、そういう場合に子育て支援ルームを利用すると。だから子育て支援ルームというのは3歳未満、ゼロ歳から2歳までの子供たちを静かに見守る場所だと思うんで、今の複合化案という

のは、単に、屋根と土台を共有化するだけの、共通化するだけの複合化案だと私は思います。議会では、議員の多くが子育て支援ルームの複合化はやめたほうがいいという考えを持っています。私なんかは単独で今のしろま保育園近くに建てる。もう既に先行して買った用地もありますし、北の林は前にも言いましたが、しろま保育園ができたことによって「行けずの林」になっているんですよ。アクセスできない林になっている。そういうようなところ地主さんに協力していただいて、買収して、子育て支援ルームを建てるような考え方もあるんじゃないかと。そのほうがね、いいこともあるんです。例えば、給食を提供することができる。しろま保育園で作った給食を子育て支援ルームに提供することができるんですよ。近くにあればね、そういういいこともあるんです。だから、来年度次第だと思うんですけども、PFIの企業が現れて、当初どおりの複合施設の着工の目途が来年立つならばいいですけども、立たないならば、躊躇せず、方針展開をしていただきたいと思いますが、再度その辺、村長いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 子育て支援ルームと図書館の複合ということに関しては、これまでも様々なご意見や会議がある中で出た案の一つだというふうに私は認識しておりますので、それをもって決定ということではまだないと思っておりますし、前回の9月議会から、議員の皆様から別でいいんじゃないかというご意見をいただいている背景もありますので、こちらについては柔軟に考えていきたいと思っておりますし、先ほど丸山勇太郎議員がおっしゃるように、より適した場所というような候補も出てきているお話も伺っていますので、そこも考慮して考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても、時間軸としてはやはり長くありませんので、早めに決めなくてはいけないという中ではあるんですけども。

先ほどPFIの話が出ているんですが、やはり、しかるべきPFIの相手方が現れない場合には、私、村の一般財源になるか、いろいろな交付金も含めてなんですけれども、出すことになった場合にはかなりの額になる可能性もありますので、現在、資材が上がっている等々考えますと、まずは規模の縮小ということも考えなくてはいけないと思っておりますし、特に災害等々がこの後発生しない可能性もありませんので、そういったところをきちんと財政としては確保しておかなくてはなりませんので、そうした中で、本当に皆さんから期待されている施設でありますけれども、一番優先は村民の安全安心というところですので、その折には、もしかしたらそれは廃止という案も、可能性も出てくることはあるというふうには考えておりますが、現段階では、何とかプラスのほうで行けるようには考えたいというところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 一旦、図書館から離れて、今度、小学校の建て替えのほうに移りまして、また図書館に戻りますけれども。

先頃、住民を対象とした1,800人抽出したアンケートをやりましたけれども、このアンケートの狙いは何だったのかということと、それと、このアンケート、私の妻のところにも来まして、その中のこのアンケートのお願いが入っていたんですが、ここに今の現状の資料があったんですが、1ページ目は生徒数の推移、だんだんと生徒数が今、減っているというようなこと。2枚目でも今の児童数のこととか。3枚目に、一番私、大事なことだと思う今の学校施設の現状。南小学校は、先ほど言ったように築51年、北小学校が築50年というところがね、黒つぶれしているんですよ。まるっきり黒つぶれ。私は内容を知っていましたから分かりますけどね。目を凝らせば何とか見えますけれども、何でこんな状態の資料を1,800通出すときに気がつかないのかというね、ちょっとこれは、ちょっと分からないんだけど。アンケートの狙いと、こういう資料を出してしまったことについて、ちょっと弁明をお聞きしたいと思います。教育長でも、教育課長でも。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、アンケートの狙いですが、昨年度の学校の在り方検討委員会で幅広くの人から意見を聞いて、方針を決定しなさいとの答申を受けてのアンケートということです。1,800通の抽出の前に、児童・生徒、保護者、教職員、そのようなアンケートを行なった上で、その後、一般村民の方を対象に1,800通というところであります。

1,800通、なぜ抽出ということなんですけれども、母体数から統計的に信頼できる数をどれぐらい集めればいいのかということと、その回収率、回収見込みを掛けて、抽出を1,800ぐらい抽出したほうがいいのかということを出したものであるということでもあります。回収率は思ったよりも高かったというところ。ちょっと今、回収率どのぐらいというのは数字持ち合わせをしておりますけれども、比較的、皆さん興味があって多く返していただいたものと思っております。現在、集計をしております、考察を加えて公表していきたいというように考えておりますが、ゼロ予算でやっている事業ということで、係長以下2名の職員で発送したり、集計したりということで、考察も係だけで、コンサルタントとかに投げずにやっているということで時間がかかっているということでご理解いただきたいと思っております。

先ほどの黒つぶれの部分についてもお叱りを受けているところであります。ここも印刷もかけずに職員が手作業で印刷をしたりというようなところで、限られた中で発送しなければいけないという焦りもあって、ちょっと配慮が足りなかったという部分は素直にお詫びを申し上げるところであります。お問合せをいただいた方については、丁寧にお答えをして説明しているというところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） アンケートがどうであれ、小学校建て替えは、どう考えても2校新築というわけには絶対行かないと思います。もう絶対という言葉を使っても私はいいと思う。これ財

政を分かっている者なら、もう分かっているはずだと思うんですよ。2校建て替えなんてことは無理だっていうことが。それに加えて、子供の数もうどんどん減っていく。もしかすれば、今、南小が1学年1クラス、もうずっとそうなって久しいですけど、北小だって1学年1クラスになる可能性もあるんですよ。だから、アンケートとかもういいですけども、もう1校にするしかないんです。今の村の財政からいえば、そうするしかないんですというところを、まず、もう総合教育会議の長である村長がバーンと打ち出して、その後丁寧なことをやる、やったほうがいいと思うんです。場所はどこにするかということ丁寧な聞くとか、どういうサービスを、その後ね、充実させるとか、それはもうスクールバスなんかまさにそのことですけども。あるいは廃校後のあと利用、これをコミュニティー利用するとか。そういうことを丁寧にやるべきであって、1校にするしかないということはね、これもうドーンと打ち出して、アンケートの結果でそれを何か先延ばしの言い訳のようにしてはいけないと思うんですよ。その後のことを丁寧にやることはいいと思うんです。もうそれしかないんですよ、とにかく古い。

今、南小の本校舎が築51年、北小の北校舎が築50年ですけども、不備もあるんですよ。教育長は知っていると思うけれども。北小の北校舎の場合には、出入口が1か所しかない教室が6教室あるんです。そのうち3教室は普通教室で使っています。クラスルームになっているんですよ。また残りの3教室も特別支援学級で使っている。出入口が1か所ということは、もしグラウンドにすぐ避難してくださいというときに、その1か所の入り口に殺到するわけです。本来の学校は、大概、もう2か所あるんですけども、何で1か所しかない教室ができちゃったかという、耐震改修やったからなんです。それは、私と教育長が教育委員会時代にやったことですから、もうよく分かっているんだけど。南小学校も、実は玄関の天井だとか階段の吹き抜け、あるいは体育館行くところの渡り廊下の天井にアスベスト建材が使われていて、それを封入作業、封入工事しているんですよ。だから、普段、子供たちが過ごすには別に健康被害がありませんけれども、もし大きな地震が何か来て、蓋してある天井が破れた場合には、アスベスト建材からアスベストが下りてくる可能性もあるわけです。だから、もうね、あんまり、あと15年もたすとかというよりも、やはりできるだけ早く小学校はやるべきなんです。

加えて、もちろん財政のこと、ほかにもやるべき事業はいっぱいあること。そもそも公共施設再編整備計画では1校にすると表にもうなっているんですよ。1という数字が出てきているんですよ、もう。

それと、立地適正化計画では、都市機能誘導区域、例えば学校とか病院とかというものは、この辺りに造るというのを設定したわけです。どうしますかを聞く段階ではないというふうに私は思っているわけです。

それともう1つ、うんとこれ大事なことですけれども、そもそも学校の位置が決まらなければ、放課後児童クラブを併設するところの新図書館の位置も決まらないはずなんです。これが複

合化せずにね、図書館単体であってもいいですけども、これは、図書館単体であっても学校の間近にあるべき施設が図書館だと思っています。これ前期の私、教育長に質問したときにも、概ね1キロ以内にはあるべき施設だというようなことを言いましたけど、1キロって多分根拠はないと思うけど。学校の直近になきゃいけない施設だと図書館は。加えて、放課後児童クラブというのは、私は複合化の中に入っている、もちろん施設だと思っていて、今のようにふれあいセンターの3階に教育委員会と同居しているようじゃ、ちょっとね、お互いにとって不幸な今、状況です。放課後児童クラブというのは、放課後そこに集まって、まず指導員の先生のもとで宿題やるんですよ、宿題を終わらせちゃうんです。その後、遊ぶんです。そのときに外の天気よければ、それは外の芝生広場で遊ばばいいし、天気悪ければ、図書館に行って本を読めばいい。だから、児童クラブというのは、児童館という言い方してもいいんですけども、これは図書館との複合化というには馴染む施設だと思いますけれども。それは学校の位置が決まらなければ、決まらないはずなんですよ。もし、これ先行して図書館等複合施設を造って、それを既成事実化して、もう「統合小学校はもう白馬北小学校です」と、もし言ったとするならば、神城の皆さん怒りますよ。そうじゃないですか。教育長でも村長でもどっちでもいいので、教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 丸山議員さんの言うことはよく分かります。ですが、それも含めた中で、図書館と子育てを含めた中で将来的に学校をどうするかという方向で今、動いています。だから、学校の場所を決めて図書館、子育てもありますけれども、一緒の方向で動いて現在進めています。よって、教育振興計画、前、お話したと思いますけれども、これに向けて、今制作に向けて、学校も含めて取り組んでいます。それによって答えが出てこようかと思えます。その後、村長等と教育総合会議をやって最終的に決定したい、このように思っていますので、お願いします。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 現段階では、私、丸山議員ほど過去の状況から現在に関するところといったところですか、現状把握というところで、お恥ずかしながら、勉強が不足している部分がありますので、この状態で私のほうで現段階でこうだというべきではないというふうに考えておりますので、今教育長がお話いただいたところもこれからしっかりと話し合い、また、私のほうでもしっかりと勉強をして、また住民の声にも耳を傾けながら、そう遅くない段階で、自分の中でこれだというふうなことが言えるだけの材料がそろいましたら、お答えさせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ですから、村長、当初答弁でしっかり順番を言っていたのは、私は驚きました。そこまできちんとね、答弁していただいたのは、私としては感謝していますけど。図書館が2番で学校の建て替えが4番じゃないんですよ、これもう同時並行で進めなきゃいけない

ことなんです。どんどんと学校のことやっていかなきゃいけない。先延ばししちゃいけないんですよ。その上で図書館の位置も決まってくる、学校の位置も決まってくる。

それと、繰り返しますけど、やはり2校新築というわけにはいきませんから、統合という言い方がいいのかどうか分かりませんが、学校は将来的には1校になりますと、そういうことをきちんと行って、その後のことはやはり丁寧に進めるべきだなというふうに私は思います。再度、お願いしておきます。

順番の中で、八方池山荘3番、これはいいんです。PFIの企業さえあれば、いつやったっていいんです。どんどんと今のロードマップに従ってやっていただければいいなというふうに思っています。逆に、これがPFIの企業が現われなければ、ちょっと無理ですよ、八方池山荘というのは。私も地元ですから、やってもらいたいのはもうやまやまなんですけど、ちょっと無理だなあというふうに思っています。でも、案外これ決まるんじゃないかなあ、そういう企業が現れるんじゃないかなあというふうな気もしています。

あと、二股の浄水場ですけども、これが9月の決算委員会の中で驚きました。廣瀬係長のほうから、あと耐用年数は10年だと、その前に水利権の更新が8年後に来ると。

この水利権は決して手放してはならないものです。水利権更新にどの段階まで決まっていかなきゃいけないかというのは、ちょっと私知識としてないんですけども。最低でも概略設計はできていて、何トン必要だからぜひ水利権更新お願いしますという、そういうお願いの仕方になるわけですかね。ちょっとそこんところ、上下水道課長、教えてもらっていいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 水利権の関係につきまして、答弁させていただきます。

水利権につきましては令和2年度に更新をしております。10年間になりますので、令和12年3月31日までの許可が出ております。

以前より二股浄水場の部分、ちょっと数字をすみません、持ち合わせなくて申し訳ないんですけども、実際に水利権を取っているものよりも、実際に使っている水というのはかなり少ないものになっています。ですので、国のほうから再三、水量を落とすようにというふうに言われていたんですけども、何とか確保をしていたところなんですけれども、0.1ほど落として令和2年度も許可をいただいております。

次回につきましては、今後、水事情、あるいはそういったところの計算をして、再度更新をするといったところになるんですけども、そのときには水の、今、急速ろ過方式でやっていますけれども、それを膜ろ過、膜の処理にするのか、あるいは他の処理方式にするのか、そういったところも含めて国のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） これ事業会計で別財布ですからね、一応一般会計とは離れるわけですが、それでもこの浄水場を再度残して建て替えるとすれば、数十億円かかるという言い方されたんですよね。また、同規模同方式だったら100億円かかるって言い方もしてはいますね、驚いたんですけども。そんなにかかるのかというような感じなんですけども。

加えて今、有収水量率が43.8%、管路延長200キロの水道管が次々と耐用年数を迎えているんですよね。今、名鉄なんかでの工事を進めていますけども、だから水道会計のほうも大変なんです。水道料を上げていくということになれば、村民生活にもやっぱり影響してきますし、別会計とはいえ、村民生活への影響というのは出てくるのは当然なわけです。

あと、新道の駅は、おっしゃるとおり、もう松糸道路次第なのかなと。やっぱり優先順位的には先にならざるを得ないのは、これは致し方ないかなと、これはそう思っております。

もう一つ重要なこと、これ先ほど、くしくも村長言いましたけども、どのビッグプロジェクトもそれ以下の事業費の事業も、ひとたび神城断層地震のような災害に見舞われれば、その復旧・復興が最優先になりますので遅れることになります。

それは、白馬村は8年前に経験したわけです。次の地震も必ず来ると言われているわけですので、そのことは肝に銘じていただいて、常に先んじてできることは、もう後回しにしないでやっていくというようなことが大事かなというふうに思っております。

最後に、これはもう質問ではありません。通告の3番で、よその自治体ではほぼ終わっている教育や福祉など村民福祉に資する基本的施設の更新が本村で遅れている理由について村長の見解について質問に対して、やっぱりオリンピックの影響だということをおっしゃいましたが、私もそう思います。やっぱりオリンピックで金がかかったということかなあとと思います。その辺の私見と、あくまで私見ですけども、行政の役割を述べて質問を終わりたいと思いますけども。

オリンピックに関しては、志賀の岩菅山から八方尾根に会場移転した滑降・スーパーGの競技を含めて、最終的に3つの競技会場地を用意しなければならなかった。

今現在、昨日の質問にもあった、当時、後方支援基地という名目でウイング21を建てたわけですが、その維持管理費は2,000万円台かかっていると、スノーハープも2,000万円台かかっているというふうなことで、そういうのが財政を圧迫していることも間違いありませんし、先ほどの高速系、滑降・スーパーGが八方でぜひやってくれといったときに、県は、その代わり白馬村に補助金出しますって約束したんですよね。でも、それはポストオリンピックの知事の交代で、反故にされちゃったという言い方をここですると、また語弊があるかどうか分かりませんが、そういうこともあったわけです。

また、準備から始まって、起債の償還が終わるまでには長い年月を要したわけです、それも先ほどおっしゃいましたが。他の自治体はその間に教育や福祉の基本的施設更新に予算も時間も当てられた、これが紛れもない事実だというふうに私は思っております。

ここからはちょっと、用意した原稿を朗読させていただきますけども。

観光立村の白馬村、しかし豊かさとは何かを問うとき、観光面の充実だけでは村民は幸福にはなれません。

行政の役割は、村民の基本的な暮らしを守り、防災や教育福祉を充実し、観光にも不可欠なインフラ、道路や上水道を整え、景観計画や都市計画などで一定の秩序立ったルールをきちんと示し、地道ながらも確実な村民福祉の向上とまちづくりを行なっていくことです。

村民の幸福度を上げる観光プラスアルファとなる取組、1分野でもいいから先進的に抜きん出る取組、人並みでもいいんです、明らかに力を入れていることが見えれば結構なんです。そういったことを教育、福祉、子育て、加えて環境や景観で一つでもプラスアルファで取り組めたならば、村民の幸福度は上がり、観光だけではない部分が魅力となって、移住定住者の増加につながり、村の未来には明るい光が差します。

その知恵と実行力こそ、村民が若き村長に期待することです。観光だけで栄えても、酔っ払い外国人が馬頭観音を蹴り割るような観光地、庭先に下着が脱ぎ捨てられているような観光地であっては村民の幸福にはつながりません。子育て世代が村を離れていきます。村民は、たとえ外国人が戻っても、ああいうばか騒ぎする村には再び戻ってほしくないと大半の一般村民は思っています。

大切なことは、きちんとしている村、そういった村づくりをした上での観光リゾートになってほしいと心より思います。

今回、質問したインフラや基本的施設の更新は、事業費的に大きいだけでなく、重要度という点においても断トツです。来年度の予算編成を皮切りに、決して結論を先延ばしすることなく、丸山村長をして、リセットしたほうが良いということは躊躇わずリセットしていただき、綿密な計画行政を進めることで、村民の幸福度向上という目的を達成して行ってほしいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時01分

議長（太田伸子君） 第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

第1番（丸山和之君） 1番丸山和之です。

連日のサッカー観戦で、皆さんお疲れかと思いますが、これで最後ですので、よろしくお願ひします。村長におかれましては、就任されて少し時間が経ちましたが、連日多忙なスケジュールをこなされていると聞いています。体調の管理、また心の管理をされて、しっかりと励んでいただきたいというふうに思います。

本日は9月の一般質問において、村の芸術文化について質問させていただきましたが、その流れで本日はいくつか質問させていただきたいと思っております。

図書館等複合施設についてお聞きします。

図書館等複合施設について村長のお考えをお伺いします。9月の一般質問において、白馬村の芸術文化についてお伺いしましたが、図書館施設も文化施設と考えます。この施設において、基本計画の見直しに当たって検討委員会を設置して検討がされているとお聞きしています。

2回の委員会の結果としては、特定の目的のみで利用されるのではなく、多目的、多用途に使用できる空間を設け、心地よく過ごせる、また交流ができることを期待することです。子育て支援スペースをそこに設けるとのお話も聞きましたが、子育て支援施設はその関連施設付近にあるべきもので、文化施設との共存は多目的、多用途といっても目的が異なるものと考えます。

この施設にあるべきものは、白馬の歴史博物館のようなスペースで、検討委員会で村の基本理念である、多様であることから交流し学び、あるいは成長する村を具現化するような施設にしたいと説明していることに合致していると思います。

白馬の歴史、塩の道の歴史、スキー文化の歴史、白馬の木彫りなど、見学できる施設は観光面でも必要であり、公共施設としては優先されるべきものと考えます。そこで次のことについてお伺いします。

1、公園などの開放的なスペースに山が見えるような、あまり高さのない構造物のようなものを想像しますが、モデルプランはどの程度進んでいるかお伺いします。

2、図書館の内容、空間、図書物などはどのようなものをイメージされているかお伺いします。

3、文化施設と考えたとき、交流の場所として、カルチャー教室ができる場所、またその成果を発表できる市民ギャラリーのようなスペースが必要であると考えますが、検討されているかお伺いします。

4、建物のバリアフリー化はもちろん、障がい者の方々にも利用しやすい施設であることは、当然検討されていることと考えます。これからは、地震、大規模災害、コロナ禍のような環境にも対応した施設である必要性が出てくると考えますが、検討されているかお伺いします。

以上4項目についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議員におかれましては、温かいお言葉ありがとうございます。おかげさまで、元気に毎日お仕事に励まさせていただいております。図書館等複合施設について、4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

図書館等複合施設につきまして、今年度は、住民主体の検討委員会と官民連携調査を並行して進めながら、基本計画の見直しを進めております。

子育て支援ルームの建物が老朽化しており、早急に建て替える必要があることや、図書館と子

育て支援施設を併設することで、先ほども申し上げましたが、親子が本に親しんだり、他世代が集う、交流拠点となるなど、相乗効果も期待されることから、平成30年度の基本構想策定時に、図書館と子育て支援施設を複合化する方針を決定しております。

村の歴史を展示する博物館的な施設につきましても、その必要性を感じているところであり、複合施設において企画展などを開催していきたいと考えておりますが、各種資料を常設で展示、保管するためには、相当な面積が必要となります。歴史民俗資料館や白馬山とスキーの総合資料館など既存施設との連携・融合や、ビジターセンター的な機能を複合施設内に設けてほしいという声もお受けしており、それらの施設は観光で訪れる方や学校教育、社会教育としての利用も期待されるところではございますが、現在検討している図書館等複合施設に何をどこまで含めるかということは、全体の事業費も考慮しながら、基本計画の見直しの中で方針を定めていきたいと考えております。

それでは、1点目のモデルプランについてお答えします。官民連携調査の中で、概算事業費の算出や、民間事業者にヒアリングを行なうために作成したものであり、建物の形状や配置などを具体的に広く提示して意見を集約するものではございません。丸山和之議員がおっしゃるとおり、高さを抑えたり、開放的なスペースがあったり、山が見えるといった点は、これまでの議論を踏まえた上で、基本的な考え方として大切にしていきたいですが、具体的な形状や配置については、村の考えを明示した上で、設計の提案を受ける中で検討していく予定です。

2点目の図書館の内容、空間、図書物のイメージにつきましては、既存の図書館が狭く、書架や閲覧席を十分に確保できていないことから、閲覧や自習に利用できる席なども含めて、ある程度ゆとりあるスペースを確保したいと考えております。また、北アルプス5市町村の連携事業として、相互貸借の利用を促進しているほか、県と市町村による共同電子図書館「デジとしょ信州」の利用もスタートしたことなどを踏まえ、住民ニーズのある選書を意識するとともに、地域資料の収集と活用にも注力するなど、資料の量よりも質を重視したいと考えております。

3点目のカルチャー教室や村民ギャラリーにつきましては、検討委員会でも議論されているとおり、様々な人や体験に出会える場所として、まさにそういった住民の活動を支援したり、発表する空間や役割が必要であると考えております。設備として何をどこまで備えるかということは、検討課題ではありますが、多様な方々が集い、様々な知識や技術を教え合い、多様な個性を有する村民一人一人の活動に光を当てるような企画展を開催するなど、多様であることから交流し、学び合い成長する村を具現化する施設にしていく所存です。

最後に、誰もが利用しやすい施設とすることにつきましても、検討委員には福祉関係者も入っておりますし、設計段階においても、庁内外の関係者の意見を聞きながら進めてまいります。

また、災害等につきましては、国内外を含めて避難場所、避難所とすることも検討し、耐震、断熱、換気など様々な点を考慮して、居心地がよく安心して過ごせる空間、長く利用できる施設とす

ることや、可能な限りデジタルツールも取り入れ、効率的に運営される施設とすることを検討しております。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） それでは、4項目の順番に沿って再質問させていただきます。

この複合施設の名称がどのようになるかは分かりませんが、公共の施設でお金をかけたビッグプロジェクトで、これが白馬の図書館ですといったものの組み合わせとしては、文化施設である以上、白馬の歴史文化を紹介する空間は絶対であると私は考えます。

そこで、生涯学習スポーツ課松澤課長にお伺いします。博物館のような施設があることによって、観光客の利用、また村民スペースを設けることによって、利用料収入、また自然エネルギーの利活用によって、経費削減やデータ収集もできると考えますが、維持管理という面では、今の時点では、どのようなところまで検討されていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。今、図書館等複合施設におきます博物館的な機能についてのご質問でありますけれども、村の歴史ですとか、塩の道ですとか、山岳ですとか、そういった郷土に関する文化的なものの展示、複合施設におけるそういった展示は、非常に、村長が述べましたとおりに重要であるという認識でございます。しかしながら、スペースの問題とこのありますので、計画、モデルプランの中で上がってきているのは、多目的なスペースの中でそういったものの展示。もちろん常設がずっとそこにあるものではないんですけども、多目的なスペースを生かし、そういったものも、郷土の資料としてしっかり展示をしていくということは、多くの村民からの声も上がっておりますので、非常に重要視しているという、そういう認識でございます。

あと、施設の維持管理についてのご質問でございますけれども、村内の多くの施設、例えばウイング21につきましても、20年以上たちましていろいろ老朽化する中で、そういった維持管理についての点、運営していく上での維持管理についても、今、維持管理につきましても、PFIの中でどういうふうにやっていくのかというようなことを検討しておりますので、その結果を受けて最善な方法を探っていくということで、作業を進めております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 一部補足させてください。今、議員、質問の中で再エネ利用をというところがありましたけれども、それはずっと今、ゼロカーボン関係で村長が答弁したとおりに、これから造る施設にはそういうものを十分意識した上での維持管理を考えていくということが村の方針であると言ってもよろしいかと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 建物のデザイン構想みたいなものはまだないというようなお話でしたけど、建物のデザイン構想みたいなことまでは検討されていないのでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 現時点ではその建物の具体的なデザインというものはありません。しかしながら白馬の山ですとか、きれいな空気ですとか、そういったものは当然反映されてきますけれども、設計するのに必要となる参考資料としてのそういった必要なコンセプトというんでしょうか、そういったことはいろいろ検討しているということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 先ほど副村長からもご答弁いただきましたけど、これからの建物ということでソーラーパネルみたいなものの活用は検討されている、当然検討されていることと思います。ただ現在のソーラーパネルですと、屋上型、壁型という形になっていて、建物のデザインに干渉してしまって、あまり美しくないですね。今後はトタン型や瓦型というのが出てくるかもしれませんが、今最新のパネルというのは窓ガラスタイプというのがあるそうです。このパネルでしたら建物のデザインに影響することもないですし、景観に合った建物デザインというのができると思います。またデータ収集し提供することによって、今後の村の一般住宅に反映されて、普及促進にもつながっていくと考えます。これも公共の建物としての役割であると考えますが、検討はされているでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。官民連携の調査事業の中で、具体的にそういったソーラーパネルを活用してということは、現在のところ議論はされておられませんけれども、そのゼロカーボンにのっとった形で進めるということは必須であろうかと思っておりますので、官民連携の調査事業以外にも検討委員会の中でも様々な議論、提案がありますので、そういったこともまた提案されていこうかとは思いますが、広く様々な意見を集める中で進めていくということでございます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 雪国で景観に配慮する地域での新しいデザインコンセプトを白馬で作れば、村の良いアピールにもなるし、内容によっては補助金なども考えられるのではないのでしょうか。

そこで村長にお伺いします。今後、国の方針で日本の最新技術を使った木造建築を推進するようなプランがあると聞いています。そのようなプランと最新のソーラーパネルを組み合わせた雪国の地域で景観に配慮するこの村で、新しいデザインコンセプト、または新しいモデルプランといった

ものを、この複合施設で白馬モデルというようなものを作ってみたら、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山和之議議員がおっしゃる、今言われた木造の建築で、さらにゼロカーボンに資する建物で景観にも配慮されているものということであれば、現在白馬村が目指す方向性とは非常に合致しているものだというふうに考えますし、それが新施設というところで、そのデザインになれば非常に注目もされますし、白馬のシンボリックな存在になると思いますので、大変魅力のあるものであるというふうに感じます。あとは、先ほど来出ておりますとおり、財源というところがありますので、コストがどのぐらいかかるのかといったところは、検討していかなければならないというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） それでは2項目の図書館の内容についてお伺いします。昨日も話が出ていましたが、八方の文化会館に白馬山とスキーマの総合資料館があります。ご存知と思いますが、あそこにある書物の在り方こそが白馬にあるべき図書館の姿だと私は思っています。山とスキーに特化した書籍だけが集められていて、これぞ白馬の図書というような感じがします。

また、私が子供の頃は、青鬼の鬼伝説とか、おかるの穴伝説とか、大出のカップ伝説とか、村の伝説話をよく聞いたのを思い出しますが、そのような昔話や伝説話を子供たちに伝承させていくことも必要だと考えます。書籍がなければ、紙芝居の読み聞かせというようなことの形で残していくこともあるかと思えます。

また、神城断層地震の経験を後世に伝承していくことも、これからの災害への備えのためにも必要であると考えます。そのような資料を閲覧できるコーナーや災害対応や危機管理に関する書籍を揃えることも、災害を経験している地域だからこそ考えられるかと思えますが、検討されているかどうか、松澤課長にお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。そのような項目、検討の中に挙がってきております。図書館である以上、一般書、あちこちの図書館にあるような一般書がありますけれども、その地域の特色があったり、訪れる観光客の方に関心を持っていただくという点でも、そういった地域のこと、文化、歴史、郷土に関することというのは大事だというのは、検討会の中でもそういう意見が挙がってきておりますので、現在その八方の資料館、そこにあるようなものを参考にしながら、複合施設の多目的な部分に、そういう郷土のエリアというのは設けられるとは思いますが、昨日の一般質問にありました、村の歴史民族資料館もありますけれども、場所はそれぞれ違うとしても、連携をする中で、それぞれがメリットになるといいですか、ウィン・ウィンになるよ

うな、そういった方法もいろいろ相手を募りながら、有効に多くの人に見ていただけるような形で、実現していくような形で検討が進めばというふうに思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 図書館というと、静かな空間というのを想像しますが、今計画されている図書館というのは、昔ながらの、何て言うんですかね、私語厳禁みたいな空間をイメージされているのか、それともカフェを併設したようなものをイメージされているのか、どのような図書館の空間をイメージされているのか、教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。私も当初、生涯学習スポーツ課に来る前は、図書館というのは静かな図書館であるという、そういうイメージしか持っておりませんでした。しかしながら、図書館等複合施設について進める中で、現在の図書館というのはただ静かで静寂の中で本を読むという図書館はあまりないようでございます。人が集える場として、子育てとの複合施設ということで、検討委員会等で進めておりますけれども、もちろん静寂の中でゆっくりと本を読める場もありますし、会話もできる。それからカフェを希望する人がいますので、それについても、どのように実現するかというようなことが今検討されておりますけれども、ひと昔前にあったような図書館とは今変わってきていると、デジタル、デジとしよ信州とかですね、そういった部分もきておりますので、一番は、いかに人が集えるのかという、そこら辺がポイントになるというように進めております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 書籍・書物の種類、またその組み合わせ、それに伴う必要な資料、そのようなものが決まっていれば、それに合った空間構成は自然と決まっていくものだと考えています。ただ、今風のおしゃれな空間を作って、やたらいろんな本、書籍を並べても意味のないものだと思いますので、白馬らしい、白馬独自の図書のカテゴリーというのは考える必要があると思いますけど、白馬独自の図書のカテゴリーというのはどのようにお考えですか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。白馬独自のというところでありましてけれども、実際、検討委員会、それから調査を進める中で、全国各地の優良事例、人口が多いところ、それから白馬に似通った人口の図書館、実に様々な事例をいただいております。近隣市町村の視察、近隣の図書館の子育てと一緒にしているようなところも見ておりますけれども、実際に視察をしたり事例を集めることにより、より白馬らしい形ということで御検討をいただいているという、現在そういうような状況であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 最初にも言いましたけど、白馬山とスキーの総合資料館にある、あの形が本当に白馬らしい、白馬独自の図書というように私は考えておりますので、また視察していただいて、本の内容とか書籍とか見ていただいて研究していただければというふうに思います。

それでは3項目の質問についてお伺いします。私、月に2回だけですけど、長野市でカルチャー教室をやっています。ポタニカルアートと木彫を教えています。長野市は新庁舎の建て替えに伴って美術館が新設されました。その中には市民ギャラリーのスペースができています。それほど広いスペースではありませんけど、可動式の壁、照明設備、ピクチャーレールなど、設備がちゃんとしているギャラリースペースです。とても人気のあるスペースで、抽選で当たらないと市民の方でも利用できないくらいだそうです。その市民ギャラリーなんですけど、私の生徒さん、もちろん市民の方ですけど、応募したところ抽選で当たりまして、先々月、10月下旬になりますけど、作品発表会をしました。3日間だけでしたけど、とても好評で、新しい市民の方々との交流が生まれたというようなふうにお聞きしています。

この複合施設にも村民の交流ができる空間として、このようなスペースを作ることは必要だと考えます。このようなスペースも考えているということでしたけど、長野市とかですね、松本市、近くに美術館みたいなものはたくさんあるわけで、そのようなところに視察に行ったりとか、資料を集めたりとかしてみているようなことはしているかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。具体的に視察をしたというのは、安曇野市の図書館みらいですとか、あと松川、池田、大町に昨年行かさせていただきました。人口の規模は違えど、長野市、松本のほうでも市民ギャラリーについていろいろ参考になる点というのはあるかと思っておりますので、実際その検討している委員さん、皆で行くこともあります。個人的に県内、あと県外、近隣の県とか行っておられるという話も聞きますので、規模が違えども、斬新なアイデアで、そういったギャラリーをやっているところというのはご提言もいただいておりますし、これからも参考にし検討していくと、そういうことで考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 村民はもちろんのことですけど、移住・定住してきた様々な方が参加できたり、利用できたりできる空間は必要でありますし、公共の施設ということで利用しやすいということもあるかと思っておりますので、しっかりしたものができるようなことを期待しております。

4番目のことについてお伺いしますが、白馬は神城断層地震がありました。その経験を生かすという意味でも、災害対応の施設にするということも考えられると思います。公園施設を検討され

ているというお話でしたけれども、有事の際にはトイレに代わるようなベンチであるとか、バーベキューコンロに代わるようなベンチであるとか、災害時に対応できる設備がいろいろと今あるかと思えます。建物だけではなく敷地全体をそのような施設にするということも検討していく必要もあると思いますが、村長いかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 災害への備えというのは非常に大事なことでありますし、安全は何よりも最優先されるものだと思いますので、今、丸山和之議員がおっしゃっていただいたような新しいものになるんですかね、そういったものがあれば、ぜひこれからそういった情報も集めながら検討していきたいと思えますし、昨今、この間ちょうど姫川砂防のイベントがあったんですけれども、ちょうど今、子育て支援センターがあるあたりが、当時は松川の水が一番氾濫してきた場所ということもありますので、そういった歴史といったようなところも、今のその時代を知らない方たちに伝えていけるようなものも残していければなというふうに私としては考えておりますので、災害への備えがあり、プラス過去の災害の歴史などを伝えられるような施設になっていくように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 例えばですね、皆さんがどこかに旅行に行かれてですね、天候が良くないときに、ちょっと変な言い方しますが、「あ、そうだ、図書館に行こう」というふうになりますかね。なりませんよね。場所によってはそういった方もいるかもしれませんが、普通は博物館に行こうとか、美術館に行こうとかというふうになるものだと私は思っています。来ていただいたお客様には博物館で白馬の歴史などを見学していただいて、興味を持っていただいたら図書館で関連書籍を御覧いただいて、そして山が見える空間でゆっくりとした時間を過ごしていただいたらいいのではないかと。村民の皆さんには広い公園で小さなお子さんを遊ばせることができたりとか、来ていただいた方に白馬の説明ができるようなことが学べる施設だったりとか、新たな交流が生まれる場所にもなる、そんな文化施設であるべきだと私は考えます。

アクセスについては検討する必要もありますが、お客様が利用できる施設になることによって、そこから駅前周辺に歩いていただくことで駅前周辺の活性化にもつながっていくし、一つの点が落ちることによって、考えをリンクさせていけば、他のビッグプロジェクトにも関係して行って、村の立地適正化計画にもつながっていくと考えております。村長はどのようにお感じになりますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 質問としては、観光客よりも住民の方というようなところを重点的に考えるというような形でいいわけですか、総じて。

おっしゃるとおり様々な人たちが集える場所というんですか、という場所になるといいという

ふうに思っておりますし、先ほど来書籍の話が出ているんですけども、私としては、白馬らしいというところと言うと山岳図書館みたいなイメージで、そういったところの書籍が集まっているといいかなというふうに思いますし、何より、住民が集う場所というところと言うと、そうした施設になっていくといいかなというふうには思っておりますが、すみません、ちょっと答えになっているか分からないんですけども、そういう施設になるように作り上げていきたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 私、職業柄ですね、よく聞かれることがあるんです。どうしたらこんなふうに絵が描けるんですかとか、どうやったらこんなふうに彫れるんですかとかって、よく聞かれます。そういうときは、具体的な完成図が頭の中にあるからだってよく答えるんです。このような事業も、私の中では同じような感じがしていて、具体的なプランがあれば、どのようなものを組み合わせればいいのかとか、どのようなことを話し合えばいいのかとか、どのようなメンバーで知恵を出し合えばいいのかとか、シンプルでスピーディーに物事が進んでいくんじゃないかなというふうに感じています。

以前、白馬村にも美術館新設の計画があったかと記憶しております。奥田郁太郎先生の常設美術館というような内容だったかと記憶しておりますが、いつの間にかなくなってしまって、今は奥田先生の絵は、池田町美術館に展示されています。私は奥田先生の絵というのは、白馬にあるべきものだったと今でも思っておりますが、そこで最後の質問になりますけど、横山副村長にお伺いします。

村でも今まで芸術文化事業をやってきてないわけではないんですけど、うまく活用されてないとか、長く続いていかないとか、あるべきものがあるべきところがないといった感じがしてならないのですが、長く行政に携わってこられて、何かお感じになっていることがあればお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えします。長く行政にいます。あるべきものがここにはない。まさに今、丸山和之議員がおっしゃったとおり、奥田先生の絵というのは、まず戦後ずっと白馬に住まれて、白馬中学校の美術の歴史を築いた、本当に偉大な、白馬が、郷土が生んだ偉大な作家、画家だと私も認識しています。画集は私も持っていたりして、とてもファンなんですけれども、今、村長室に1枚中学生像がありますけれども、そうですね本当に今度できるような、そういうギャラリー的なものがあれば、ぜひそういったあるべきところになきゃいけないなというふうに考えています。あと、私ずっといて思ったのは、どうも白馬村の気質として、熱しやすく冷めやすい部分が、なんか見え隠れしているなというのは感想として思っています。わっと盛り上がったと思うんだけれ

ど、1年たったらどこかにその話題が消えているみたいなことがよく感じるがありました。それが私、若い頃の感想なんですけれども、今、いろんな方々が多様性を持って住まれているので、逆に言うと、いろんなものを展示して、いろんな方々が集えるような、そんなようなものがないのかなというふうを感じる次第であります。

突然の質問で答えになってなくて申し訳ございません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山和之君） 突然の質問にもかかわらず、ありがとうございました。今、サッカーのワールドカップが開催されています。日本代表はとても残念な結果となりましたが、代表メンバーは国民に元気を与えたい、子供たちに夢や希望を与えられるように頑張りたい、メンバー全員が同じことを言って、目標一つに頑張りました。本当に勇気をいただいたと思っております。私たちも村民の方々に夢や希望を持てるような事業をスピード感を持ってやっていかなくてはならないというのを申しまして、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番、丸山和之君議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月14日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月14日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時44分

令和4年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和4年12月14日（水）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

令和4年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和4年12月14日（水）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 同意第 3号 白馬村副村長の選任について
- 日程第 3 議案第67号 工事施行に関する協定の締結について
- 日程第 4 発委第 6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書
- 日程第 5 発委第 7号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 日程第 6 発委第 8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 日程第 7 発委第 9号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第10 議員派遣について

令和4年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和4年12月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

同意第 3号（村長提出議案）説明、採決

議案第67号（村長提出議案）説明、採決

発委第 6号（総務社会委員会提出議案）説明、採決

発委第 7号（総務社会委員会提出議案）説明、採決

発委第 8号（総務社会委員会提出議案）説明、採決

発委第 9号（産業経済委員会提出議案）説明、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 5) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第 3号 白馬村副村長の選任について
 2. 議案第67号 工事施行に関する協定の締結について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。これより、令和4年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） それでは、私のほうから令和4年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告を申し上げます。

本定例会において総務社会委員会に付託された案件は、議案17件、請願2件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更について。

平日夜間急病医療センター廃止に伴う削除、副広域連合長の選任方法、大町市一般廃棄物最終処分場第3期埋立て地の建設工事及び管理運営の負担割合を追加。令和5年2月1日から施行。

質疑に入りまして、最終処分場の負担割合について、従前の負担割合より増加するかの問いに、所管課は住民課で広域連合事業になり、今回は広域連合で初めて整備する。負担割合は住民課で確認されたいとの答弁をいただき、住民課関係で説明をいただき、ごみ処理最終処分場の負担割合は、白馬村22.5%、小谷村10.3%、大町市67.2%との答弁をいただきました。

慎重審査の結果、討論はなく、採決したところ、議案第46号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第47号 白馬村債権管理条例の制定について。

金銭債権の回収、整理を、全庁統一的な債権管理を定めるため。令和5年4月1日から施行。

質疑に入りまして、条例名を税金でなく債権管理とした理由は、債権と税金の違いは何かとの問

いに、条例の制定は、公債権のみ、私債権のみといったいろいろなパターンがある。白馬村は、公債権・私債権すべての金銭債権をうたっている。私債権を対象にした場合は、債権放棄についての規定をうたわなければ意味がない。放棄額が1円でも議会議決をしなくてもよいように条例で規定。ただし、議会に必ず報告する。私債権の場合は債権放棄の規定が必須事項。債権という言葉は、地方自治法第240条第1項で債権という言葉が出てくる。自治体の金銭債権すべてを債権という定義。法律では定義された言葉を使用し、法律の文言と村の条例の文言とを一致させたとの答弁。

暮らしを助ける条例も並行して制定されている。払いたくても払えない者もいるので、徴収率向上だけに目を向けずにケアも必要との問いに、そうならないように全てを定め対象にしている。生活困窮者に対する規定もある。質疑の意図が分からないとの答弁をいただきました。

次に、村長より答弁をいただいております。納税は義務。滞納者を救う考えはいかなものか。滞納がない村づくりが大切。誰でも対応できるための条例制定である。

次に、副村長から答弁をいただいております。資力があるのに滞納する者には厳しく対処する。人によって対応が違ってはいけない。そのために完璧な条例が必要。本当に苦しんでいる者には対応するとの答弁をいただきました。

討論に入りまして、賛成討論といたしまして、下水道受益者問題もあった村。新任職員でも理解しやすい。

次に、反対討論として、お金がなければ納税できない。そういった者がいることを理解し福祉といった面もあるので慎重に対処されたい。

採決したところ、議案第47号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例について。

白馬村景観条例及び白馬村開発行為の調整等に関する条例の施行に伴う、重複条例を廃止するもの。令和4年12月31日から施行。

質疑に入り、規定が重複することは事実だが重複しない部分があることも事実。廃止による空白期間ができるが問題ないか。ゼロカーボンシティ・気候非常事態宣言をしている。環境基本条例が一時的にもなくなることについていかに考えるか。廃止後新条例の制定のスケジュールが決まっていれば教えてほしいとの問いに、条例での規制関係については、廃止議案上程時の質疑でも答えたが、環境基本条例から景観条例・開発の条例を策定する段階で、いかに割り振るかについては議員勉強会において資料配布してある。その資料にも記載してあるが、白馬村が定めている他の条例の読み替え規定、新条例に伴う担当課による要綱の制定、県条例の規定によりある程度補えるものとする。何が不足するかは、環境に関する村の事務の考え方という部分での条例がなくなる。ただし、環境基本法を含む上位法が複数あり、それらの法律に基づき事務執行することから大きな影響はないと考えている。環境の話かゼロカーボンの話なのか具体的に見えなかった部分については、

関係する者とも相談したが結論に至らなかった。重複する条例ということについては執行権を有する白馬村としておかしいことになるため、廃止することとしたとの答弁。

村長より答弁をいただいています。現状、住民生活に大きな不利益等はない。ゼロカーボンシティ等宣言している村として、特に気候変動対策、環境に対しては積極的に課題に取り組んでいく姿勢を示しているので、他の条例と重複しないように今後白馬らしい現状に合った条例を考えていきたいと考える。時期については議会とも協議しながら慎重に考えていきたい。そう遅くない時期で検討して行きたいとの答弁。

次に、廃止せず残しても問題ない。空白期間ができることはいかか。廃止しないほうが得策ではないかの問いに、村長より答弁をいただいています。9月定例会の際にも全部改正条例に修正箇所があれば村長として修正する考えがある旨回答した。それでも否決となった。可決されれば修正も可能であったが、否決されたので重複規定となることを避けるため廃止とした。

次に、担当課からの答弁で、条例を残すことについて、同じ首長のもとで同じ文言がある2つの条例が存在することは、処分庁自身がそごのある2つの条例を持つことはできない。全部改正の条例があるならば別だが改正前の条例が生きている限り二重条例となることは避けなければならない。よって廃止する。条例がないということは課題だが、新条例制定について村長から指示を受けているとの答弁。

討論に入りまして、反対討論として、新たな条例の制定の見通しが見えていない。重複しても残しておくべき。

賛成討論として、景観・開発の新条例が1月1日から施行されることから廃止に賛成。

採決したところ、議案第48号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例について。

感謝状の授与は表彰審議会の選考を必要とせず、各課で適時に授与できるように改正。施行は公布の日から。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第49号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例について。

マルチコピー機があるコンビニエンスストア等で、印鑑登録証明書を交付できる所要改正。令和5年3月1日から施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第50号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得制限の緩和、会計年度

任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件緩和、会計年度任用職員の子の1歳以降育児休業の取得の柔軟化。公布日から施行し、令和4年10月1日から適用。

質疑に入り、夫婦で交代できるとあり、2回まで急遽の場合も可能かの問いに、柔軟に対応できる規定だが実務的には厳しいかと思う。夫婦は重複休暇取得できるとの答弁。

子育てが大前提の理由かと思う。2日間といった短期間でも可能かの問いに、従前から年度を超えても可能となっていたが、取得困難であった。最短の期間は2週間。短期は有休対応との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第51号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供意思確認制度、60歳を超える職員給与の規定の整備。令和5年4月1日より施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第52号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年65歳、令和13年3月31日までは段階的に定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢対象者、管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、降任等を行うにあたり遵守基準等制定。令和5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与に関する法令の一部改正に準拠し、1、議員の期末手当12月期支給月数0.05月分の引上げ改定、2、来年度の6月期、12月期0.05月分の引上げ分の平準化。1は公布日から施行し、令和4年12月1日から適用。2は令和5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、1、特別職の期末手当の12月期支給月数0.05月分の引上げ改定、2、来年度の6月期、12月期0.05月分の引上げ分の平準化。1は公布日から施行し、令和4年12月1日から適用。2は令和5年4月1日施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第55号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和4年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し給与の改正。主な改正は1、若年層の給料平均0.3%引上げ遡及。初任給高卒で4,000円引上げ、2、期末手当の職階による引上げ、3、来年度の期末手当支給率の調整。公布日から施行し、1は令和4年4月1日適用、2は令和4年12月1日適用、3は令和5年4月1日適用。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第56号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程に伴い、フルタイム会計年度任用職員の給料表の改正。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第57号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例について。

昭和62年に寄付金300万円で基金化、預金利子分を図書購入から教育振興に改正。さらに基金の一部または全部を処分できる規定を追加。

なお、来年度は白馬南・北両小学校が開校150周年に当たるので、財源として検討中。公布日から施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

長野県が示す国民健康保険運営の中期的改革方針に基づき、令和9年度までに2次医療圏内の各市町村が、応益割保険料を標準保険料に近づけるため税率等の改正。令和5年4月1日施行。

質疑に入り、国保運営協議会で2回説明を受けている。全体で1,500円前後上がる世帯もあれば下がる世帯もある。均等割・平等割の改正によるアンバランスをいかに考えるかの問いに、応益割と所得割があるが、県の方針による改正。所得割は若干下がるが、応益割を上げざるを得ないとの答弁。

財政調整基金を崩す考えはないかの問いに、県が財政面に移行した以後、法定外繰入金が生じている。項目的に法定外となったものが発生した。法定外繰入れの解消も求められている。その原資として基金を考えているとの答弁。

1人当たりの医療費が低く高額医療の施設がない村だから低いと考える。県の方針による保険料水準の統一により、高い基準に引き上げられるがとの問いに、その考えは理解する。医療費指数が

県から示されており、それを低くすることも県から示されている。疾患予備軍がいることから安定することが必要なので広域化が必要。

討論に入りまして、反対討論。応益割の改正によりモデルケースの年収が低い者が引き上がっている。基金からの充当を望む。国の制度に問題があるとの反対討論。

採決したところ、議案第60号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について。

証明書コンビニ交付サービス開始に伴う手数料の改定。住民票の写し、印鑑登録証明書各250円に設定。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第61号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,681万円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,105万6,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。

総務課関係では、ふるさと納税事業1億5,466万3,000円の増額は、歳入のふるさと納税一般寄附金3億2,000万円増額に伴うクレジット決済手数料766万3,000円、返礼品送料等940万円、返礼業務委託料1億3,760万円。常備消防費52万2,000円減額は、北アルプス広域連合負担金で職員1名退職。防災事業49万1,000円の増額は、嶺方区の防災行政無線子局の修繕41万3,000円と災害時使用する携帯の通信費。ふるさと納税基金事業、歳入増額分からふるさと納税事業費を減額した残金2億2,400万円積立。

質疑に入りまして、しくみへの委託料について内容が分かるようにされたいとの問いに、検討はする。返礼品を求めない者もいる。その場合手数料は不要となる。委託料を細かく分ける手法、予算細目を設定する手法などもある。寄附額が増額になっても褒められないので、新年度予算の組立てを考えるとの答弁。

引き続いて、副村長から答弁で、昨年度並みの寄附額となることを評価していただきたい。途中経過では細かいことは示せない。評価いただける資料づくりに努める。予算は今後の推移を想定した見込額との答弁。

住民課関係であります。戸籍住民基本台帳事業24万5,000円は、マイナンバーカードの申請窓口を郵便局にも委託開設、財源は全額国交付金。11月末時点でのカード発行比率56.3%。住民国保事業77万円増額は、未就学児均等割分保険料減額分を国保事業特別会計へ繰出し、財源は国負担2分の1、県負担2分の1。公衆トイレ管理事業247万円増額は、電気料金等の光熱水費。塵芥処理事業1,254万円増額は、北アルプス広域連合負担金でエコパークの電気料等。

質疑に入りまして、リサイクルプラザ建設見込みは、次年度は完成させてもらいたいとの問いに、副村長より答弁で、広域は最終査定までになっている。金額はほぼ同じ。いかに調整し発注するかの段階と考える。

健康福祉課関係。心身障害者福祉事業627万7,000円増額は、自立支援給付費412万円、就労支援事業所への通所人員の増加と、日数増加による不足額。財源は国負担金2分の1、県負担金4分の1。令和3年度精算に基づく国庫負担金返還金215万7,000円。保健予防事業110万円減額は、一般職給料で育休取得者による。

質疑は特にありませんでした。

子育て支援課関係。学生等応援給付金事業110万円の減額は、申請期限と執行状況を勘案して減額。しろうま保育園運営事業199万4,000円増額は、正規職員1名が育休取得のため臨時職員を会計年度任用職員に登用のため、一般職員給料139万円増額。白馬在住の方が他県で里帰り出産となり、子供1人を他県の認定こども園に令和4年8月から令和5年3月まで入園のための広域入所負担金として60万4,000円。

質疑に入り、給付金事業について何人支給したかの問いに、147人に730万円支給。1人5万円支給と2万5,000円支給があるとの答弁。

教育課関係。学校環境整備事業91万6,000円の増額は、ICT業務等委託料でパソコン等のセキュリティー対策経費。南小学校管理事業14万円と北小学校管理事業21万円増額は、コロナ感染対策として空気清浄機、非接触温度計の設置等。財源は、国補助金2分の1。南小学校教育振興事業12万8,000円と北小学校教育振興事業30万1,000円増額は、準要保護児童援助費で学用品費と新入学児童を見込み。

意見として、スクールバスについて乗車できる・できない児童がいて、不満も出てきていることから、違う視点での運行をしてみたいとの意見が出されています。

生涯学習スポーツ課関係。伝統的建造物群保存事業130万6,000円の増額は、青鬼神社の本殿が傾き、冬期間に倒壊の恐れがあるので倒壊防止の仮設修繕工事。

質疑は特にありませんでした。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案第63号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,021万1,000円とするもの。

歳入では、一般被保険者国民保険税76万9,000円の減額は、未就学児均等割分保険料減額分。災害臨時特例補助金64万9,000円増額は、傷病手当金に係る補助金。一般会計繰入金76万9,000円増額は、未就学児均等割分保険料減額分。

歳出では、傷病手当金64万円の増額は、コロナ感染により就労できず給与等が受けられない人の増加が見込まれるため。

質疑、討論はなく採決したところ、議案第64号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

請願第3号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書。

提出者は、白馬村、長野県教職員組合白馬単組執行委員長、降旗尚樹、紹介議員、増井春美。受理年月日、令和4年11月14日。

請願事項は、へき地手当及びへき地手当に準じる支給率を教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すことについて、長野県知事、長野県議会議長に意見書の提出を求めるもの。

質疑に入り、県教育委員会の対応はの問いに、へき地については基準があり点数化して1級地、45点から79点から、5級地500点以上に分類し、点数が高いほどへき地度が高く、県内に5級地はなく、近隣では1級地が美麻小中学校、小谷村、白馬は該当しない。待遇面では、近隣県、新潟、富山、石川、岐阜の支給率は、1級地から5級まで8、12、16、20、25と積算率が統一されている。本県では1級地から5級まで2.7、3.7、4.7、5.7、6.7と長野県だけ低い水準になっている。

慎重審査の結果、討論はなく、採決したところ、請願第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出します。

請願第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書。

提出者、白馬村、長野県教職員組合白馬単組執行委員長、降旗尚樹、紹介議員、増井春美。受理年月日、令和4年11月14日。

請願事項は、1、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また複式学級の学級定員を引き下げること。

2、教育の機会均等とその水準維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上2項目について、政府及び関係行政官庁宛に意見書の提出を求めるもの。

質疑に入りまして、毎年提出され意見書を提出している。コロナ禍で教員はすべきことをしてから請願を提出すべき。夏はプールの授業も夏休み中もないという問いに、35人学級は法律改正により実施。36人から2クラスとなる。35人学級により教員定数が変更される。よってそれに見合った定数改善計画に基づく教員の配置を。義務教育費の国庫負担についても県で工夫が可能にな

っている。長野県は31億円を投資し30人学級を既に実施しているとの答弁。

教育課としてこの請願をいかに捉えているか。この請願どおりになれば長野県の負担は減少すると思うとの問いに、通級は1教員で20人くらい見ている。国庫負担の増加、教員数の増加になれば県独自で実施費用が加配や通級にお金が回るからありがたいとの答弁。

討論に入りまして、賛成討論として、提出した方がよい。国で教育予算をしっかりと組み、県へ村へという流れになるという討論です。

採決したところ、請願第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出します。

令和4年11月18日受理の陳情第7号 学校における黙食の緩和を求める陳情は、令和4年12月7日陳情の取下書が提出されました。

陳情第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

提出者、長野市、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子。受理年月日、令和4年11月10日。

陳情事項1、安全・安心の医療、介護実現のため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにもケア労働者の賃上げを支援すること。

2、医療や介護現場における夜勤交替制労働に係わる労働環境を抜本的に改善すること。

①として、労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている一人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制を取ること。

3として、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

以上3項目について、政府及び関係行政官庁宛に意見書の提出を求めるもの。

質疑に入り、毎年提出されている。改善されていないので提出されているが効果がない。状況はとの問いに、現場で働いている者はコロナで大変な思いをしている。改善には至っていないとの答弁。

慎重審査の結果、討論はなく、採決したところ、陳情第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。これにより委員会として意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の審査報告等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 白馬村債権管理条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。第10番加藤亮輔議員。反対ですか、賛成ですか。

第10番(加藤亮輔君) 反対です。

10番加藤亮輔。白馬村環境基本条例を廃止する条例の反対討論を行ないます。

反対の理由は、白馬村が環境基本条例のない村になるからです。今、世界中で温暖化による気候変動が起こり、台風の巨大化をはじめ熱波による森林の喪失、氷河の融解など地球のあらゆる地域で大災害が起こっています。生態系及び食料生産、健康への影響も甚大です。原因と考えられるCO₂を含む温室効果ガスの削減に全力で取り組むことは、白馬村をはじめ世界の課題です。

白馬高校生が、雪を守れ、地球環境を守ろうとデモを行ったことをきっかけに、村は2019年12月に気候非常事態宣言、2020年2月にゼロカーボンシティ宣言を発信、地球環境を守る先進地域として期待される村になり、その動向は注目の的であり責任も生まれています。

この9月議会で、景観行政団体移行に伴い、景観条例、開発事業の調整等に関する条例が制定する中、新環境基本条例は不十分と判断され可決されず現環境基本条例が存続する状態です。

村は、2つの新規条例と現環境基本条例の重複を避けるとの理由から、今回、現環境基本条例を廃案するとの提案です。

しかし、日本における法体系は、憲法を頂点とした法体系であり、ほかに法律、政令、省令、条例、規則があり、それぞれの法が抵触、矛盾することなく、法秩序の論理体系を維持する必要から、

所管事項の原理、形式効力の原理、後方優先の原理、特別法優先の原理の4つの原理があります。

仮に、環境・景観・開発の事業範囲で新しい判断が求められた場合は、後方優先の原理を適用し、平成11年の環境基本条例よりも、令和4年10月の景観条例、開発事業の調整等に関する条例に記載されている条文判断が優先適用されます。重複の心配はありません。

白馬村は、法秩序の論理体系の4つの原理をどのように処理しているのか、疑問に禁じ得ません。もし、この議案が採択されれば、白馬村が進んで環境基本条例を廃止したことになり、その影響は大きく心配です。

議長（太田伸子君） 加藤議員、3分。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） まず、多種多様な分野の関係者の要望を取り入れ、新環境基本条例の制定が望まれると同時に――

議長（太田伸子君） 加藤議員。加藤議員、3分たっております。

第10番（加藤亮輔君） 制定されます。この条例を残すことを望みます。

以上です。

議長（太田伸子君） 加藤議員、3分過ぎておりますので、お気をつけください。

他に討論はありませんか。第4番切久保達也議員。賛成ですか、反対ですか。

第4番（切久保達也君） 賛成です。議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例について、条例を廃止することに賛成の立場で討論いたします。

環境基本条例の廃止は、白馬村が制定する条例に重複する規定があるため、廃止するものです。行政側からは、後方優先の原則は、法律に対してのみの考えという解釈が示されているとの説明があり、重複し、規制等の内容が違う条例が白馬村に複数条例として存在することは避けなければなりません。

なお、環境基本条例を廃止しても、個別の計画が策定されており、その計画により事業の推進が可能であり、また環境基本法等上位法が複数あり、新条例制定に伴い担当課において要綱の制定、県条例の規定があることから、事務の執行に当たっては支障がないとの説明がありました。

よって、条例を廃止することに賛成いたします。

以上。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 白馬村環境基本条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第49号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 白馬村表彰条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 白馬村印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 白馬村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号 一般職の職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号 白馬村教育振興基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。第10番加藤亮輔議員。加藤亮輔議員、3分以内でお願いいたします。

第10番（加藤亮輔君） はい。10番加藤亮輔。議案第60号の反対討論を行ないます。

この条例は、市町村運営から県単位運営に、平成30年に制度を変更し、保険料金の県内同一料金の方針の下、第一段階として、令和9年度までに大北圏域の保険料の統一基準のための値上げです。白馬村の国保会計が赤字になったわけではありません。来年の5年度の値上げ平均年額は1,400円で、平成9年度までの値上げ合計金額は6,900円が予定されています。

その影響は、試算によると、低所得者に多く現れます。本来国民健康保険制度は、国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を寄与する社会保障制度です。国民健康保険法第1条、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、4条に国・県・市町村の責務が定められています。にもかかわらず、財源不足を受益者負担で

処理しようと保険税の引上げを提案する国・県の方針は、国保制度を安易な相互扶助の支え合い制度と社会保障制度を矮小化し責任転嫁しています。

また、憲法25条にも健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると決められています。憲法では、国が増進に努めよと指示しています。

また一方、村の令和3年度の国保会計の決算を見ますと、歳入総額は10億3,041万円で、歳出総額は10億2,498万円です。プラス543万円。また国保の積立貯金である財政調整基金は793万円積み立て、令和3年度末の積立残高は1億8,249万円です。

来年度、県への支出金に不足が生じる額は、白馬村の場合、世帯数が1,684、1世帯1,400円で、236万円の不足が生じるおそれがありますけども、この分は、今の1億8,240万円から対応できます。本来、国が行なうべき――

議長（太田伸子君） 加藤議員、3分が過ぎました。

第10番（加藤亮輔君） はい。以上の理由で、議案第60号の反対討論といたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第64号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。請願第3号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。請願第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額・義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時11分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長（津滝俊幸君） 8番、津滝俊幸です。それでは、委員会の審査報告をいたします。

令和4年度第4回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は10件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定について。公の施設は、白馬グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋、白馬村野外緑地広場。指定管理者となる団体は、一般財団法人白馬村振興公社。住所、白馬村大字神城21474番地1。指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

質疑、意見に入り、使用料は幾らか。4施設で年間450万円。4施設一括指定の理由と指定先が白馬村振興公社とされた理由はの質問に、指定管理者制度に関する運用方針の定めにより、公募することが適さないと認める事項により指定する施設をまとめることにより、負担軽減のメリットがあることから、現状と同じように一括指定したと答弁がありました。

八方池山荘やグリーンスポーツの施設改修と委託期間の調整は、答弁として、八方池山荘の改修は令和10年以降になる予定で、PFIを検討中。猿倉山荘は再委託で白馬館へ委託予定、グリーンスポーツは本年度施設改修の補助申請をしたが採択されず、次年度へ向けて新たな補助を探していく。

討論はありませんでした。

採決したところ、議案第43号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第44号 村道路線の廃止について。飯田地区の村道2037号線、起点は白馬村大字神城22618番地3地先から終点同22590番地先までの延長432.3メートルを、JRの踏切が廃止され、通り抜けられなくなることから路線廃止するものです。

質疑、意見、討論はありませんでした。

採決したところ、議案第44号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号 村道路線の認定について。飯田地区へ村道2271号線、起点は白馬村大字神城22618番地10地先から終点同22621番地2地先まで延長138メートルと、同地区村道2272号線、起点は白馬村大字神城22622番地8地先から終点同22590番地1地先までの延長272.5メートルを路線認定するものです。

質疑、意見に入り、新たに認定する2271号線は行き止まりになるが、行き止まりは認定しない原則があるのがよいかの問いに、答弁として、平成13年に村道認定基準に関する要項を制定、基本的認定条件の特例により、今回はそれを適用した。

討論はありませんでした。

採決したところ、議案第45号は、委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。白馬村開発行為の調整等に関する条例制定により、新たに白馬村開発審議会が設置されることに伴い、委員報酬を規定する条例改正です。

内容は、委員報酬日額6,100円、半日3,800円です。

質疑、意見に入り、意見として、選定委員について、審議会で1回も発言しない委員がいるのはよくない。選考には配慮願いたい。

討論はありませんでした。

採決したところ、議案第58号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例について。「開発行為」、「開発事業者」及び「事業主」に関する用語の定義、それに伴う条例中、事前協議、協定の締結、公表の各条項中の文言を改正するもの。

質疑、意見、討論はありませんでした。

採決したところ、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第4号）所管事項です。

5款農政課関係。農林業費、農地費48万4,000円増額は、村単土地改良事業において、農道台帳補正のための測量委託料、林業振興費322万7,000円増額は、森林整備事業補助金返還金として42万8,000円、有害鳥獣被害対策事業において、飯田地区と大出地区に金網フェンス・電気柵設置に272万7,000円、森林経営管理制度推進事業は増減がなく、ナラ枯れ対策への事業費増額や農業体験実習館へのペレットストーブ設置工事の完了に伴う不用額の減額が主なものです。

質疑、意見はありませんでした。

6款観光課関係。観光商工費、観光施設整備費の181万5,000円増額は、平地観光施設管理事業において、白馬村が整備したWi-Fiのサーバーが故障したことにより交換するための費用、商工振興費110万円増額は、新型コロナウイルス感染症事業において、手持ちの抗原検査キットが終わったことから、ウィンターシーズンに備え、新たに1,100セット購入するものです。

質疑、意見で、今もWi-Fiは15分で切れてしまう設定かの問いに、答弁として、現在は12時間接続できるよう変更。パスワード認証は7日間保存される。パスワードを7日以上保存できるか、外国人が増加する時期となるので、サーバーの認証保有数を確認する。

続いて、7款建設課関係です。土木費、道路維持費の3,903万円増額は、道路維持管理補修事業、光熱水費の道路照明の電気代高騰により87万円増額。除雪事業、燃料費、光熱水費は、燃料代や電気代高騰により780万円増額。除雪機械整備事業に凍結防止材散布車購入に3,036万円増額するものです。

道路新設改良費5,180万円の減額は、飯田地区大和出踏切改良事業を資材高騰により令和5年度で実施することによるもの。

河川総務費300万円の減額は、菅沢における倒木処理について、県の予算がつかなかったことにより事業中止としたため。

質疑、意見に入り、凍結防止剤散布車購入の自己負担は幾らかの問いに、答弁として、緊急自然災害防止対策事業債が適用され、起債充当率100%で交付税措置が70%となる。よって30%が村負担。現在使用している車両は廃車処分とする予定という答弁でした。

討論はなく、採決したところ、議案第63号の委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号 白馬村水道事業会計補正予算（第2号）。収益的収入286万円増額し、総額3億1,266万1,000円に、収益的支出に378万5,000円増額し、総額2億7,569万3,000円に改めるもの。予算第4条本文括弧書中、不足する額1億883万円を、不足する額4億711万3,000円に改め、資本的収入に177万5,000円増額し、総額5,062万8,000円に、資本的支出に3億5万8,000円増額し、総額4億5,774万1,000円に改めるものです。

内容は、人事院勧告による一般職員の人件費の増額、物件移転費に伴う補償費の増額及び工事費の増額、投資有価証券の購入による増額が主なものです。

質疑、意見に入り、有価証券の内容はの問いに、答弁として、積立金を活用し、東京電力の社債を購入予定。アドバイスは野村証券・SMB C日興証券からあった。国債より東電の社債のほうが利回りがよく、倒産しても優先的に配分される仕組みとなっている。

討論はなく、採決したところ、議案第65号 白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第66号 白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）。収益的収入に180万円増額し、総額4億8,570万6,000円に、収益的支出に131万9,000円増額し、総額4億8,514万3,000円に改めるものです。

内容は、建設改良に伴う物件補償費の増額やマンホールの修繕費及び材料費の増額が主なもので

す。資本的収入及び支出では増減がありません。

質疑、意見に入り、マンホールの施工位置に基準はあるのかの問いに、答弁として、基本は、歩道もしくは車の走行に支障のない場所へ施工。走行に支障がある場合は調整していくので依頼してほしいという答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第66号 白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

請願について。

請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願。受理年月日は、令和4年11月15日、提出者は白馬村索道事業者協議会、会長は松沢修さん、紹介議員は切久保達也議員です。

請願の内容は、軽油引取税の課税免除の特例措置が、令和6年3月末で廃止されることから、同制度の継続を求めるものです。

質疑、意見、討論はありませんでした。

採決したところ、請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。よって、意見書を提出いたします。

続きまして陳情について。

陳情第6号 除雪作業に関する陳情。受理年月日は、令和4年11月14日、提出者は白馬建設業組合、組合長太田具英さんです。小雪による稼働の減少や、機械の維持管理に要する費用の増大などにより、除雪機械の管理費用を長野県と同等の単価への要望や燃料費の高騰による稼働単価の見直し、労務費の休日・時間外での割増しを願うものです。

提出者により陳情内容について趣旨説明を受けた後、説明者への質問や行政への質疑を行ないました。

質問として、除雪委託料の内容について説明してほしい。行政側から、委託料は稼働した時間により支払われる稼働費と、機械を保持維持していくために必要な経費としての管理費がある。管理費では11トン級除雪車で80万円前後、特殊車両となるロータリー車で250万円程度、稼働費は時間当たり2万円、ロータリー車では3万7,000円から3万8,000円程度で、単価は県単価の70%で設定している。小雪時では管理費でなるべくカバーする仕組みにしてある。仕組みづくりは毎年組合と話し合いを行ない、合意形成していると答弁がありました。

入札方式で委託業者を決定している。予定価格の決定方法について説明を求めました。行政側からは、人件費や機械の償却費・燃料費などにより積算している。10月の県単価を使用して設定している。当然、県単価が上がれば、村単価も上昇率分単価改定するとの答弁がありました。

説明者へ、価格改定は来年へ向けての趣旨でよいかの質問に、説明者からは、それでよい。予算もあることから簡単ではないと思っている。事業者の努力でも賄えないことを理解してほしい。今後、産業経済委員会と組合との懇談もお願いしたいという答えが返ってきました。

採決したところ、陳情第6号 除雪作業に関する陳情は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第43号 白馬村グリーンスポーツ、夢白馬施設、山小屋等の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第44号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第45号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第58号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

失礼しました、議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第62号 白馬村開発行為の調整等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第65号 令和4年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第66号 令和4年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、採択です。請願第5号 免税軽油制度の継続を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、請願第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。陳情第6号 除雪作業に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査していただきました議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。議案第63号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

村長から、同意案件の申出、議案の申出、総務社会委員長より発委の申出、産業経済委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第2 同意第3号から、日程第7 発委第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は、挙手によって行ないます。

日程第2 同意第3号から、日程第7 発委第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第2 同意第3号から、日程第7 発委第9号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

△日程第2 同意第3号 白馬村副村長の選任について

議長（太田伸子君） これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第2 同意第3号は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思

いますが、これについて採決いたします。

この採決は、挙手によって行ないます。

同意第3号は、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、同意第3号は、質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

日程第2 同意第3号 白馬村副村長の選任についてを議題といたします。

吉田参事兼総務課長の退席を求めます。

(吉田参事兼総務課長退席)

議長（太田伸子君） 提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第3号 白馬村副村長の選任について。次の者を白馬村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をいただきたく存じます。

住所、白馬村大字北城1275番地126、氏名、吉田久夫、生年月日、昭和39年3月6日。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。

同意第3号 白馬村副村長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

吉田参事兼総務課長は、議場に入場してください。

(吉田参事兼総務課長入場)

議長（太田伸子君） 吉田参事兼総務課長、ただいまの同意案件は、同意することに決定しましたので報告いたします。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第3 議案第67号 工事施行に関する協定の締結について

議長（太田伸子君） 日程第3 議案第67号 工事施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第67号 工事施行に関する協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案は、踏切の拡幅工事に伴い、東日本旅客鉄道株式会社長野支社と工事施行に関する協定を締結したいことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的及び工事場所につきましては、大糸線神城駅構内の大和出踏切拡幅工事です。契約金額は1億5,871万2,000円で、令和5年度までの2か年の協定となります。契約の相手方は、議案書記載のとおりでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第67号 工事施行に関する協定の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 発委第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第4 発委第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） 発委第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書。請願第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、近隣県より支給率が低くなっているへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、近隣県との均衡を勘案し、平成17年度以前の水準に戻すことを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。

なお、提出先は、長野県知事、長野県議会議長です。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第7号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第5 発委第7号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） 発委第7号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。請願第4号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、長野県では、すでに30人規模学級が実施されているが、国では、小学校の35人学級を令和3年度から5年計画で段階的に実施していくことになったが、中学校は40人学級のままとなっています。新しい生活様式における身体的な距離の十分な確保及び教員の教材研究、授業準備の時間を十分に確保し、行き届いた教育を行なうため、2項目について改正等を行なうことを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣です。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

議長(太田伸子君) 日程第6 発委第8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長(松本喜美人君) 発委第8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。陳情第5号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員等の配置基準の抜本的な見直し及び大幅な増員並びにケア労働者の安定的な人員確保など3項目の改善・整備を求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第8号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第8号は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第7 発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長（津滝俊幸君） 8番、津滝俊幸です。発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書。請願第5号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、令和6年3月末で免税軽油の特例措置が廃止されることから、免税軽油の継続を求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第9号 免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第9号は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和4年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、今月5日に開会し、本日まで10日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会の開会の挨拶でも触れましたが、予算編成について初めて取り組むこととなります。令和5年度予算編成の基本方針では、白馬村第5次総合計画の基本理念を実現することを目指しつつ、自身の公約の実現をするために、積極的かつ重点的に取り組む事業を意識し、各課において予算編成の基礎となる予算要求作業を進めております。今月下旬には、公約実現事業などの政策的経費についても内容を精査し、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、持続可能な財政運営を推進しながら、新年度の予算編成作業を、3月に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

また、一般質問では、登壇されました10名の議員の方々から、今後の村政運営における新型コロナウイルス感染症対策や公共施設整備方針など、村政における重要案件や村の将来像について、貴重なご意見やご提言、並びに期待のお言葉をいただきました。ご意見やご提言については真摯に受け止め、今後の村政運営において総合的に検討していきたいと思っております。

会期中の先週10日には、長野県阿部知事にお越しいただき、村長室での対話、続いて、村民の皆様との県民対話集会が開催され、議員の皆様にもご参加いただき、冬季シーズンにおける感染症対策などのテーマをはじめ、本村の産業で最も重要である策道事業について、県としての捉え方等について、意見交換をする貴重な機会をいただきました。大変忙しい時期での開催でありましたが、ご参加いただきました皆様に改めて感謝を申し上げるところです。

さて、厚生労働省の専門家組織のアドバイザリーボード会議において、検血時の検査用検体の残余血液を用いた新型コロナウイルスの抗体保有率実態調査の結果が報告されました。新型コロナウイルスの感染によってできた抗体の保有率は、本年11月時点で全国平均は26.5%ということです。この調査は、今夏の感染拡大を経た現状の全国の抗体保有状況について迅速に把握する観点から、日本赤十字社の協力の下、全都道府県を対象に、検血時の検査用検体の残余血液を用い、実施されたものです。

都道府県別では、沖縄県が46.6%と最も高く、次いで、大阪府の40.7%、鹿児島県の35.2%、一方、最も低かったのは長野県で9.0%、次いで、徳島県で13.1%、愛媛県の14.4%と、最高の沖縄県と最低の長野県では、5倍以上の地域差が見られたことになります。

年代別の傾向では、年齢が高くなるにつれて保有率が低下しており、高齢者よりも若年層のほうが社会経済活動が活発である一方で、高齢者の方は抗体価の低下のスピードが早いことが挙げられます。この調査結果は、検血者だけを対象にしており、偏りがあることから、都道府県の本来の人口単位での抗体保有率とは、やや異なるものと見られるものの、都道府県ごとの傾向は確認できるとしております。

これら結果も踏まえて、アドバイザリーボード会議では、新型コロナの感染症法上の位置づけ見直しについて、前回会議に引き続き、今月7日に議論が交わされ、統計数値を用いて、コロナの致死率は季節性インフルエンザに近づきつつあると指摘し、分類見直しの議論を加速すべきだと強調するなど、まとめ次第、公表する考えを示しております。

感染症法における分類の見直しがされますと、これまでは2類を念頭に置いていた対応が解除され、ウイズコロナを唱える新たな段階への移行となり、本村、観光振興にとっても、国内外への観光プロモーション活動を積極的に図れることとなることから期待するところです。

本日、追加議案として提出させていただきました副村長の選任同意につき、お認めをいただき、誠にありがとうございました。今後は、新副村長をはじめ職員と共に、議員や村民の皆様のご協力をいただきながら、公約に掲げた村づくりの実現に向け、邁進してまいります。

待望のまとまった降雪があり、いよいよ本格的な冬シーズンがスタートとなります。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、ますますご活躍をいただくとともに、よい年を迎えられ、また、新しい年も引き続きご指導並びにご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、村民の皆様にとってもよりよき1年となるよう祈念を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせて

いただきます。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和4年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時06分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月14日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員